

# 15歳以上就業者数における技術者数

15歳以上就業者 6,153万人

事務従事者 1,219万人  
19.8%

管理的職業従事者  
150万人  
2.4%

サービス職業従事者  
618万人  
10.0%

販売従事者  
887万人  
14.4%

生産工程・労務作業者 1,699万人  
27.6%

・一般機械器具組立・修理作業者 105万人  
・電気機械器具組立・修理作業者 111万人  
・建設作業者 259万人  
・金属加工作業者 150万人  
・食料品製造作業者 137万人  
・運搬労務作業者 164万人  
等

専門的・技術的職業従事者

854万人  
13.9%

技術者  
214万人  
3.5%

・科学研究者 15万人  
・保健医療従事者 265万人  
・教員 140万人  
(うち大学教員17万人)  
・法務従事者 6万人  
・美術家・写真家・デザイナー  
27万人  
等

・農林水産業・食品技術者 5万人  
・金属製錬技術者 2万人  
・機械・航空機・造船技術者 28万人  
・電気・電子技術者 30万人  
・化学技術者 7万人  
・建築技術者 23万人  
・土木・測量技術者 31万人  
・システムエンジニア 75万人  
・プログラマー 7万人  
等

## 日本標準職業分類(<http://www.stat.go.jp/index/seido/shokgyou/5naiyou.htm>)

### ●専門的・技術的職業従事者:

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

### ・「科学研究者」(2005年 15万人):

研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。(注:研究という行為ではなく、研究に従事する場所で区分)

この仕事を遂行するには、通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは「教員」に分類される。

### ・「技術者」(2005年 214万人):

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・監督・研究などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは「科学研究者」に分類される。

### ●生産工程・労務従事者(2005年 1742万人):

機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

## 科学技術研究調査(総務省)

### ●「研究者」(2008年 83万人):

企業、研究機関、大学等において、大学(短期大学を除く)又はこれと同等以上の専門知識を有するもので、特定のテーマをもって研究を行っている者。(注:平成14年度科学技術白書 [www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpbb200301/hpbb200301\\_2\\_008.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbb200301/hpbb200301_2_008.html)によれば、従事する場所(=機関)に関係なく、研究という従事内容で区分しているため、国勢調査における「技術者」、「教員」(特に大学教員)の一部もここに含まれていると考えられる)

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A		専門的・技術的職業従事者	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。		
A	01	科学研究者	研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは中分類[15]に分類される。		
A	011	自然科学系研究者	研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の仕事に従事するものをいう。 ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは大分類[生産工程・労務作業]の該当する項目に分類される。	地球物理学研究員;物理学研究員;化学研究員;食品化学研究員;低温科学研究員;数学研究員;統計数理研究員;金属材料研究員;機械工学研究員;電気工学研究員;通信工学研究員;電子工学研究員;繊維工学研究員;土木工学研究員;建築工学研究員;情報工学研究員;農学研究員;畜産研究員;動物学研究員;林学研究員;植物学研究員;水産学研究員;バイオテクノロジー研究員;医学研究員;獣医学研究員;血液研究員;薬学研究員;製糸研究員;地質研究員;地震研究員;天文研究員;気象研究員	技術者[02~07の該当する項目];大学教授[156];大学附置研究所教授[156];検査工[51~79の該当する項目];製図工[726];写図工[726]
A	012	人文・社会科学系研究者	研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学に関する固有の研究テーマをもって、専ら調査・研究などの専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。	哲学研究員;宗教研究員;史学研究員;史料研究員;歴史研究員;文学研究員;国語研究員;言語研究員;美術研究員;絵画研究員;心理学研究員;教育研究員;社会学研究員;法学研究員;経済学研究員;農業経済研究員;人口学研究員;商学研究員;経営学研究員	大学附属研究所教授[156];大学教授[156]
A	02	農林水産業・食品技術者	科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業及び食品製造における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。		
A	021	農業技術者	作物(稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・植木)の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布や農産物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、飼料作物の栽培に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[022]に分類される。	農業技術者;農業技術士;農業改良普及員(地域);農業改良普及員(作物);農業専門技術員;しいたけ栽培技術者;たばこ栽培技術者;植木栽培技術者;営農指導員(作物);たばこ耕作指導員;農産物検査員	営農指導員(畜産)[022];畜産技術者[022];森林種苗技術員[023];農業土木技術者[052];森林土木技術者[052];農業検査員[209];肥料検査員[209];生活改良普及員[209];生活専門技術員[209]
A	022	畜産技術者	家畜・家さん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。	営農指導員(畜産);畜産技術者;農業改良普及員(畜産);乳質検査員(牧場);ふ化技術者;種付技術者;家畜人工授精師;畜産コンサルタント;養鶏技術者;雌雄鑑別師(初生ひな)	営農指導員(作物)[021];獣医師[083]
A	023	林業技術者	造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、保育及び林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。	森林種苗技術員;林業専門技術員;林業改良指導員;林業技術士;林産物検査員;林業技士;樹木医;森林インストラクター;営林(支)局・署技術者	森林土木技術者[052];治山・治水技術者[052];森林測量技術者[053];木材加工技術者[049]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	024	水産技術者	水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。	水産技術士；水産技術者；水産業専門技術員；水産業改良普及員；水産資源保護指導員；魚介類養殖技術者；真珠養殖技術者；のり(海苔)養殖技術者	水産食品製造技術者〔025〕
A	025	食品技術者	各種飲食料品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔119〕に分類される。	食品製造技術者；製粉技術者；製菓技術者；製糖技術者；酪農製品技術者；水産食品製造技術者；醸造試験技術者；醸造技術者；マーガリン製造技術者；しょう油・味そ製造技術者；食品缶詰製造技術者；製茶技術者；清涼飲料製造技術者；食品化学技術者；製氷技術者；食品冷凍技術者	と畜検査員〔083〕；食品衛生監視員〔119〕
A	029	その他の農林水産業・食品技術者	小分類〔021～025〕に含まれない農林水産業・食品に関する技術的な仕事に従事するものをいう。	農業改良普及員(養蚕)；蚕業技術員；繭検定技術員；養蚕産地育成推進員	製糸技術者〔049〕；生糸検査員〔209〕
A	03	機械・電気技術者	機械、電気及び同製品の製造などに関する企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験が必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔01〕に分類される。		
A	031	機械技術者	各種機械器具(電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く)・機械設備などに関する企画・設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ただし、や(冶)金・航空機・造船・電気技術者は含まれない。	機械設計技術者；工具設計技術者；自動車設計技術者；工作機械設計検査技術者；内燃機関設計技術者；建設機械設計技術者；水道用機械設計技術者；ボイラー設計技術者；蒸気原動機設計技術者；荷役機械設計技術者；機械金型設計技師；水カタービン設計技術者；プラント設計技師；機械配置技術者；衡器製作技術者；紡機製造検査技術者；造機工務技術者；工作機械組立技術員；機械工作技術者；機械技術指導員；車両検査技術者；自動車修理技術指導員；建設機械製造技術者；空気調和機械製造技術者；荷役機械製造技術者；配管技術者；水カタービン製造技術者；缶詰機械製造技術者；金属機械技術員；航空計器技術者；製材機械技術者；精密機械技術者；染色機械技術者；光学機械技術者；航空機機関技術者；製菓機械技術者；機械技術士；機械工業技術者；内燃力発電機械技術者；ボイラー・タービン主任技術者；船用機関技術者	航空機技術者〔032〕；造船技術者〔033〕；電気機械技術者〔034〕；や(冶)金技術者〔041〕；機械デザイナー〔184〕
A	032	航空機技術者	航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について、技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔031〕に分類される。	航空機技術者；航空機技術士；航空発動機製造技術者；グライダー設計技術者；航空機組立技術者；航空機用プロペラ製作技術者	航空機機関技術者〔031〕；航空計器技術者〔031〕；航空整備士〔593〕
A	033	造船技術者	船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、船用機関計器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは小分類〔031〕に分類される。	船舶技術士；船舶設計技術者；船体設計士；造船技術者；ボート製造技術者；木造船製造技術者；船用電気技術者；船用電気設計技術者；船舶ぎ装技術者	船用機関技術者〔031〕；船大工〔665〕；大工〔771〕

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	034	電気技術者	<p>強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置などの各種電気機械器具(通信機器を除く)の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは含まれない。</p>	<p>電気設計技術者;真空管技術者;電子管製造技術者; 電気機械設計技術者;電気機械技術者;電気技術士; 電気技術者;電気冷凍機技術者;半導体製品製造技術者; 電力技術者;エックス線装置製造技術者(医療用); 車両電気技術者;精密測定器技術者(電気式);集積回路製品技術者;電気試験技術者;レーダー製造技術者; テレビジョン製造技術者;ラジオ製造技術者;電気主任技術者;変電技術者;電子計算機製造技術者;LSI開発技術者;情報機器開発技術者;電気音響装置製造技術者;給電技術者;電気工事技術者;弱電工事技術者;高圧電気工事技術者;制御盤設計技術者;整流器設計技術者;配電盤設計技術者;発電機設計技術者</p>	<p>電話技術者[035];有線電気通信技術者[035];電気化学技術者(金属製造処理)[041];電気化学技術者(アルミナ製造)[042];無線通信員[501];無線技術士[501];有線テレビジョン技術者[502];電波監視官[509]</p>
A	035	電気通信技術者	<p>通信機器の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、有線電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理・端末設備等の接続工事などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは中分類[50]に分類される。</p>	<p>電気通信技術者;電気通信主任技術者;電気通信施設技術者;有線電気通信技術者;無線電気通信技術者; 電話技術者;電話修理技術者</p>	<p>無線通信員[501];無線技術士[501];有線テレビジョン技術者[502];電波監視官[509]</p>
A	036	原子力技術者	<p>原子炉等の原子核エネルギー発生装置、核燃料、ラジオ・アイソトープ、粒子加速器等の放射線発生装置、放射線計測装置等の設計・製作・利用、及びこれらに伴う放射線の防護に関する技術的な仕事に従事するものをいう。</p>	<p>原子炉運転技術者;放射線機器製造技術者;核燃料製造技術者;核燃料取扱技術者;核燃料取扱主任者;ラジオ・アイソトープ取扱技術者;原子力機器製造技術者; 放射能分析技術者;原子炉主任技術者;エックス線技師(医療を除く);エックス線装置製造技術者(医療用を除く);放射線取扱主任者;放射性廃棄物取扱技術者; 放射線利用機器取扱技術者</p>	<p>エックス線装置製造技術者(医療用)[034]; 診療放射線技師[101]</p>
A	04	鉱工業技術者(機械・電気技術者を除く)	<p>科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、鉱工業生産(機械・電気分野を除く)における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。</p> <p>ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。</p>		
A	041	金属製錬技術者	<p>金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・管理・監督・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[042]に分類される。</p>	<p>製鉄技術者;製鋼技術者;銅精錬技術者;アルミニウム精錬技師;や(冶)金技術者;鑄物技術者;鑄造技術者; 金属精錬技術者;電気製錬技術者;電解炉操炉技術者;金属製錬技術者(電気分解・電気炉などによるもの);電気化学技術者(金属製造処理);熱処理技術者(金属製錬);鑄造技術者;合金技術者;圧延技術者;金属試験技術者;金属技術士;金属材料試験技術者</p>	<p>非金属精製技術者[042]</p>
A	042	化学技術者	<p>化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、や(冶)金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。</p>	<p>工業化学技術者;化学技術士;電気化学技術者(アルミナ製造);化学薬品製造技術者;無機薬品製造技術者; アンモニア合成技術者;硫酸製造技術者;硝酸製造技術者;ソーダ工業技術者;メタノール製造技術者;りん酸製造化学技術者;活性炭製造技術者;カーバイド製造技術者;油脂化学技術者;塗料製造技術者;合成ゴム製造技術者;木材化学工業技術者;医薬品製造技術者;ワクチン製造技術者;薬品分析試験技術者;火薬製造技術者;火薬類取扱責任者;ガス主任技術者;石炭乾留製造技術者;石油精製技術者;化学繊維製造技術者;合成繊維製造技術者;プラスチック製造技術者;プラスチック製品製造技術者;高分子化学技術者;非金属精製技術者;毒物・劇物取扱責任者</p>	<p>マーガリン製造技術者[025];電気化学技術者(金属製造処理)[041];染色技術者[049]</p>

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	043	窯業技術者	陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろろ・セメントなどの窯業製品・研磨材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、陶磁器などのデザインの仕事に従事するものは小分類[184]に分類される。	陶磁器成形技術者; 絶縁陶磁器製造技術者; 耐火物製造技術者; 石綿製品製造技術者; ガラス製造技術者; ガラス繊維製造技術者; ファインセラミックス製造技術者; セメント製造技術者; セメント分析技術者; 炭素製品製造技術者; 焼石こう製造技術者; れんが製造技術者; 研削材製造技術者; 研削と石製造技術者; 製瓶技術者	陶磁器デザイナー[184]
A	049	その他の鉱工業技術者	小分類[031~043]に含まれない鉱工業に関する技術的な仕事に従事するものをいう。	鉱山技術者; 鉱山技術士; 鉱山調査技術者; 探鉱技術者; 電気探鉱技術者; 物理探鉱技術者; 試すい(錐)技術者; 磁力探鉱技術者; 金属鉱山地質技術者; 石油鉱山地質技術者; 探炭技術者; 探油技術者; 鉱山保安技術管理者(副保安技術管理者を含む); 精練・漂白技術者; 染色技術者; 紡績技術者; 製糸技術者; 製織技術者; 染色加工技術者; ニット(メリヤス)製造技術者; フェルト製造技術者; 石綿紡績技術者; 高圧ガス製造保安技術管理者; 木材加工技術者; 被服製造技術者; たばこ製造技術者	化学繊維製造技術者[042]; 地質調査技術者[079]; 被服製造技術者[079]; 安全工業技術員[079]; 服飾デザイナー[184]; 発破員[759]
A	05	建築・土木・測量技術者	科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験が必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。		
A	051	建築技術者	住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは小分類[209]に分類される。	建築士; 建築設計監督技術者; 建築設備技術者; 建築技師; 建築技術者	土地家屋調査士[209]; 大工[771]
A	052	土木技術者	道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものは小分類[209]に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な仕事に従事するものは小分類[053]に分類される。	土木技術者; 建設技術士; 道路技術者; 橋りょう技術者; ずい道技術者; 河川土木技術者; 港湾技術者; 鉄道工事設計技師; 水道建設技術者; 水道技術士; 上下水道設計工事監督者; 空港建設技術者; 庭園設計技術者; 森林土木技術者; 治山・治水技術者; 農業土木技術者	測量士[053]; 土地家屋調査士[209]
A	053	測量技術者	土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。	測量士; 測量士補; 測量技術者; 森林測量技術者; 道路測量士; 鉱山測量技術者; 水路測量技術者; 港湾測量技術者; 方位測定技術員; 航空写真測量技術者; 地図測量士	土木技術者[052]; 測量作業員[779]
A	06	情報処理技術者	電子計算機を用いて、情報の整理・加工・蓄積・検索等を行うことを目的とし、情報処理技術に関する専門知識・経験をもって、システムの分析・設計・プログラムの設計・作成についての技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験が必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。		
A	061	システム・エンジニア	電子計算機による情報の整理・加工・蓄積・検索等に関する機械化された業務システムの分析・設計及びプログラムの設計についての技術的な仕事に従事するものをいう。	システム・エンジニア; ソフトウェア・エンジニア; システム・アナリスト; システム・デザイナー; システム・プランナー	電子計算機製造技術者[034]; キーパンチャー[312]; 電子計算機オペレーター[313]
A	062	プログラマー	システム設計書に基づいて、各種プログラム及びコンピュータ処理に必要な操作手引書等を作成するものをいう。	プログラマー; ゲームプログラマー; CGプログラマー; 情報システムプログラマー	システム・エンジニア[061]; キーパンチャー[312]; 電子計算機オペレーター[313]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	07	その他の技術者	中分類[02～06]に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。		
A	079	他に分類されない技術者	地質調査技術者など、小分類[021～062]に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。	地質調査技術者；安全工業技術員；生産管理技能士；衛生工学技能士；作業環境測定士；し尿処理施設技術者；労働安全コンサルタント；印刷技術者；サーチャー	気象研究員[011]；金属鉱山地質技術者[049]；製図工[726]；写図工[726]
A	08	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医薬・獣医薬・薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師は中分類[01]に分類される。 (2) 獣医学的知識に基づいて、家畜衛生、保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する獣医師は中分類[01]に分類される。 (3) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は中分類[01]に分類される。 (4) 医薬・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は中分類[40]に分類される。		
A	081	医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類[042]に分類される。 (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[119]に分類される。 (3) 大学の教授・助教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類[156]に分類される。	医師；監察医；船医；放射線科医；検疫官(医師)；保健所長；精神衛生鑑定医；法医学医；衛生管理者(医師)；医長；大学附属病院長(医師)；病院長(医師)；療養所長(医師)；診療所長(医師)；校医；麻酔医；レントゲン医；病理学医	医薬品製造技術者[042]；診療放射線技師[101]；医療監視員[119]；食品衛生監視員[119]；衛生管理者(医師・保健師・看護師でないもの)[119]；薬事監視員[119]；医科大学教授[156]；医師(大学教授)[156]
A	082	歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口く(腔)に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。 ただし、大学の教授・助教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは小分類[156]に分類される。	歯科医師；歯科診療所長(歯科医師)；学校嘱託歯科医師；歯科医院長(歯科医師)；歯科医長	歯科衛生士[104]；歯科技工士[105]；医療監視員[119]；薬事監視員[119]；歯科大学教授[156]；医科大学教授[156]
A	083	獣医師	獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。 ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。	獣医師；家畜診療所長(獣医師)；犬猫病院長(獣医師)；家畜防疫官(獣医師)；と畜検査員	食品衛生監視員[119]；環境衛生監視員[119]；獣医科大学教授[156]；装てい師[439]
A	084	薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは小分類[01]に分類される。	薬剤師；薬局店主(薬剤師)；薬剤部長；薬局長；薬局員(薬剤師)；薬局管理者；学校薬剤師	薬学研究員[011]；医薬品製造技術者[042]；衛生検査技師[102]；環境衛生監視員[119]；毒物・劇物監視員[119]；食品衛生監視員[119]；薬事監視員[119]；医療監視員[119]
A	09	保健師、助産師、看護師	保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、看護業務に従事する自衛官は中分類[40]に分類される。		

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	091	保健師	保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活に必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。	保健師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む);保健師長;保健所保健指導課長(保健師);保健指導員(保健師)	衛生管理者(医師、保健師、看護師でないもの)[119];養護学校教諭[157]
A	092	助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じよく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。	助産師;助産所長(助産師);助産師長;妊婦指導員(産婦人科医院)	看護助手・看護補助者[119]
A	093	看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じよく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの、並びに准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じよく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。	看護師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む);准看護師;総看護師長;看護師長;派出看護師	看護助手・看護補助者[119];家政婦(夫)[341];ホームヘルパー[342]
A	10	医療技術者	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科技工士等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務など中分類[08及び09]に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。		
A	101	診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射(撮影を含む)の仕事に従事するものをいう。	診療放射線技師;診療エックス線技師	放射線利用機器取扱技術者[036];エックス線装置製造技術者[034及び036]
A	102	臨床検査技師、衛生検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。	臨床検査技師長;臨床検査技師;衛生検査技師;衛生検査所臨床検査技師;衛生検査所衛生検査技師	動物学研究者[011];醸造試験技術者[025];薬品分析試験技術者[042]
A	103	理学療法士、作業療法士、視能訓練士	理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、理学療法、作業療法又は視能訓練の仕事に従事するものをいう。社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。	理学療法士;作業療法士;視能訓練士;リハビリ技術者	診療放射線技師[101];あん摩マッサージ指圧師[112];心理・職能判定員[121];福祉施設職業指導員[122]
A	104	歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口く(腔)の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助などの仕事に従事するものをいう。	歯科衛生士	歯科医師[082]
A	105	歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する仕事に従事するもの	歯科技工士	歯科医師[082]
A	11	その他の保健医療従事者	栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師など中分類[08~10]に含まれない保健衛生に関連する仕事に従事するものをいう。		
A	111	栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し(嗜)好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。	栄養士;管理栄養士;栄養指導員;学校栄養職員;ダイエツト・コーディネイター(栄養士)	食品衛生監視員[119];調理師[361]
A	112	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・柔道整復の施術の仕事に従事するものをいう。	あん摩マッサージ指圧師;はり師;きゆう師;柔道整復師;はり指導員(失明者更生施設);整骨師;接骨師;指圧師;骨つぎ師	
A	119	他に分類されない保健医療従事者	医療監視員、薬事監視員など小分類[081~112]に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。	医療監視員;薬事監視員;環境衛生監視員;食品衛生監視員;食品衛生管理者;環境衛生指導員;衛生管理者(医師・保健師・看護師でないもの);建築物環境衛生管理技術者;家庭用品衛生監視員;毒物・劇物監視員;看護助手・看護補助者;臨床工学技士;義肢装具士	あん摩マッサージ指圧師[112];家政婦(夫)[341];占い師[399]
A	12	社会福祉専門職業従事者	福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護等の仕事に従事するものをいう。		



大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	121	福祉相談指導専門員	福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。	査察指導員；心理・職能判定員；児童相談所長；福祉司；母子・婦人・家庭相談員；社会福祉主事；ケースワーカー；婦人相談指導員	身体障害者福祉施設長・職業指導員〔122〕；老人福祉施設長・生活指導員〔122〕；社会福祉協議会専門職員〔129〕
A	122	福祉施設指導専門員	児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、教護、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。	老人福祉施設長・生活指導員、精神薄弱者福祉施設長・職業指導員；児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）；身体障害者福祉施設長・職業指導員；児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員；福祉施設職業指導員	査察指導員〔121〕；社会福祉主事〔121〕；保育所保育士〔123〕；身体障害者福祉施設寮母・寮父〔124〕；社会福祉法人役員〔229〕
A	123	保育士	児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。	保育所保育士；肢体不自由児施設保育士；乳児院保育士；ろう（聾）・あ児施設保育士；重症心身障害児施設保育士；一時保護所保育士；知的障害児通園施設保育士；児童養護施設保育士	児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔122〕；身体障害者福祉施設寮母・寮父〔124〕；幼稚園教諭〔151〕
A	124	福祉施設寮母・寮父	母子生活支援施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等において、更生・介護の仕事に従事するものをいう。	母子生活支援施設寮母・寮父；知的障害者福祉ホーム管理人；身体障害者福祉施設寮母・寮父；老人福祉施設寮母・寮父；児童福祉施設寮母・寮父	老人福祉施設長・生活指導員〔122〕；保育所保育士〔123〕；寄宿舎管理人〔382〕；寮管理人〔382〕
A	129	その他の社会福祉専門職業従事者	社会福祉協議会等の福祉団体において、専門的な相談、指導、助言など小分類〔121～124〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。	社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官	社会福祉主事〔121〕；老人福祉施設長・生活指導員〔122〕；身体障害者福祉施設長・職業指導員〔122〕；社会福祉法人役員〔229〕
A	13	法務従事者	裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的な仕事に従事するものをいう。		
A	131	裁判官、検察官、弁護士	法律上の争訟を裁判するもの（裁判官）、刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行う仕事に従事するもの（検察官）、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立てなど行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う仕事に従事するもの（弁護士）をいう。 ただし、工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは小分類〔139〕に、裁判官彈が（効）の裁判を行うもの又は裁判官	最高裁判所長官；最高裁判所判事；高等裁判所長官；裁判所長；判事；裁判所調査官（判事）；判事補；簡易裁判所判事；検事総長；次長検事；検事長；検事正；次席検事；検事；副検事；弁護士	裁判所調査官（判事でないもの）〔139〕；司法修習生〔139〕；特許庁審判官〔139〕；海難審判庁審判官〔139〕；海難審判庁理事官〔139〕；司法研修所教官〔159〕；裁判所書記官研修所教官〔159〕；家庭裁判所調査官研修所教官〔159〕；法務省の課長〔212〕；裁判所課長などの管理者〔212〕
A	132	弁理士、司法書士	他人からの求めに応じて特許などの工業所有権に関する出願、登録等の代理等の仕事に従事するもの（弁理士）、他人からの求めに応じて、法務局、検察庁、裁判所等に提出する書類又は事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するもの（司法書士）をいう。	弁理士；司法書士	行政書士〔209〕
A	139	その他の法務従事者	法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する仕事に従事するもの、海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの仕事、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する仕事に従事するものは小分類〔411〕に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務を行う仕事に従事するものは小分類〔131〕に分類される。	公証人；裁判所調査官（判事でないもの）；執行官；海難審判庁審判官；海難審判庁理事官；海難審判庁副理事官；海事補佐人；家庭裁判所調査官；司法修習生；家事調停委員；民事調停委員；裁判所書記官；司法委員；家庭裁判所参与員；公正取引委員会審査官；公正取引委員会審査長；特許庁審判官；海難審判庁審判長；特許庁審判長；調停員（民事）	裁判所調査官（判事）〔131〕；行政書士〔209〕
A	14	経営専門職業従事者	高度な企業経営に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事に従事するものをいう。		

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	141	公認会計士、税理士	他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。	公認会計士；会計士補；税理士	弁理士〔132〕；経理事務員〔269〕
A	142	社会保険労務士	社会保険労務士として、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事するものをいう。	社会保険労務士	経営コンサルタント(中小企業診断士)〔149〕；人事係事務員〔251〕
A	149	その他の経営専門職業従事者	他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などの仕事に従事するものをいう。	経営コンサルタント(中小企業診断士)；経営指導員(商工会議所又は商工会に属するもの)；品質システム審査員	公認会計士〔141〕；税理士〔141〕；不動産鑑定士〔209〕
A	15	教員	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう(聾)学校・養護学校をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長(園長を含む)、部署長(大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう)、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。 ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。 (1) 教育委員会の教育長は中分類〔21〕に、専門職員(指導主事・社会教育主事)は中分類〔20〕に分類される。 (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、それぞれ該当する項目に分類される。 (3) 教育に従事しない学校の理事などは中分類〔22〕に分類される。 (4) 児童自立支援施設において、児童の教護・教科指導に従事するものは中分類〔12〕に分類される。		
A	151	幼稚園教員	幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。 ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものは含まれない。	幼稚園園長；幼稚園教頭；幼稚園教諭；幼稚園助教諭；幼稚園養護教諭；幼稚園養護助教諭；幼稚園講師	保育所保育士〔123〕；盲学校幼稚園・ろう(聾)学校幼稚園・養護学校幼稚園教諭〔157〕
A	152	小学校教員	小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものは小分類〔157〕に、少年院・少年鑑別所において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔159〕に分類される。	小学校校長；小学校教頭；小学校教諭；小学校養護教諭；小学校助教諭；小学校養護助教諭；小学校講師；小学校保健主事；学園小学部教諭	盲学校小学部・ろう(聾)学校小学部・養護学校小学部教諭〔157〕；少年院教官〔159〕
A	153	中学校教員	中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、生徒の中等普通教育に従事するものは小分類〔157〕に、児童自立支援施設において、児童の教護・教科の指導に従事するものは小分類〔122〕に分類される。	中学校校長；中学校教頭；中学校教諭；中学校助教諭；中学校養護教諭；中学校養護助教諭；中学校講師；中学校司書教諭	盲学校中学部・ろう(聾)学校中学部・養護学校中学部教諭〔157〕
A	154	高等学校教員	高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、生徒の高等普通教育に従事するものは小分類〔157〕に、少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔159〕に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。	高等学校校長；高等学校教頭；高等学校教諭；高等学校助教諭；高等学校養護教諭；高等学校養護助教諭；高等学校講師；高等学校通信制課程教員；農業高校農場主任；高等学校農場長；大学附属高等学校教諭；音楽家(主に高等学校教諭のもの)	盲学校高等部・ろう(聾)学校高等部・養護学校高等部教諭〔157〕；実習助手(学校における農耕)〔431〕
A	155	高等専門学校教員	高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。高等専門学校において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。	高等専門学校校長；高等専門学校教諭；高等専門学校助教諭；高等専門学校講師；高等専門学校司書教諭；高等専門学校助手；高等専門学校寮務主事	専門学校教員〔159〕；調理学校教員〔159〕；経理・簿記学校教員〔159〕

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	156	大学教員	<p>大学(大学院、短期大学を含む)において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。教育に従事する学長・部局長、大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。</p> <p>(1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的仕事に従事するもの。</p> <p>(2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの。</p> <p>(3) 大学附属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。</p> <p>(4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの。</p> <p>(5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの。</p> <p>(6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する仕事に従事するもの。</p> <p>(7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。</p>	<p>大学学長；大学副学長；大学教授；大学助教授；大学講師；大学助手；学部長；大学院教授；大学附属研究所教授；短期大学教授；大学通信教育部教授；短期大学通信教育部教授；医師(大学教授)；歯科医師(大学教授)；医科大学教授；歯科大学教授；獣医科大学教授</p>	<p>警察大学校教員(警察官でないもの)[159]；防衛大学校教員(自衛官)[401～403のいずれか]；実習助手(学校の金属工作機械)[551]</p>
A	157	盲学校・ろう(聾)学校・養護学校教員	<p>盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、生徒・児童・幼児の高等学校・中学校・小学校・幼稚園に準ずる教育・養護に従事するものをいう。ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するものは小分類[382]に、小学校・中学校・高等学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に従事するものは小分類[152～154]に分類される。</p>	<p>盲学校校長；盲学校教頭；盲学校教諭；盲学校助教諭；盲学校養護教諭；盲学校養護助教諭；盲学校講師；盲学校幼稚部教諭；盲学校小学部教諭；盲学校中学部教諭；盲学校高等部教諭；ろう(聾)学校校長；ろう(聾)学校教頭；ろう(聾)学校教諭；ろう(聾)学校助教諭；ろう(聾)学校養護教諭；ろう(聾)学校養護助教諭；ろう(聾)学校講師；ろう(聾)学校幼稚部教諭；ろう(聾)学校小学部教諭；ろう(聾)学校中学部教諭；ろう(聾)学校高等部教諭；養護学校校長；養護学校教頭；養護学校教諭；養護学校助教諭；養護学校養護教諭；養護学校養護助教諭；養護学校講師；養護学校幼稚部教諭；養護学校小学部教諭；養護学校中学部教諭；養護学校高等部教諭；舎監(盲・ろう(聾)・養護学校)</p>	<p>寄宿舎寮母・寮父[382]；舎監(盲・ろう(聾)・養護学校以外のもの)[382]</p>
A	159	その他の教員	<p>専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの含まれる。ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。</p> <p>(1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するもの。</p> <p>(2) 個人教授所(塾)において、学習指導に従事するもの。</p> <p>(3) 個人家庭において、学習指導に従事するもの。</p> <p>(4) 保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するもの。</p>	<p>洋裁学校講師；裁縫教師(教育施設)；速記者学校講師；看護師・助産師学校教員；歯科衛生士学校講師；タイベスト学校講師；テレビ技術学校講師；情報処理技術者養成学校講師；デザイナー学院講師；英会話学院講師；そろばん塾講師；専門学校教員；各種学校・専修学校講師；調理学校教員；理・美容学校教員；経理・簿記学校教員；教員養成所教員；保育専修学校教員；工芸技術講習所講師；職業訓練指導員(公共職業訓練施設)；職業訓練指導員(民間企業、団体)；司法研修所教官；裁判所書記官研修所教官；家庭裁判所調査官研修所教官；少年院教官；防衛大学校教員(自衛官でないもの)；自治大学校教員；海上保安大学校教員(海上保安官でないもの)；航空保安大学校教員；警察大学校教員(警察官でないもの)；警察学校教員(警察官でないもの)；水産大学校教員；職業能力開発大学校教員；予備校の教員；自動車教習所指導員</p>	<p>児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員(施設長を含む)[122]；保育所保育士[123]；囲碁指南[202]；生花師匠[202]；塾の先生(各種学校でないもの)[202]；家庭教師[202]</p>
A	16	宗教家	<p>神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。</p>		
A	161	宗教家	<p>神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。</p>	<p>神職；宮司・権宮司；ねぎ・権ねぎ(禰宜)；僧侶；住職・副住職；司教；司祭；神父；修道者；牧師；宣教師；教主；教会長；教導師；布教師；伝道師；教師；神主</p>	<p>宗教研究員[012]；みこ(巫女)[399]；祈とう師[399]</p>

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	17	文芸家、記者、編集者	詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。		
A	171	文芸家、著述家	詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの及び文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するものをいう。	小説家;シナリオ作家;ラジオドラマ作家;劇作家;脚本家;動画脚本家;作詩家;映画演劇評論家;文芸評論家;音楽評論家;時事評論家;医事評論家;政治評論家;経済評論家;美術評論家;スポーツ評論家;著述家;翻訳家;俳人;歌人;エッセイスト;ゲームライター;コピーライター	
A	172	記者、編集者	新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。	新聞記者;放送記者;通信記者;報道記者;雑誌記者;広告記者;デスク(主筆);論説委員;編集員;法規編集者;ニュース解説者;ルポライター(探訪記者、現地取材記者);スポーツライター	
A	18	美術家、写真家、デザイナー	彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するもの、工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類[17]に、学校において、美術などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類[15]に分類される。		
A	181	彫刻家	木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作の仕事に従事するものをいう。 ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。	彫刻家;美術彫刻家;塑像家;木彫家;木彫刻家	金属工芸家[183];印判師[717]
A	182	画家、書家	絵画・版画・書道の創作の仕事に従事するものをいう。	日本画家;水彩画家;肖像画家;漫画家;書道家;油絵画家;装飾画家;風景画家;洋画家;挿絵画家;劇画家;イラストレーター;版画家;書家	図案家[184];書道個人教師[202];陶磁器絵付工[536];ペンキ画工[724];アニメーター[724]
A	183	工芸美術家	陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば(牙)・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などの仕事に従事するものをいう。 ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。	陶芸家;漆工芸家;金属工芸家;木工芸家;竹工芸家;民芸指導家;美術鑄造家;装てい(丁)家;染織工芸家;刀剣師;銘刀作家	彫刻家[181];まき絵師[715]
A	184	デザイナー	工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技法的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。	デザイナー;工芸図案家;工業デザイナー;産業デザイナー;商業デザイナー;商業美術家;インテリアデザイナー;インテリアコーディネーター(販売を行わないもの);フラワーデザイナー;ディスプレイデザイナー;図案技師;友禅図案家;印刷図案家;図案家;建築装飾図案家;服飾デザイナー;宣伝用図案家;上絵図案家;機械デザイナー;陶磁器デザイナー;インターネットデザイナー;CG(コンピュータ・グラフィック)アーティスト;グラフィック・デザイナー	舞台装置家[194];図案工[724];図案画工[724]
A	185	写真家	客の注文により肖像写真の撮影・焼付け・引伸し・仕上げ・修正などの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作する仕事に従事するもの、及び新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものをいう。 ただし、映写機を操作する仕事に従事するもの又は写真・映画・ネガ・プリントを処理する仕事に従事するものをいう。	写真家;カメラマン(ウーマン);写真館主;撮影技師;写真記者;映画撮影助手;写真技師;テレビカメラ撮影技師;商業写真家;フォトグラファー	診療放射線技師[101];写真焼付工[725];写真修整工[725];写真現像工[725];映写技師[729]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	19	音楽家、舞台芸術家	映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類[17]に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類[15]に分類される。		
A	191	音楽家	作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。	作曲家;編曲家;歌手;オペラ歌手;合唱団員;声楽家;端唄師;楽士;ピアニスト;バイオリニスト;ギタリスト;ドラマー;ことう(箏・琴)師匠;尺八師匠;義太夫師匠;長うた(唄)師匠;常磐津師匠;三味線師匠;びわ(琵琶)師匠;雅楽楽手;小唄・端唄師匠;清元師匠;能楽はやし(囃子)方;長うた(唄)はやし方;謡曲師匠;音楽指揮者;神楽囃師;器楽家;コンサートマスター(首席奏者);浄瑠璃師	音楽家(主に高等学校教諭のもの)[154];音楽評論家[171];浪曲家[195];ピアノ個人教師[202]
A	192	舞踊家	舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。	日本舞踊家;西洋舞踊家;能師;狂言師;バレエダンサー;踊り師匠;社交ダンス教師;ステージダンサー;タップダンサー;アクロバットダンサー;民謡舞踊家	日本舞踊個人教師[202];社交ダンサー[374]
A	193	俳優	映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者をいう。 ただし、映画・演劇などで演技をする演芸家は小分類[195]に分類される。	役者;映画俳優;テレビタレント;歌舞伎俳優;おやま(女形);放送劇団員(声優を含む);テレビ俳優;スタントマン;スタントウーマン	漫才師[195];人形芝居師[195];落語芝居師[195]
A	194	演出家	脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。	演出家;監督;助監督;照明家;舞台装置家;歌舞き(伎)監事;プログラム・ディレクター;プロデューサー;アシスタント・ディレクター	
A	195	演芸家	講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。	講談師;落語家;漫才師;落語芝居師;浪曲家;芸能関係司会者;茶番狂言師;人形芝居師;コメディアン;声色師;奇術師;あやつり人形使い;腹話術師;詩吟家;ボードビリアン;曲芸師	日本舞踊家[192];映画俳優[193]
A	20	その他の専門的職業従事者	職業・教育カウンセラー・個人教師・職業スポーツ従事者など中分類[13~19]に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。		
A	201	職業・教育カウンセラー	学校又は事業所において、在籍する学生・生徒や社員の抱える個人的な問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事するものをいう。 ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類[13及び14]に、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは小分類[121]に分類される。	心身障害者職業センターカウンセラー;職場カウンセラー;職業相談員;教育相談員;スクールカウンセラー	専任の進路指導主事(学校教員)[153~159のいずれか]
A	202	個人教師	茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。 ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類[15]に分類される。	茶道個人教授;生花個人教授;生花師匠;和洋裁個人教師;囲碁指南;将棋指南;ピアノ個人教師;日本舞踊個人教師;英語個人教師;数学個人教師;書道個人教師;塾の先生(各種学校でないもの);家庭教師;柔道師範;剣道師範;弓道師範;工芸指導家;ゴルフレッスンプロ;アスレチックジム・インストラクター;きものコンサルタント(着付教室);スキー・インストラクター;空手術師範;卓球指導員;フェンシング師範;OAインストラクター(教育施設以外);パソコン・インストラクター(教育施設以外)	音楽家(主に高等学校教諭のもの)[154];そろばん塾教師[159]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
A	203	職業スポーツ従事者	野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。	自動車競走選手;オートレース選手;競輪選手;モーターボートレース選手;騎手;プロボクサー;プロボウラー;プロゴルファー;プロ野球選手;プロ野球コーチ;プロ野球審判員;プロ野球監督;プロサッカー選手;プロサッカー監督;プロサッカー審判員;レフェリー;セコンド;自動車競走審判員;力士;行司;相撲呼出し;相撲審判員;プロレスラー;キックボクサー;プロテニス選手;プロ空手選手;プロスキーヤー;プロアイススケーター;トレーナー;競輪審判員;モーターボートレース審判員;オートレース審判員	柔道師範[202];剣道師範[202];弓道師範[202];空手術師範[202];フェンシング師範[202];卓球指導員[202];グラウンド・キーパー[809]
A	209	他に分類されない専門的職業従事者	教育委員会指導主事・司書・調律師など小分類[201～203]に含まれない専門的な職業に従事するものをいう。	通訳;指紋鑑識員;保険数理員;アクチュアリー(保険数理士);海事鑑定人;計量士;検数員;農業検査員;肥料検査員;生糸検査員;教育委員会指導主事;鑑定人(書画・骨とう);行政書士;馬調教師;犬訓練士;司書;調律師;アナウンサー(ラジオ・テレビジョン);郵便職場訓練指導官;漁業監督官;電気工作物検査官;原子力施設検査官;航空工場検査官;衆議院常任委員会専門員;社会教育主事;学芸員;人形浄るりの人形着付師;文楽技芸員;土地家屋調査士;不動産管理士;不動産鑑定士;産業管理士;産業管理士補;生活改良普及員;生活専門技術員;探偵;企業アナリスト;証券アナリスト;気象予報士;宝石鑑定人;事故損害査定員;労働基準監督官;鉱務監督官;船員労務官;商業施設士	経営コンサルタント(中小企業診断士)[149];高等専門学校司書教諭[155];放送記者[172];ニュース解説者[172];放送劇団員(声優を含む)[193];街頭宣伝放送員[394];易者[399]
B		管理的職業従事者	事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。 (1) 経営管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、大分類[C事務従事者]以外のそれぞれ該当する項目に分類される。 (2) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判庁審判長は大分類[A専門的・技術的職業従事者]に分類される。 (3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類[F保安職業従事者]に分類される。		
B	21	管理的公務員	国又は地方公共団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。 ただし、公団・公庫・営団などの、特殊法人において管理的業務に従事するものは中分類[22及び23]に分類される。		
B	211	議会議員	国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う仕事に従事するものをいう。	衆議院議長;参議院議長;衆議院議員;参議院議員;都道府県議会議員;都道府県議会議員;市区町村議会議員;市区町村議会議員	
B	212	管理的国家公務員	国の課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。	内閣総理大臣;国務大臣;会計検査官;人事官;内閣法制局長官;内閣官房副長官;内閣参事官;政務次官;事務次官;官房長;官房審議官;各省庁の局・部・課・所長;地方支分部局の局・部・課・所長;郵便局の局長・副局長・部長・課長;営林署長;印刷局長・部長・課長;国営の工場長;国家公安委員会委員;公正取引委員会委員;宮内庁長官;侍従長;女官長;東宮大夫;東宮侍従長;東宮女官長;式部長官;大使;公使;衆・参議院事務総長;最高裁判所の事務総長、事務次長及び局・課・所長;下級裁判所の局・課長;刑務所長	衆議院常任委員会専門員[209]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
B	213	管理的地方公務員	地方公共団体の課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。	知事;副知事;出納長;副出納長;支庁長;教育長;市長;町長;村長;市町村助役;収入役;副収入役;自治体区長;公民館長(自治体のもの);教育委員;都道府県公安委員会委員;各地方公共団体の局・部・所・課・署・庁・室・場長;選挙管理委員;監査委員;駅長;区長(公営鉄道)	助役(駅)[301]
B	22	会社・団体等役員	会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。		
B	221	会社役員	株式会社・有限会社・合資会社・合名会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。 ただし、特殊会社の役員は小分類[222]に分類される。	会社会長;会社社長;会社副社長;会社専務取締役;会社常務取締役;会社相談役;会社監査役;会社監事;会社取締役;会社重役;合名会社代表社員(業務執行委員);相互会社社長;会社工場長(取締役);会社副工場長(取締役);会社部長(取締役);合資会社無限責任代表社員;会社顧問;銀行頭取;銀行重役;銀行顧問;会社支店長(取締役)	特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)[222]
B	222	特殊法人役員	公団・事業団・公庫・金庫・営団・特殊会社などの特殊法人の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。 ただし、民間法人化された特殊法人の役員は小分類[229]に分類される。	公団役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事);事業団役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事);公庫役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事);特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)	
B	229	その他の法人・団体役員	公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。	医療法人役員;宗教法人役員;学校法人役員;社会福祉法人役員;消費生活協同組合役員;消費生活協同組合連合会役員;農業協同組合役員;都道府県農業協同組合連合会役員;全国農業協同組合中央会役員;漁業協同組合役員;漁業生産組合役員;漁業協同組合連合会役員;水産加工業協同組合役員;水産加工業協同組合連合会役員;経済団体連合会役員;輸出水産業組合役員;森林組合役員;森林組合連合会役員;商工組合役員;商工組合連合会役員;企業組合役員;事業協同組合役員;火災共済協同組合役員;信用協同組合役員;協同組合連合会役員;都道府県中小企業団体中央会役員;全国中小企業団体中央会役員;住宅組合役員;貸家組合役員;貸家組合連合会役員;内航海運組合役員;内航海運組合連合会役員;地区塩業組合役員;郵便貯金振興会役員;塩業組合連合会役員;塩業組合中央会役員;地区たばこ耕作組合役員;たばこ耕作組合連合会役員;たばこ耕作組合中央会役員;輸出組合役員;納税貯蓄組合役員;国民貯蓄組合役員;酒類業組合役員;信用金庫役員;信用金庫連合会役員;労働金庫役員;労働金庫連合会役員;土地区画整理組合役員;水害予防組合役員;健康保険組合役員;国民健康保険組合役員;農業共済組合役員;農業共済組合連合会役員;公務員共済組合役員;労働組合役員;政党本部役員;環境衛生同業組合役員;公立学校共済組合役員;地方住宅供給公社役員;地方道路公社役員;土地開発公社役員;法人でない団体役員	
B	23	会社・団体等管理職員	会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 ただし、会社・団体等の役員は中分類[22]に分類される。		
B	231	会社管理職員	会社において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 ただし、特殊会社の管理職員は小分類[232]に分類される。	会社部長・部次長・課長;営業所長;支社長;支店長;工場長;駅長;区長(民営鉄道)	会社部長(取締役)[221];特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)[222];特殊会社部長・課長[232]
B	232	特殊法人管理職員	特殊法人において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 ただし、民間法人化された特殊法人においてこれらの仕事に従事するものは小分類[239]に分類される。	公団部長・課長;事業団部長・課長;公庫部長・課長;金庫部長・課長;特殊会社部長・課長;駅長;区長(JR・営団)	
B	239	その他の法人・団体管理職員	会社、特殊法人(民間法人化された特殊法人を除く)以外の法人・団体において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。	組合部長・課長;私立学校事務長・部長・課長	

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
B	24	その他の管理的職業従事者	中分類[21～23]に含まれない管理的な仕事に従事するものをいう。		
B	249	他に分類されない管理的職業従事者	個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。 ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、大分類[C事務従事者]以外のそれぞれ該当する項目に分類される。		



大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
C		事務従事者	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。 ただし、課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものは大分類[B管理的職業従事者]に分類される。		
C	25	一般事務従事者	庶務・文書・人事・厚生・企画・調査などの仕事に従事するものをいう。秘書・応接などの仕事に従事するものも含まれる。		
C	251	総務事務員	庶務・文書・人事・給与・厚生・労務などの仕事に従事するものをいう。	総務担当課長補佐;総務課長代理;総務係長;総務係事務員;庶務係事務員;文書係事務員;用度係事務員;消耗品出納事務員;伝票整理事務員;人事係事務員;福利厚生係事務員;労務係事務員	
C	252	企画事務員	企画・立案、業務計画の策定などの仕事に従事するものをいう。	企画課長補佐;企画課長代理;企画係長;企画係事務員;プランナー;業務計画係事務員;マーケティング・リサーチャー;商品開発部員	
C	253	受付・案内事務員	受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。 ただし、飲食物の給仕や接客の仕事に従事するものは大分類[Eサービス職業従事者]に分類される。	受付・案内事務員;フロント	デパート売場案内人[399]
C	254	秘書	国会議員、会社社長・重役など高度に専門的、管理的な職業従事者に対して内外との連絡、文書作成、スケジュール調整などの日常的な業務を補助する仕事に従事するものをいう。	秘書;国会議員秘書;会社社長秘書;会社役員秘書	受付・案内事務員[253]
C	259	その他の一般事務従事者	小分類[251~254]に含まれない一般事務の仕事に従事するものをいう。	調査票審査・集計事務員;外国事情調査員;資料保管事務員;図書保管事務員;編集事務員;船舶事務長;船舶事務員;辞令書き人;保険契約事務員;簡易保険契約事務員;パーサー(船舶);医療事務員	司法修習生[139];行政書士[209];生命保険外交員[332];パーサー(航空)[372]
C	26	会計事務従事者	現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記入、原価計算などの会計の仕事に従事するものをいう。 ただし、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する専門的業務に従事するものは小分類[141]に分類される。		
C	261	現金出納事務員	現金・小切手・手形類の受払い、現金・小切手・手形類の受払い及び現金出納簿の記入などの仕事に従事するものをいう。 ただし、現金出納簿記入のみの仕事に従事する場合は小分類[269]に分類される。 また、レジカウンターにおいて商品の精算と販売の両方の仕事に従事する場合は小分類[324]に分類される。	現金出納事務員;支払係事務員;小切手係事務員;為替貯金現金出納事務員;レジスター係(精算のみ);キャッシャー(精算のみ);キャバレーのレジスター係	会計帳簿事務員[269];レジスター係(精算及び販売)[324];キャッシャー(精算及び販売)[324]
C	262	預・貯金窓口事務員	窓口において現金・小切手・為替・振替などの受払いの仕事に従事するものをいう。	貯金窓口事務員;小切手・為替・振替窓口事務員;預金窓口事務員	公認会計士[141];税理士[141];現金出納事務員[261]
C	269	その他の会計事務従事者	小分類[261及び262]に含まれない会計事務の仕事に従事するものをいう。	会計帳簿事務員;原価計算事務員;経理主任;経理事務員;会計給与事務員;会計予算執行事務員;源泉徴収事務員;決算係事務員	現金出納事務員[261]
C	27	生産関連事務従事者	生産現場の事務、資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。		
C	271	生産現場事務員	生産現場において生産・工程管理、記録などの事務の仕事に従事するものをいう。	生産管理事務員;工程管理事務員;生産現場記録員;生産現場事務員	
C	272	出荷・受荷事務員	資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。	材料検収事務員;出荷・受荷事務員;倉庫事務員	
C	28	営業・販売事務従事者	経営方針などに従い営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。他人を訪問することなく、電話等の通信手段による勧誘・売買に関する事務の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、商品を直接売買するもの及び外交活動を行うものは大分類[D販売従事者]に分類される。		
C	281	営業・販売事務員	営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。	営業事務員;販売事務員;販売伝票記録整理員;株式販売事務員;銀行貸付係事務員;旅行社カウンター係	

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
C	289	その他の営業・販売事務従事者	小分類[281]に含まれない営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。	営業管理事務員;テレフォン・アポインター;通信販売受付事務員;人材派遣あっせん事務員;手配業務従事者;スタッフ・コーディネイター;メーリング・スタッフ	商品販売外交員[327]
C	29	外勤事務従事者	テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞・保険などの料金又は掛金の集金、電気・ガス・水道などのメーターの検針などの外勤事務の仕事に従事するものをいう。		
C	291	集金人	テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞・月賦販売などの料金、又は購買代金・預貯金・保険料などの掛金の集金の仕事に従事するものをいう。	放送受信料集金人;電気料金集金人;ガス料金集金人;水道料金集金人;新聞購読料金集金人;自動車販売集金人;公衆電話料金集金人;預貯金集金人;保険料集金人	生命保険外交員[332]
C	299	その他の外勤事務従事者	各戸を回って、電気・ガス・水道などのメーターを検針する仕事、及び他に分類されない外勤事務の仕事に従事するものをいう。	ガスメーター検針員;温泉メーター検針員;電気メーター検針員;水道メーター検針員	
C	30	運輸・通信事務従事者	運輸交通機関において出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続に関する事務の仕事、及び通信機関において郵便・電報に関する事務の仕事に従事するものをいう。		
C	301	旅客・貨物係事務員	駅・自動車発着所・棧橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続などの事務の仕事に従事するものをいう。	助役(駅);営業助役;輸送助役;事務助役;営業係(旅客・貨物);営業指導係;営業主任;有料道路料金収受員	劇場出札係[375];案内係(映画館)[375];放送員(映画館)[375];街頭宣伝放送員[394]
C	302	運行管理事務員	車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車船などに関する事務的な仕事に従事するものをいう。	配車係;運転司令(新交通システムを含む);航空ディスプレイ;列車計画事務員;車両計画事務員;乗務員運用事務員;輸送指令;運用指令	
C	303	郵便・通信事務員	郵便局において郵便物の引受・処理、切手・はがき・印紙などの販売、及び電信・電話業の営業所等において電報の受付の仕事に従事するものをいう。	郵便内務員;郵便窓口係員(為替貯金・保険を含まない);郵便差立(区分)係員;郵便発着係員;普通郵便係員;特殊郵便係員;郵便小包係員;外国郵便係員;電報受付事務員;郵便仕分発送作業員	庶務係事務員[251];人事係事務員[251];簡易保険契約事務員[259];為替貯金現金出納事務員[261];貯金窓口事務員[262];放送受信料集金人[291];郵便配達員[504]
C	31	事務用機器操作員	電子計算機、ワードプロセッサ、複写機などの事務用機器の操作、速記などの仕事に従事するものをいう。		
C	311	速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員	会議・講演・講義・座談会などにおける発言を速記し、これを翻訳する仕事、及びタイプライター、ワードプロセッサなどにより文書を印書する仕事に従事するものをいう。 ただし、通信用タイプライターの操作に従事するものは小分類[501及び502]に分類され	速記者;和文タイピスト;英文タイピスト;タイピスト;ワードプロセッサ操作員	司法書士[132];行政書士[209];版下デザイナー[681]
C	312	キーパンチャー	電子計算機へのデータ入力(記録内容の検査を含む)の仕事に従事するものをいう。	キーパンチャー;データ・エントリー装置操作員	
C	313	電子計算機オペレーター	電子計算機又はこれとオンラインで作動する機器を操作する仕事に従事するものをいう。	電子計算機操作員;電子計算機オペレーター;端末機操作員	システム・アナリスト[061];システム・エンジニア[061];プログラマー[062];レジスター係(精算のみ)[261]
C	319	その他の事務用機器操作員	各種事務用機器のうち、電子式卓上計算機・複写機などの事務用機器を操作する仕事に従事するものをいう。	光学的文字・マーク読み取り装置(OCR・OMR)操作員;会計機械操作員;複写機操作員;パーソナルコンピュータ操作員	プログラマー[062];プランナー[252];英文タイピスト[311];電子計算機操作員[313]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
D		販売従事者	有体的商品・不動産・有価証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険の代理・募集の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事など、売買・売買類似の仕事に従事するものをいう。 ただし、販売に伴う接客サービスに従事するものは大分類[Eサービス職業従事者]に、専ら事業の経営及び管理的な仕事に従事するものは大分類[B管理的職業従事者]に分類される。		
D	32	商品販売従事者	有体的商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。		
D	321	小売店主	小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。 ただし、行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは小分類[325]に分類される。	小売店主；小売店支配人；小売店マネージャー；ガソリンスタンド支配人；薬局店主(薬剤師でないもの)；小売店長；美術骨とう商；画商；スーパーマーケット店主	薬局店主(薬剤師)[084]；呼売人[325]；行商人[325]；商品仲立人[339]
D	322	卸売店主	卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。 ただし、商品売上の代理・仲立の仕事に従事するものは小分類[339]に分類される。	卸売店主；卸売店支配人；卸売店長；卸売店マネージャー；仲卸人(卸売市場)	商品仲立人[339]；自動車販売代理店主[339]
D	323	飲食店主	飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。 ただし、自ら飲食物の調理を行うものは小分類[361]に分類される。	飲食店主(自ら飲食物の調理を行わないもの)；飲食店マダム(自ら飲食物の調理を行わないもの)；飲食店マスター(自ら飲食物の調理を行わないもの)；飲食店支配人(自ら飲食物の調理を行わないもの)；料理店主(自ら飲食物の調理を行わないもの)；キャバレー経営者	飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)[361]
D	324	販売店員	使用人(家族従業者を含む)として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。 ただし、商品の販売に付随して、注文取りのみに従事するものは小分類[335]に、配達のものに従事するものは小分類[794]に分類される。 また、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するものは小分類[325]に分類される。	販売員(販売店)；販売見習；店員；小売店員；医薬品販売員；給油所給油員；衣類販売手伝い；売場監督；協同組合販売員；商品販売実演者；レジスター係(精算及び販売)；キャッシャー(精算及び販売)；駅ホーム売店販売員；カウンター・パーソン(ファーストフードショップ)；仕入販売員；商品実演販売者(行商・露店を除く)；ファッション・アドバイザー；美容部員(販売を行うもの)；マネキン(販売を行うもの)；オブテイション；DIYアドバイザー；インテリアコーディネーター(販売を行うもの)	レジスター係(精算のみ)[261]；駅立売人[325]；呼売人[325]；商品仕入人[327]；生命保険外交員[332]；質屋店員[334]；注文取り[335]；競売人[339]；美容部員(販売を行わないもの)[394]；マネキン(販売を行わないもの)[394]；デパート売場案内人[399]；牛乳配達人[794]；買物配達人[794]
D	325	商品訪問・移動販売従事者	訪問又は呼売して商品を販売する仕事及び屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するものをいう。	駅立売人；豆腐呼売人；列車内販売員；行商販売人；街頭販売人；医薬品配置販売員；巡回販売人；水上販売人；呼売人；新聞売人；行商人；屋台飲食店主；露店商；劇場中売人；荒物行商人；石焼羊販売人；植木露天商；竿竹呼売人；化粧品訪問販売員	駅ホーム売店販売員[324]；再生資源卸売・回収従事者[326]；再生資源回収人[326]；露店靴磨き[399]；宝くじ販売人[339]
D	326	再生資源卸売・回収従事者	繊維ウエイト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・販売の仕事に従事するものをいう。	再生資源卸売・回収従事者；繊維ウエイト卸売人；鉄・非鉄金属スクラップ卸売人；古紙卸売人；空瓶・空缶卸売人；再生資源回収人；ちり(塵)紙交換人；リサイクル品回収人	
D	327	商品仕入・販売外交員	他人を訪問し、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事するものをいう。 ただし、保険の契約・募集の仕事に従事するものは小分類[332]に分類される。 また、他人を訪問することなく、電話等の通信手段により勧誘・売買の仕事に従事するものは小分類[289]に分類される。	商品仕入人；仕入外交員；商品販売外交員；ルートセールス員；新聞講読拡張員；メディカル・レプリゼンタティブ(MR)；ミンシ販売員(訪問)；布団販売外交員；商品バイヤー；商社営業部員	
D	33	販売類似職業従事者	他人の間に立った売買の取次・あっ(幹)旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買、金融・保険の勧誘・募集の仕事、及び他に分類されない販売類似の仕事に従事するものをいう。		
D	331	不動産仲介・売買人	土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するものをいう。	不動産仲介人；貸地仲立人；委託土地開発分譲人；立木売買周旋人；船舶売買仲立人；土地家屋周旋人；不動産売買人；家屋建売人；家屋売買仲立人；貸家仲介人	差配人(アパート)[381]
D	332	保険代理人・外交員	保険業者・保険契約者のために、生命・火災・海上・運送・その他の保険の契約の締結、保険料の収納などの代理業務の仕事及び他人を訪問し保険契約の募集の仕事に従事するものをいう。	生命保険外交員；保険セールス員；火災保険代理店主；簡易保険勧誘員；運送保険契約外交員；損害保険契約外交員；生命保険外務指導員；火災保険外務員監督；共済勧誘員；保険代理業務員	保険料集金人[291]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
D	333	有価証券売買仲立人	公債・社債・出資証券・株券などの売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するものをいう。 ただし、有価証券の勧誘の仕事に従事するものは小分類[339]に分類される。	株式売買人；証券売買人；証券仲買人；証券業代理店主；有価証券売買仲立人；会員券(権)販売人；有価証券売買人；場立人；才取人；金融仲立人；外国資金トレーダー；有価証券ブローカー；金融ブローカー	株式販売事務員[281]
D	334	質屋店主・店員	質置主と質入物件との関係の確認・担保物件の鑑定・質入契約の締結・金銭の貸付け・質物の保管などの仕事に従事するものをいう。	質屋店主；質屋店員	金貸人[339]
D	335	外交・勧誘員(商品、不動産、保険、有価証券を除く)	他人を訪問し、広告や印刷などのサービスに関する受注・勧誘の仕事に従事するものをいう。 ただし、商品の売買の交渉の仕事に従事するものは小分類[327]に、不動産に関する取引上の交渉の仕事に従事するものは小分類[331]に、保険の契約の仕事に従事するものは小分類[332]に、有価証券の取引上の交渉の仕事に従事するものは小分類[333]にそれぞれ分類される。	広告外交員；印刷外交員；注文取り；洗濯注文取り；貯蓄外交員；銀行外務員；広告取り	放送受信料集金人[291]；水道料金集金人[291]；ルートセールス員[327]；普及員(宣伝放送業)[394]
D	339	その他の販売類似職業従事者	資金・宣伝などの小分類[321～335]に含まれない販売又は販売類似の仕事に従事するものをいう。	金貸人；両替人；商品仲立人；販売あっ(幹)旋人；乗車券販売人；絹織物買継人；プレイガイド窓口販売員；委託販売代理人；商品仲介人；牛馬仲介人；広告代理人；広告取次人；宝くじ販売人；雑穀仲介人；アパート経営貸付人；クリーニング取次所従事者；自動車販売代理店主；DPE取次人；競売人；商品仲介あっ(幹)旋人；食品ブローカー；家主(業として行うもの)；地主(業として行うもの)；電話売買仲介人	広告外交員[335]；競馬予想屋[399]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
E		サービス職業従事者	個人の家庭における家事・介護サービス、身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。		
E	34	家庭生活支援サービス職業従事者	個人の家庭において、調理・育児・洗濯・掃除・介護などの生活を支援するためのサービスの仕事に従事するものをいう。 ただし、技能的又は専門的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。		
E	341	家政婦(夫)、家事手伝い	個人の家庭又は個人などの求めに応じて、調理、洗濯、掃除、介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、個人家庭などに派出し、看護業務に従事するものは小分類[093]に、調理、洗濯、掃除、子守りなどの単一の仕事にのみ従事するものは小分類[349]に分類される。	家政婦(夫); 家事手伝い; お手伝い; ハウスキーパー; ハウスメイド; 派出婦(夫)	派出看護師[093]; ホームヘルパー[342]; 料理人(個人家庭)[349]; 洗濯人(個人家庭)[349]; 庭掃除人(個人家庭)[349]
E	342	ホームヘルパー	在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者の居宅を訪問し、その者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。	ホームヘルパー; 訪問介護員	お手伝い[341]; 家政婦(夫)[341]
E	349	その他の家庭生活支援サービス職業従事者	ベビーシッター、洗濯人など小分類[341及び342]に含まれない家庭生活支援サービスの仕事に従事するものをいう。	執事; 書生; 留守番; 別荘番; 料理人(個人家庭); 洗濯人(個人家庭); 庭掃除人(個人家庭); ベビーシッター	家庭教師[202]; 自家用乗用自動車運転者[472]
E	35	生活衛生サービス職業従事者	理容・美容・浴場・クリーニングなど個人に対する生活衛生サービスの仕事に従事するものをいう。		
E	351	理容師	理容師の免許を有し、頭髮の刈込み・顔そり・ヘアアイロンかけなど理容サービスの仕事に従事するものをいう。	管理理容師; 理容師; 理髪師; 床屋	美容師[352]; トリマー(犬・猫の美容師)[399]
E	352	美容師	美容師の免許を有し、パーマメントウェーブ・結髪・化粧・美顔術・マニキュア・染毛術などの美容サービスの仕事に従事するものをいう。	管理美容師; 美容師; かつら師; 美顔師; 化粧師; マニキュア師; ペディキュア師; 床山; 髪結師	人形浄りの人形着付師[209]; 理容師[351]; 人形着付師[712]
E	353	美容サービス従事者(美容師を除く)	着付など小分類[352]に分類されない美容サービスの仕事に従事するものをいう。	着付師; エステティシャン	
E	354	浴場従事者	浴場・温泉・サウナ・ヘルスセンターの浴場などにおいて、番台・フロント業務・脱衣場の整頓・洗い場の清掃・体の流し・燃料の運搬・かま(釜)の焚き付け・仕込み湯の調節・洗い湯の調節などの仕事に従事するものをいう。 ただし、サウナ・温泉等において専らボイラーの取扱・保守・管理の仕事に従事するものは小分類[731]に分類される。	浴場従事者; 温泉浴場従事者; ヘルスセンター浴場従事者; 番台; ボイラー・オペレーター(浴場); 銭湯経営者	ボイラー・オペレーター(サウナ・温泉等)[731]
E	355	クリーニング職	被服類を原形のまま洗濯する仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の家庭において洗濯の仕事に従事するものは小分類[349]に分類される。 また、洗濯物の受注・配達・受付・仕分けの仕事に従事するものは含まれない。	クリーニング師; 洗濯工; ランドリー工; ドライクリーニング職; ウェットクリーニング職; 染み抜き(クリーニング); 仕上工(クリーニング); アイロン掛職(クリーニング)	洗濯注文取り[335]; 洗濯人(個人家庭)[349]; 洗濯物配達人[794]
E	356	洗張職	被服類の洗張・湯のしの仕事に従事するものをいう。	洗張職; 湯のし職; 湯通し工; 仕上工(洗張)	洗濯注文取り[335]
E	36	飲食物調理従事者	飲食物の調理及び酒類等の飲料の混合・調整の仕事に従事するものをいう。 ただし、飲食物品の製造の仕事に従事するものは中分類[62及び63]のそれぞれ該当する項目に分類される。		
E	361	調理人	飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。	専門調理師; 調理師; ふぐ調理師; コック長; コック; 料理人(個人家庭を除く); 盛り付け人; 煮方(なべ); 板場; 調理員(船舶); にぎりずし職人; 調理人(屋台を除く); 炊事人(個人家庭を除く); 給食調理人; 板前(板場); 司厨長(船舶); 洗い方(追回し)(調理見習); 焼方(焼場); 漁船司厨員; 血洗いな(調理見習); 寮賄い人; 飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)	栄養士[111]; 料理人(個人家庭)[349]; パーティンダー[362]; 食パン製造工[622]; 血洗いな(調理見習いでないもの)[809]; パントリー(食器洗いな)[809]
E	362	パーティンダー	キャバレー・バー・ナイトクラブ・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒又は酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。	パーティンダー; パーティン; パーティンダー見習	調理人[361]; 調理師[361]
E	37	接客・給仕職業従事者	飲食物の給仕、身の回りの用務・接客・娯楽など家庭以外の場所において個人に対するサービスの仕事に従事するものをいう。		
E	371	飲食物給仕従事者	食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕のサービスの仕事に従事するものをいう。	食堂の給仕人; キャバレーのボーイ; 喫茶店のウエイトレス・ウエイター; 酒場の給仕人; サービス係(列車の食堂); サービス係(船舶の食堂); ソムリエ; ギャルソン	

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
E	372	身の回り世話従事者	旅館・ホテル・待合・航空機・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。	番頭(旅館);手代(旅館);ドア係;ルーム係;仲居(旅館・待合・貸席など);接客係(旅館・待合・貸席など);案内係(旅館・待合・貸席など);パーサー(航空);スチュワード;スチュワード;船客長;船舶旅客係	パーサー(船舶)[259]
E	373	接客社交従事者	キャバレー・ナイトクラブ・バーなどにおいて、客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するものをいう。	キャバレーの社交係;キャバレーのホステス;ナイトクラブのホステス・ホスト;サロンのホステス・ホスト;バーのホステス・ホスト;接客社交係(キャバレー・ナイトクラブ・バーなど)	フロント[253];キャバレーのレジスター係[261];キャバレーのボーイ[371];喫茶店のウエイテレス・ウエイター[371];仲居(旅館・待合・貸席など)[372];ドア係[372];芸者[374];社交ダンサー[374]
E	374	芸者、ダンサー	芸者(妓)・フロアダンサーなどをいう。	芸者;芸者(妓);芸者見習;半玉;舞子;社交ダンサー;キャバレーダンサー;フロアダンサー	ステージダンサー[192]
E	375	娯楽場等接客員	映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・博物館・美術館などにおいて、整理券・入場券の出札、客の案内、場内の整理、その他の接客サービスの仕事に従事するものをいう。 ただし、展示品・遊戯品・資材の保管・修理に専ら従事するものは含まれない。	劇場出札係;動物園出札係;水族館切符販売員;野球場切符販売員;神社・仏閣入場券販売員;景品引渡係(パチンコ場);DJ(ダンス場);釣り堀店主;娯楽場の娯楽用品貸借係;競馬場整理係;誘導係(劇場);案内係(映画館);放送員(映画館);検札係(劇場);車券・馬券・船券販売員(競輪・競馬・競艇場);球突場カウンター係;チケット係(ダンス場);キャディー;球拾係(ゴルフ練習場);案内解説員(博物館・水族館等);マージャンクラブ従業員;遊園地電車運転員;場外馬券販売員;娯楽場アナウンサー;インフォメーション係;席主(基会所);カードゲーム進行係;ゲームセンター従業員	
E	376	旅館主・支配人	旅館・ホテルを営む、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、自らも接客サービスなどの仕事に従事するものをいう。 ただし、経営・管理のみの仕事に従事するものは小分類[221及び249]に分類される。	旅館主(接客サービスに従事するもの);ホテル支配人(接客サービスに従事するもの);テント村主人	番頭(旅館)[372]
E	38	居住施設・ビル等管理人	マンション・寄宿舎・ビルなどの管理の仕事に従事するものをいう。		
E	381	マンション・アパート・下宿管理人	マンション・アパート・下宿・宿泊所の管理の仕事に従事するものをいう。	下宿屋主人(自ら管理に従事するもの);差配人(アパート);マンション管理人;アパート管理人	事務用ビル管理人[383]
E	382	寄宿舎・寮管理人	学校・工場などの寄宿舎・寮の管理、寄宿生・寮生に対する生活上の指導の仕事に従事するものをいう。 ただし、掃除などの仕事に従事するものは小分類[801]に、児童福祉施設において児童の保育・保護の仕事に従事する保育士は小分類[123]に分類される。	寄宿舎世話役;寄宿舎寮長;寮監督;寄宿舎管理人;寮管理人;家族寮長;世帯寮長;舎監(盲・ろう(聾)・養護学校以外のもの);寄宿舎寮母・寮父;合宿所管理人;社宅管理人;職員寮長;独身寮管理人	保育所保育士[123];老人福祉施設寮母・寮父[124];舎監(盲・ろう(聾)・養護学校)[157];炊事係[361];宿舎掃除作業員[801]
E	383	ビル管理人	事務用及び事業用ビル(マンション・アパートなどの居住施設を除く)などで管理の仕事に従事するものをいう。	事務用ビル管理人;事業用ビル管理人;ビル住み込み管理人	マンション管理人[381];アパート管理人[381];合宿所管理人[382]
E	384	駐車場管理人	駐車場などで管理の仕事に従事するものをいう。	自動車駐車場管理人;自転車駐輪場管理人;駐車係(ホテル);駐車場配車係;駐車場誘導員;車庫ビル管理人	
E	39	その他のサービス職業従事者	旅行案内・広告宣伝・物品一時預かりなど中分類[34～38]に含まれないサービスの仕事に従事するものをいう。		
E	391	旅行・観光案内人	客に付き添い、旅行・観光に関する案内の仕事に従事するものをいう。 ただし、旅行案内所などにおいて、旅行に関する説明・宣伝の仕事に従事するものは含まれない。	観光通訳案内人;登山案内人;旅行添乗員;旅行・観光ガイド;名所旧跡案内人;旅行・観光案内人;アルパインガイド;ツアーコンダクター;ツアーエスコート;トラベルガイド;添乗員(観光バス)	通訳[209];貸切バス車掌[491];観光バス車掌[491]
E	392	物品一時預り人	客の手荷物・身の回り品の一時預かりの仕事に従事するものをいう。	荷物一時預り人;自転車預り人;携帯品預り係;海水浴場脱衣類預り人;鮮魚買荷保管店員;クローク係	娯楽場の娯楽用品貸借係[375]
E	393	物品賃貸人	物品などの賃貸の仕事に従事するものをいう。 ただし、娯楽場において、娯楽用品の賃貸の仕事に従事するものは小分類[375]に分類される。	自転車賃貸人;物品賃貸人;貸衣装人;貸本屋;ビデオレンタルショップ店員;ボート貸し人;リネンサプライ業主;自動車賃貸人	娯楽場の娯楽用品貸借係[375]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
E	394	広告宣伝員	流行衣装を着て宣伝する仕事及び広告ビラ配布・街頭広告・宣伝放送などの広告宣伝の仕事に従事するものをいう。	ファッションモデル; マネキン(販売を行わないもの); 美容部員(販売を行わないもの); 普及員(宣伝放送業); ビラ配り人; 街頭宣伝放送員; 広告配り人; サンドイッチマン; ファッションマネキン; カーコンパニオン; ポスティング; クッキングアドバイザー	商品販売実演者[324]; 美術モデル[399]
E	395	葬儀師、火葬作業員	葬儀の準備、又は死体の火葬の仕事に従事するものをいう。	葬祭ディレクター; 葬祭飾付人; 葬儀作業員; 葬祭奉仕員; 火葬作業員; 火葬場現業員	
E	399	他に分類されないサービス職業従事者	小分類[391~395]に含まれないサービスの仕事に従事するものをいう。	赤帽; 易者; 手相鑑定家; 観相家; 占い師; 祈とう師; 置屋主人; 待合業主; 便利屋; ポーター; 美術モデル; 公衆電話管理人; 介添役(結婚式場); 内職周旋人; 競馬予想屋; 堂守; 興行師; トリマー(犬・猫の美容師); 結婚式場司会者; 手回品運搬人; みこ(巫女); 靴磨き; 露店靴磨き; 寝具乾燥消毒人; 貸席支配人; 旅館客引き; エレベーターガール; エレベーターボーイ; デパート売場案内人; 墓地管理人; 墓守; 霊園管理者; ヘッドハンター; ペットシッター; 狂犬病予防技術員; コインロッカー管理人; コインランドリー管理人	芸能関係司会者[195]; 番頭(旅館)[372]; 仲居(旅館・待合・貸席など)[372]; 内職配達・回収人[794]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
F		保安職業従事者	国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。		
F	40	自衛官	国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。防衛庁本庁などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生も含まれる。		
F	401	陸上自衛官	国家の防衛を任務とする陸上自衛隊の隊務に従事するものをいう。	陸上自衛官；陸将；陸将補；一等陸佐；二等陸佐；三等陸佐；一等陸尉；二等陸尉；三等陸尉；准陸尉；陸曹長；一等陸曹；二等陸曹；三等陸曹；陸士長；一等陸士；二等陸士；三等陸士	
F	402	海上自衛官	国家の防衛を任務とする海上自衛隊の隊務に従事するものをいう。	海上自衛官；海将；海将補；一等海佐；二等海佐；三等海佐；一等海尉；二等海尉；三等海尉；准海尉；海曹長；一等海曹；二等海曹；三等海曹；海士長；一等海士；二等海士；三等海士	
F	403	航空自衛官	国家の防衛を任務とする航空自衛隊の隊務に従事するものをいう。	航空自衛官；空将；空将補；一等空佐；二等空佐；三等空佐；一等空尉；二等空尉；三等空尉；准空尉；空曹長；一等空曹；二等空曹；三等空曹；空士長；一等空士；二等空士；三等空士	
F	404	防衛大学校・防衛医科大学校学生	防衛大学校及び防衛医科大学校の学生であるものをいう。	防衛大学校学生；防衛医科大学校学生	
F	41	司法警察職員	個人・財産の保護、法と秩序の維持など主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。		
F	411	警察官	個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。皇宮護衛官も含まれる。	警察官；警察庁長官；警視總監；警視監；警視長；警視正；警視；警部；警部補；巡査部長；巡査長；巡査；皇宮護衛官	国家公安委員会委員〔212〕；都道府県公安委員会委員〔213〕
F	412	海上保安官	海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。	海上保安官；一等海上保安監；二等海上保安監；三等海上保安監；一等海上保安正；二等海上保安正；三等海上保安正；一等海上保安士；二等海上保安士；三等海上保安士；一等海上保安士補；二等海上保安士補；三等海上保安士補；巡視船船長	
F	419	その他の司法警察職員	麻薬取締官など小分類〔411及び412〕に含まれない主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。	麻薬取締官；郵政監察官；麻薬取締員；狩猟取締特別司法警察員	労働基準監督官〔209〕；鉱務監督官〔209〕；船員労務官〔209〕；刑務所長〔212〕；入国警備官〔429〕
F	42	その他の保安職業従事者	消防、警備など保安の仕事に従事するものをいう。		
F	421	看守	刑務所・拘留所の被収容者の監視、作業の指揮監督、刑務所・拘留所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。	看守長；副看守長；看守部長；看守；刑務官；拘留所刑務官	
F	422	消防員	火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減などの仕事、傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する仕事に従事するものをいう。	消防總監；消防司監；消防正監；消防監；消防司令長；消防司令；消防司令補；消防士長；消防副士長；消防士；消防自動車運転者；救急車運転者；消防船船長	
F	423	警備員	工場・病院・学校・事務所・その他の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。	守衛；門衛；警備員；鉄道警備員；空港警備員；劇場警備員；倉庫見回員；倉庫警備員；廷吏；法廷警備員；衛視（国会）；監視員（ホテル）；火薬庫見張員；夜警員；ガードマン（ウーマン）	看守〔421〕；山番〔449〕；漁場監視員〔459〕
F	429	他に分類されない保安職業従事者	小分類〔421～423〕に含まれない保安的な仕事に従事するものをいう。	児童交通擁護員；交通巡視員；交通管理/パトロール員（道路公団）；道路監視員（国・地方公共団体・道路公団）；私設消防員；建設現場誘導員	探偵〔209〕；保安員（鉱山）〔759〕；線路保安員〔782〕
G		農林漁業作業	農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。		



大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
G	43	農業作業	農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、取繭、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物(水産動物を除く)の飼育、及び農業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。		
G	431	農耕・養蚕作業	穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事、及び蚕の飼育・取繭・蚕種の製造の仕事に従事するものをいう。	農耕作業: 水稲耕作者; 麦類耕作者; 豆類耕作者; 雑穀耕作者(あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし); いも類(かんしょ、ばれいしょ、さといも)耕作者; 野菜栽培者; きのご類栽培者; もやし栽培者; 果樹栽培者; 桑栽培者; 草花栽培者; 種苗栽培者(林業用種苗を除く); 植木栽培者; 茶栽培者; たばこ栽培者; 除虫菊栽培者; こんにゃくも栽培者; 麻栽培者; わさび栽培者; みつまた栽培者; こうぞ皮剥人(農業); こうぞ乾燥人; い栽培者; 耕作トラクター運転者; 実習助手(学校における農耕); 脱穀調整人; 盆栽苗木栽培者; こりやなぎ栽培者; 芝栽培者; 蚕飼育者; 取繭作業; 蚕種製造作業	牧草栽培者(家畜の飼育を伴うもの)[432]; 山林苗木栽培者[449]; 林業種苗栽培者[449]; もやし製造工(工場生産)[629]; 蚕具製造工(竹製)[666]
G	432	養畜作業	家畜の飼育・繁殖・せん(剪)毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ(孵)卵などの仕事、及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。愛がん(玩)動物の飼育・動物園・サーカス・病院・研究室などにおいて、家畜又は家きんの飼育の仕事に従事するものも含まれる。	家畜飼育者; 乳用牛飼育者; 預託牛飼育管理人; 搾乳作業; 搾乳手伝い; 馬飼育者; きゅう(厩)務員; 豚飼育者; やぎ飼育者; うさぎ飼育者; ミンク飼育者; めん羊飼育者; 種付作業; 家畜毛刈作業; 酪農ヘルパー; 家きん飼育者; 育すう(雛)作業; 鶏ふ化作業; 家きんふ化作業; 七面鳥飼育者; あひる飼育者; 肉用牛飼育者; 雌雄鑑別者; 犬育成作業; 養犬人; 猿飼育者; モルモット飼育者; 小鳥飼育者; 養ほう(蜂)作業; 家畜飼育係員(研究所); 養虫作業(蛭、鈴虫、松虫など); 牧草栽培者(家畜の飼育を伴うもの); 動物園飼育係員	家畜人工授精師[022]; 獣医師[083]; 馬調教師[209]; 狂犬病予防技術員[399]; トリマー(犬・猫の美容師)[399]
G	433	植木職、造園師	植木の植込・手入れ、庭園の造築の仕事に従事するものをいう。	植木職; 植木手入れ作業; 生垣手入れ作業; 造園師; 築庭作業; 庭師	庭園設計技術者[052]; 盆栽苗木栽培者[431]; 植木栽培者[431]; 芝栽培者[431]; ゴルフ場芝手入れ作業員[809]; 公園芝刈作業員[809]
G	439	その他の農業作業	小分類[431~433]に含まれない農業・農業類似の仕事に従事するものをいう。	装てい(蹄)師; てい(蹄)鉄打替職; 農業用水管理者	
G	44	林業作業	林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事に従事するものをいう。		
G	441	育林作業	山林苗木の植付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの仕事に従事するものをいう。	林業地ごしらえ作業; 植林作業; 造林作業; 枝打作業; 下刈作業; 雪起作業; 除伐作業	種苗栽培者(林業用種苗を除く)[431]; 植木栽培者[431]; 間伐作業[442]; 山林苗木栽培者[449]; 林業種苗栽培者[449]
G	442	伐木・造材作業	伐木・造材(測尺・枝払い・皮は(剥)ぎ)の仕事に従事するものをいう。ただし、製材作業及び薪炭材の伐採作業に従事するものを除く。	木材伐出作業; きこり; 枝払作業; 伐倒作業; 玉切作業; 間伐作業; 造材作業; 竹材伐採作業; 造材測尺作業; 皮はぎ作業(造材); 伐木造材機械操作員	炭材伐採作業[444]; 薪材伐採作業[444]
G	443	集材・運材作業	伐採された木材を集める仕事及び山元土場まで搬出する仕事に従事するものをいう。	集材作業; 運材作業; いかだ(筏)作業(山元); はえ(桧)積み(又は巻立て)作業; しゅら(修羅)出作業; 土そり作業; 伐木積み作業; 木場作業; 集材運材機械操作員	木材運搬員[792]
G	444	製炭・製薪作業	炭がま(窯)の築設・原木の伐採・かま(窯)詰・焼上げ・俵詰などの仕事に従事するものをいう。ただし、乾留による製炭作業を除く。	炭焼人; 製炭木割作業; 炭材伐採作業; 築窯作業; 炭焼作業; 薪材伐採作業; 薪割作業; 薪結束作業; 薪小出作業; 炭俵詰作業; 木炭小出作業; 炭灰調整作業	木材乾留工[521]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
G	449	その他の林業作業	小分類[441～444]に含まれない林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。	種子採取作業; 林業種子採取作業; 山林苗木栽培人; 林業種苗栽培者; 天然木の実採取作業; くり採取作業; 樹皮はぎ作業; あべまき採取作業; しいたけ採取作業; なめこ採取作業; たけのご採取作業; 天然わさび採取作業; まつやに(松脂)採取作業; じゅんさい採取作業; ぜんまい採取作業; 山芋ほり作業; 山ふき採取作業; わらび採取作業; ふし(五倍子)採取作業; しゅろ皮採取作業; こうぞ皮剥作業(林業); みつまた皮はぎ作業; うるし(漆)採取作業; あげびつる採取作業; した採取作業; かや採取作業; しょう(樟)脳根採取作業; 樹種採取作業; とりもち採取作業; 山林見まわり作業; 造林測尺作業; 猟師; 銃猟師; 網猟師; かも猟師; 林野監視; 山番; 山守; 山林監視員; 山林病虫害防除作業; まつたけ採取作業; たかしょう(鷹匠); 猟区案内人; ひる採取作業; 蛇捕獲人; 虫とり; 丸太検尺作業; 植物防疫員; さし穂採取作業; 森林区画測量作業	狂犬病予防技術員[399]; 盆栽苗木栽培者[431]; 間伐作業[442]; ごかい取り[459]; 皮はぎ工(製材業)[669]
G	45	漁業作業	海洋・河川・湖沼などの水域において、自然繁殖している水産動植物(両せい(棲)類を含む)を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、収穫する仕事、及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。		
G	451	漁労作業	海面・海中及び内水面において、水産動物を採捕する仕事に従事するものをいう。漁船に乗組んで、漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も含まれる。ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類[452]に分類される。	網子; 漁船の船頭; 潜水漁夫; 海獣(いるか、あざらしなど)捕獲人; あま(海女・海士); 捕鯨作業; 漁労長; 船員(漁労作業従事者); 魚見; 川魚採取作業	しじみ採取作業[453]; 遊漁船船頭[499]; 遊漁案内人(つり場案内)[499]; 潜水夫[779]
G	452	船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)	漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転・保存の仕事に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。 ただし、母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類[481～483]に分類される。	漁船船長; かつお船長; 捕鯨船長; トロール漁船船長; 漁船航海士; 漁船機関長; 漁船機関士	漁船司厨員[361]; 漁業関係無線通信士[501]
G	453	海草・貝採取作業	海草・貝類を採取する仕事に従事するものをいう。	貝採取作業; あさり採取作業; はまぐり採取作業; かき採取作業; しじみ採取作業; 帆立貝採取作業; うに採取作業; さんご採取作業; 真珠貝採取作業; 潜水採貝作業; 海草採取作業; てんぐさ採取作業; 海綿採取作業; こんぶ採取作業; ふのり採取作業; わかめ採取作業; 海草採取あま(海女・海士); 藻採取作業	真珠養殖作業[454]; のり(海苔)養殖採取作業[454]; かき養殖作業[454]
G	454	水産養殖作業	海水・淡水において、水産動植物を養殖する仕事に従事するものをいう。	魚介養殖作業(えび、うなぎ、あわびなど); 金魚養殖作業; スポン養殖作業; のり(海苔)養殖採取作業; 海草養殖採取作業; 養あ(蛙)作業; 真珠養殖作業; 真珠捜核者; 母貝収集作業; 水田養魚作業; 水族館養魚作業; 人工ふ(孵)化作業; 水産試験場養殖作業; かき養殖作業	
G	459	その他の漁業作業	小分類[451～454]に含まれない漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。	漁場監視員; ごかい取り	遊漁船船頭[499]; 遊漁案内人(つり場案内)[499]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
H		運輸・通信従事者	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、通信機の操作、及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。		
H	46	鉄道運転従事者	鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車・電車などを運転・操作する仕事に従事するものをいう。		
H	461	電気・ディーゼル機関士	電気・ディーゼル・蒸気機関車の運転、蒸気缶の操作の仕事に従事するもの、又はその助手をいう。	電気機関士；電気機関士見習；工場電気機関車運転士；ディーゼル機関士；ディーゼル機関士見習；蒸気機関士；蒸気機関助手	
H	462	電車・気動車運転士	鉄道・軌道の電車・トロリーバス又は気動車などを運転する仕事に従事するものをいう。	電車運転士；電車運転士見習；気動車運転士；気動車運転士見習；工場気動車運転士；路面電車運転士；路面電車運転士見習；新交通システム(有人)運転手；新交通システム(有人)運転手見習；トロリーバス運転士；トロリーバス運転士見習；モノレール運転士；モノレール運転士見習；附属線の電車運転士(工場など)；レールバス運転士	運転指令〔302〕；遊園地電車運転員〔375〕；ロープウェイ乗務員〔499〕；リフト運転員〔739〕；スキーリフト運転員〔739〕
H	47	自動車運転者	各種自動車(バス・乗用自動車・貨物自動車など)を運転する仕事に従事するものをいう。		
H	471	バス運転者	バスを運転する仕事に従事するものをいう。	営業用バス運転者；自家用バス運転者；送迎バス運転者；スクールバス運転者；貸切バス運転者；乗合バス運転者；マイクロバス運転者；ワンマンバス運転者	救急車運転者〔422〕；レールバス運転士〔462〕；壺きゆう(柵)車運転者〔473〕
H	472	乗用自動車運転者	乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。	営業用乗用自動車運転者；ハイヤー運転者；自家用乗用自動車運転者；タクシー運転者；代行運転者(代行運転業)	救急車運転者〔422〕
H	473	貨物自動車運転者	貨物運送用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。	軽貨物自動車運転者；貨物自動車運転者；営業用貨物自動車運転者；自家用貨物自動車運転者；ミキサー車運転者；バキュームカー運転者；トラック運転者；トレーラートラック運転者；タンクローリー運転者；壺きゆう(柵)車運転者；小型貨物自動車運転者；塵芥収集車運転者；郵便運送自動車運転者	消防自動車運転者〔422〕；駅構内トラクター運転者〔499〕；フォークリフト運転者〔499〕
H	479	その他の自動車運転者	バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転する仕事に従事するものをいう。	宣伝用自動車運転者；散水自動車運転者；清掃車運転者；レッカー車運転者	
H	48	船舶・航空機運転従事者	船舶(漁労船を除く)・航空機の機関の保全整備・水先案内・運転などの仕事に従事するものをいう。		
H	481	船長(漁労船を除く)	漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航等、その船舶に属する一切の仕事を経統するものをいう。	運搬船船長；汚物運搬船船長；貨物船船長；監視船船長；機帆船船長；油そう(槽)船(タンカー)船長；タグボート船長；旅客船船長；しゅんせつ船船長；工事監督船船長；測量船船長；防疫船船長；練習船船長；連絡船船長；診療船船長；引船船長；母船船長；郵便船船長；遊覧船船長；小型船舶操縦士；フェリーボート船長；給油船船長；鉱石専用船船長；釣船船長；はしけ船長；冷凍運搬船船長	巡視船船長〔412〕；消防船船長〔422〕；漁船船長〔452〕
H	482	航海士・運航士(漁労船を除く)、水先人	漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに船体、航海用機械器具の保存手入れ、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海士又は機関士の行う船舶の運航に関する職務のうち、甲板部及び機関部の職員の航海当直を中心とした職務を併せ行う仕事に従事するもの、並びに船舶のふくそう(輻輳)する港湾、水道及びその他船舶の航行の危険の予想される特定の水域(水先区)に出入する船舶に水先人として乗り組み、船舶を安全にきょう(嚮)導する仕事に従事するものをいう。	船舶航海士；母船航海士；運搬船航海士；旅客船航海士；貨物船航海士；運航士；水先人	漁船航海士〔452〕
H	483	船舶機関長・機関士(漁労船を除く)	漁労船を除く各種船舶に機関長又は機関士として乗り組み、機関の運転・保存整備、燃料・かん(缶)水の受領、潤滑油・船用品の受払・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。	船舶機関長；母船機関長；運搬船機関長；旅客船機関士；貨物船機関士；船舶機関士；連絡船機関士；漁獲物運搬船機関士；漁業調査船機関長；漁業練習船機関士；遊覧船機関長；油そう(槽)船機関士；発動機汽船機関士；冷凍船機関士	漁船機関士〔452〕；機関員〔494〕

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
H	484	航空機操縦士	航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事を行うものをいう。	航空機操縦士；ヘリコプター操縦士；飛行機操縦士	
H	485	航空機関士	航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものをいう。	航空機関士	航空整備士〔593〕；航空工場整備士〔593〕
H	49	その他の運輸従事者	列車・電車・バスなどの車掌業務、操車・信号・転てつ(轍)・連結の仕事、船舶の甲板における仕事、その他中分類〔46～48〕に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。		
H	491	車掌	列車・電車・バスなどに乗務し、発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切符の販売などの仕事に従事するものをいう。	車掌；列車車掌；車掌見習；荷物電車車掌；登山電車車掌；軌道電車車掌；市電車車掌；地下鉄車掌；ケーブルカー車掌；乗合バス車掌；貸切バス車掌；観光バス車掌	旅行・観光ガイド〔391〕
H	492	鉄道輸送関連業務従事者	鉄道の駅構内において、列車の進路設定や車両(電車、機関車、貨車など)の入換をするために、信号や転てつ機を制御する操作、車両の解結の際の機関車の誘導、車両の制動管の取扱い、車両の留置計画の作成や貨車の行先表示の取扱いなどの仕事に従事するもの	輸送係；輸送指導係；輸送主任	
H	493	甲板員、船舶技士	船舶に乗り組み、船舶のけい(繫)離・見張、貨物の積卸・看視、船体の手入掃除、操だ(舵)、信号、船匠の仕事に従事するもの及び近代化船に乗り組み、部員として甲板部、機関部両部の航海当直の仕事に従事するものをいう。	甲板長；甲板庫手；甲板員；操だ(舵)手；船舶技士；ロープ操手；自動車誘導員(カーフェリー)；セーラー	漁船司厨員〔361〕；船舶旅客係〔372〕；漁労長〔451〕；船員(漁労作業従事者)〔451〕
H	494	船舶機関員	船舶に乗り組み、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの船用機関の仕事に従事するものをいう。船用内燃機関を運転する仕事に従事するものも含まれる。	操機長；操機手；機関手；機関員	船舶機関士〔483〕
H	499	他に分類されない運輸従事者	小分類〔491～494〕に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。	駅構内トラクター運転者；遊漁船船頭；遊漁案内人(つり場案内)；ロープウェイ乗務員；検車係；信号係(鉄道・軌道・船舶以外)；バッテリーカー(運搬機械)運転者；フォークリフト運転者；渡船係員；船舶係留作業員；小舟操舵手(漁船を除く)	水門操作員〔729〕；リフト運転員〔739〕；ロープウェイ機関操作員〔739〕；線路工事作業員〔782〕
H	50	通信従事者	無線通信設備・有線電気通信設備の操作、電話交換作業、郵便・電報の集配の仕事に従事するものをいう。		
H	501	無線通信技術従事者	無線通信設備(無線電信、無線電話、その他電波を送受信するための電氣的設備)を操作する仕事に従事するものをいう。	無線通信員；航空関係無線通信士；船舶関係無線通信士；漁業関係無線通信士；陸上関係無線通信士；無線電報通信員；テレタイプ操作員(無線)；電波技術員；無線技術士；特殊無線技士；ラジオ・テレビジョン放送技術員；写真電送員(無線)；ファクシミリ技術員(無線)；中継録音技術員；電波標識技術員；無線操作監督；レーダー操作技術員；テレシネ(テレビジョン放送技師)；テレックス操作員(無線)；通信事務員(消防本部)	有線ラジオ技術員〔502〕；有線テレビジョン技術員〔502〕
H	502	有線通信員	有線電気通信設備(線索その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送受信するための電氣的設備)を操作する仕事に従事するものをいう。	有線通信員；鉄道電信員；電信員(海上保安官を除く)；テレタイプ操作員(有線)；通信運用掛；電信係；電報受信員；電報通信手；電話通信員；有線ラジオ技術員；有線放送電話技術員；有線テレビジョン技術員；ファクシミリ技術員(有線)	無線通信員〔501〕；写真電送員(無線)〔501〕；国内電話交換手〔503〕
H	503	電話交換手	有線・無線電話の呼出し・交換・取次ぎの仕事に従事するものをいう。	国際電話交換手；国内電話交換手；市外中継台交換手；案内台交換手；交換手監督；交換手見習；電話係；電話切替事務員；内線交換手；社内電話交換手	電信員〔502〕
H	504	郵便・電報外務員	郵便物の集配及び電報の配達の仕事に従事するものをいう。	郵便外務員；郵便集配員；郵便配達員；電報配達員；電報外務員；委託配達員；郵便取集車乗務員	
H	509	その他の通信従事者	小分類〔501～504〕に含まれない通信の仕事に従事するものをいう。	航空管制官；航空管制通信官；電波監視官；ラジオミクサー；テレビジョンミクサー；放送雑音防止技術員；映像調整員(テレビ会社)	ラジオ・テレビジョン放送技術員〔501〕

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I		生産工程・労務作業	機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・探掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。		
I-1		製造・制作作業			
I-1	51	金属材料製造作業	鉱石・金属くず(屑)の溶解・製錬、製品(金属)の精錬及び金属の圧延・鍛造・プレスを行う仕事、金属の鋳造・しん(芯)型をつくる仕事、金属の型鋳込み及び熱処理をする仕事、線・棒・管材などをつくるために金属の引抜き・抽出を行う仕事その他金属材料の製造・処理に関連する仕事に従事するものをいう。		
I-1	511	製鉄・製鋼作業	高炉・電気炉を用いて鉄鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視・出さい(滓)・除さい(滓)・出銑・銑鉄・銑鉄・熱風炉操作の仕事、転炉・各種電気炉を用いて鉄鉄・溶融鉄鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の仕事及びキュボラ(溶鉄炉)・コシキ・各種電気炉を用いた鋳物用鉄の溶融の仕事に従事するものをいう。	製鉄工;溶鉄予備処理工;炉前工(高炉);高炉管理工;銑鉄機工;製鋼工;転炉工;電気炉工;炉外精錬工;造塊工;連続鋳造工(鉄鋼);連続精整工;鋳物用鉄溶解工;キュボラ工(鋳物);フェアラロイ工;原料装入工(製鉄・製鋼);回転炉工;銑鉄工;熱風炉工;二次精錬職	溶解工(非鉄金属)[512];溶解工(鋳物原料)[513];金属焼結工[519];炉修工[772]
I-1	512	非鉄金属製錬作業	溶鉱炉・反射炉・転炉・レトルト・るつぼ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鉱石若しくは金属くず(屑)から非鉄金属を製造するため、又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため、原料装入・炉の操作・製錬の監視・原鉱の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からはく(剥)離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び鋳込造塊の仕事に従事するものをいう。	溶解炉工(非鉄金属);電解工(非鉄金属);精錬工(非鉄金属);銅製錬工(電解法を除く);蒸留工;溶鉱炉工;造塊工(非鉄金属);転炉工(非鉄金属);反射炉工;溶解工(非鉄金属);るつぼ工;レトルト製錬工;貴金属製錬工;半導体材料製錬工(多結晶シリコンなど);半導体素子製錬工;ゲルマニウム精錬工;金属ウラン製錬工;金属シリコン精錬工	溶解工(鋳物原料)[513]
I-1	513	鋳物製造作業	模型を用いて、鋳物用溶融金属を鋳込む砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型あるいは金属型などに溶解金属を注入して型ばらし・砂落しなどの仕事に従事するものをいう。	アルミニウム鋳物工;鋳込工(金属);鋳物工;鋳物鋳込工;鋳物心取工;鋳物中子工;金属鋳物工;合金鋳物工;銑鉄鋳物工;鋳鋼鋳物工;非鉄金属鋳物工;金型工;混砂工;溶解工(鋳物原料);造形工;金属管鋳造工;鋳造工;注湯工;中子取;モールドイングマシン工;砂落工;調砂工;中子工;鋳型工;手込造形工;機械込造形工	溶解工(非鉄金属)[512];鋳物製品検査工[519];鋳物木型工[663]
I-1	514	鍛造作業	加熱及び半熱間又は常温で、治工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。ほど(火床)係も含まれる。	鍛造工;鍛造操炉工;自由鍛造工;鍛造プレス工;鍛造ハンマ工;型鍛造工;手かじ(鍛冶)工;工具かじ(鍛冶)工;かじ(鍛冶)工;火床工;熱間成形ばね工	てい(蹄)鉄打替職[439]
I-1	515	金属熱処理作業	金属を加熱・冷却することにより、焼ならし・焼なまし・浸炭焼入焼戻し・窒化・軟窒化などを行い、金属に一定の性質を与える仕事に従事するものをいう。熱処理品の準備(運搬のみに従事するものを除く)・後処理に従事するものも含まれる。	焼ならし・焼なまし工;焼入焼戻し工;浸炭焼入焼戻し工;窒化・軟窒化工;高周波焼入焼戻し工;熱処理工	熱処理品運搬員[792]
I-1	516	圧延作業	金属の塊・板・棒などから板・条・棒を製作するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・矯正ロールの仕事、押出し・引抜き・溶接などの方法によって金属管を製作・精整する仕事(熱間・冷間・溶融を問わない)に従事するものをいう。製管機械に連続する溶接・継ぎ目削り・のこ(鋸)断の仕事に従事し、溶融金属の押出しによる製管の溶融の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、単独に行われる切断又は伸線の仕事に従事するものは含まれない。	圧延加熱炉工;熱間圧延工;分塊圧延工;条鋼圧延工(線材、形鋼、棒鋼);鋼板圧延工(厚板、熱延);シームレス鋼管工;冷間圧延工;冷延工;電磁鋼板工;ステンレス鋼板工;表面処理鋼板工;展延工(非鉄金属箔);溶接鋼管工;大径管工(スパイラル、UO管);電縫管製造工;鍛接管工;圧延仕上げ工;圧延ロール整備工	金属管鋳造工[513];伸線工[517];金属切断工(針・ピン類を除く)[559];はく打工[559];ダイヤモンドダイス工[716]
I-1	517	伸線作業	金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く仕事、巻取の仕事に従事するものをいう。 線素材の熱処理又は金属線の防せい(錆)の仕事に従事するものは含まれない。	伸線工;裸線工;合金線引抜き工;展延工;電線工;電線圧延工;銅線引抜き工;ニクロム線伸線工;針金伸線工;ピアノ線伸線工;巻取工;ワイアスプラー工	被覆電線製造工[584];ダイヤモンドダイス工[716]
I-1	519	その他の金属材料製造作業	鉱石の粉碎・ばい(焙)焼・焼結・団鉱・仕上げ・検査など小分類[511~517]に含まれない金属材料製造の仕事に従事するものをいう。	ばい焼工;焼結工;鋳物仕上げ工;鋳物型ばらし工;ショット・プラスト工(金属材料製造);鋳物はつり工;ガウジング工;金属焼結工;団鉱工;粉末や(冶)金焼結工;粉末や(冶)金成形・再圧縮工;洋傘骨製造工;鋳物製品検査工	ダイカスト工[559];シャーリング工[559];金属はつり工[559]
I-1	52	化学製品製造作業	化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、動植物油脂を製造する仕事に従事するものは小分類[615]に分類される。		

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	521	基礎的の化学製品製造作業	化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂・化学肥料を製造するため、原料の計量・仕込装入・分解・酸化・還元・合成・縮合・重合・蒸留・蒸発・濃縮・ろ(濾)過・混合・ねっか(捏和)・かくはん(攪拌)・結晶(析出・晶析・塩析など)・圧縮・液化・ばい(焙)焼・か焼・ガス発生炉操作・電気炉操作などの仕事に従事するものをいう。原油の不純物をろ過・分離する仕事に従事するものも含まれる。 ただし、香料・塗料・農薬などの製造の仕事に従事するものは小分類[529]に分類される。	硝酸製造工;硫酸製造工;苛性ソーダ製造工;ソーダ灰製造工;カーバイド製造工;硫酸亜鉛製造工;二硫化炭素製造工;さらし粉製造工;ベンゾール製造工;テレピン油製造工;しょう(樟)脳油製造工;タンニン製造工;まつやに(松脂)精製工;アミノ酸液製造工;圧縮ガス製造工;アルコール製造工;メラニン製造工;カーボンブラック製造工;アセチレンブラック製造工;硝化綿製造工;サッカリン製造工;染料製造工(天然・化学);火薬製造工;爆薬製造工;ニトログリセリン製造工;カーリット製造工;合成樹脂製造工;石炭乾留工;熱処理工(化学又は顔料熱処理);木材乾留工;原油処理工;アルカリ回収工;アンモニア回収工;薬品回収工;ソーダ隔まく(膜)分離工;薬品調合工(化学);アルカリ調整工;ファイバー塩化亜鉛液調整工;染料仕上工;化学薬品製造工;塩酸製造工;無塩しょう(醬)油製造工;合成ゴム製造工;化学肥料製造工;蒸留水製造工;セロファン製造工;合成繊維原料製造工;合成洗剤原料製造工;高圧ガス作業主任者;石油薬品回収工	石油精製オペレーター[522];医薬品製造オペレーター[525];塗料工[529];香料製造工[529];農薬製造工(植物生長調整剤を含む)[529];雷管・導火線製造工[529]
I-1	522	石油精製作業	ガソリン・ナフサ・ジェット燃料油・灯油・軽油・重油・潤滑油・液化石油ガスなどを製造するための原油の蒸留・処理、蒸留生産物の精製、原油・蒸留油・精製油・パラフィン・その他の石油誘導品の不純物を除去するため化学薬品又は蒸気によって処理する各種の装置の操作、コントロール室における機器装置の観察・監視・調整、プラント内の石油製品・その他の液体を運搬するポンプ及びパイプ系統の制御、その他石油精製に関連する仕事に従事するものをいう。 ただし、原油を沈でん(澱)物や水から分離する仕事に従事する原油処理工は小分類	石油精製工;石油精製オペレーター;揮発油工;軽油工;パラフィン工;潤滑油精製工	石油薬品回収工[521];原油処理工[521];ソーダ隔まく(膜)分離工(原油)[521];アスファルト処理工[529];ピッチ製造工[529]
I-1	523	化学繊維製造作業	レーヨン・キュブラ・アセテート・ナイロン・ビニロン・ポリ塩化ビニル・ポリエステル・アクリル・ポリエチレン・ポリプロピレン・ポリウレタン・ポリクラールなどの化学繊維(ガラス繊維[532]・鈰さい繊維[539]・岩綿[539]・石綿[549]を除く)の製造の仕事に従事するものをいう。原繊維の漂白・洗浄・乾燥の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、化学繊維原料の製造作業及び化学繊維の再操作に従事するものは含まれない。	原液調整工(化学繊維)(合成繊維を除く);紡糸工(化学繊維);後処理工(化学繊維);長織処理工(化学繊維);短織処理工(化学繊維);精練工(化学繊維);乾燥工(化学繊維)	合成繊維原料製造工[521]
I-1	524	油脂加工作業	硬化油・脂肪酸・石けん(鹼)などの加工油脂製品の製造のため、原料油脂の硬化・触媒調整・脱臭・分解・けん化・かくはん(攪拌)・塩析・切削・乾燥・着色・添香・練り合わせ・放出・切断・型打ちなどの仕事に従事するものをいう。	硬化油製造オペレーター;脂肪酸製造オペレーター;グリセリン製造オペレーター;石けん製造オペレーター;成形工(油脂加工)	合成洗剤製造工[529]
I-1	525	医薬品・化粧品製造作業	医薬品・化粧品の製造の仕事に従事するものをいう。	医薬品製造オペレーター;医薬品製剤工;化粧品製造オペレーター;香水製造オペレーター;化粧品製造オペレーター;おしろい製造オペレーター;クリーム類製造オペレーター;洗顔クリーム製造オペレーター;歯磨き製造オペレーター;シャンプー製造オペレーター;頭髪用化粧品製造オペレーター;皮膚用化粧品製造オペレーター;仕上用化粧品製造オペレーター	石けん製造オペレーター[524];アンブル詰工[529];包装(ラッピング)工[728]
I-1	529	その他の化学製品製造作業	化学製品製造原料の粉碎・塗料の調合・化学製品の検査など小分類[521~525]に含まれない化学製品製造の仕事に従事するものをいう。	粉碎工(化学製品製造);塗料工;塗料調合工;塗料ねっか(捏和)工;薬品検査工;洗浄剤製造工(石けんを除く);合成洗剤製造工;製塩工;絵具製造工;グリース製造工;ピッチ製造工;ろうそく製造工;歯科用セメント製造工;鉛筆しん(芯)製造工;線香製造工;がん(玩)具火巻工;雷管・導火線製造工;漆精製工;パテ製造工;農薬製造工(植物生長調整剤を含む);殺虫剤製造工(家庭用);洗精製工;アスファルト処理工;タール処理工(分留を除く);アンブル詰工;アンブル溶閉工;墨製造工;にかわ製造工;のり(糊)製造工;ペースト工;感光紙製造工;感圧紙製造工;接着剤製造工(ゴムのりを除く);印刷インキ製造工;真空缶分離機工;真空缶精塩工;乾燥工(化学製品製造);香料製造工;アイソトープ製造工	染料仕上工[521];合成樹脂製造工[521];まつやに(松脂)精製工[521];木材乾留工[521];石けん製造オペレーター[524];塗料調整工(紡織)[649]
I-1	53	窯業製品製造作業	ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事に従事するものをいう。		

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	531	窯業原料加工業者	陶磁器・ガラス・れんがなどの原料土石の粉碎・計量・精製・分級・混合・溶融などの仕事に従事するものをいう。	ガラス原料工;れんが原料工;陶磁器原料工;石こう(膏)原料工;と(砥)粒原料工;窯業原料粉碎工;原料調合工;土練り工(陶磁器製造);粘土原料工(かわら製造);ガラス溶融炉工;ガラス原料精製工;光学ガラス溶融工;ガラス原料分級工;ガラスるつぼ工	
I-1	532	ガラス製品成形業者	板ガラス、ガラス繊維、ガラス製の瓶・食器・管・球などを製造する仕事及びガラス熱処理設備を操作する仕事に従事するものをいう。	ガラス成形工;板ガラス成形工;ガラス管成形工;ガラス繊維製造工;製瓶工;吹きガラス成形工;ガラスプレス成形工;ガラス熱処理工;ガラス徐冷工;ガラス熱処理強化工	取出工(れんが・かわら類)[534];取出工(陶器)[535];ガラス繊維工[539];光学レンズ研磨工[604];ガラス目盛工[609]
I-1	533	施ゆう・ほうろう加工業者	うわぐすり(上薬)原料の調合・粉碎、うわぐすりの調整・前処理、うわぐすり掛け、ほうろう(珪瑯)液の調合、ほうろうかけ・焼付・仕上げの仕事に従事するものをいう。	かわら施ゆう(釉)工;ゆう薬調整工;ゆう薬製造工;うわぐすり点付工;うわぐすりかけ工;ほうろう鉄器工(鉄板加工を除く);ほうろうがけ工;ほうろう焼成工;ほうろう焼入工;ほうろう仕上げ工	
I-1	534	れんが・かわら・土管製造業者	普通れんが・耐火れんが・不定形耐火物・粘土がわら(瓦)・陶管・タイル・セラミックブロック・土管類を作るため、土練り・荒地・混練・乾燥・成形・焼成・取出の仕事に従事するものをいう。	耐火れんが成形工;れんが型打工;プレス工(れんが);かわら切断工;トンネルかま(窯)工(れんが・かわら類);かま(窯)詰工(れんが・かわら類);れんが仕上げ工;かわら仕上げ工;土管仕上げ工;かわら製造工;れんが焼成工;かわら焼成工;モザイク製造工;土管成形工;取出工(れんが・かわら類)	れんが原料工[531];陶管工[535];取出工(陶器)[535];セメントかわら製造工[538];石綿スレートかわら工[538];土管検査工[539]
I-1	535	陶磁器製造業者(ファインセラミックスを含む)	ろくろ機・プレス機の操作又は泥しよう(漿)の流し込みによる陶磁器の成形、旋盤・へら又はこてによる生型・乾燥型の加工・仕上げ・組立て・かま(窯)入れ・焼成・焼付・取出しの仕事に従事するものをいう。	自動ろくろ成形工;流込成形工(陶磁器);プレス成形工(陶磁器);押し成形工(陶磁器);型起こし成形工(陶磁器);さや(匣鉢)成形工(えんごろ工);陶管工;陶磁器ろくろ工;陶器焼成工;さや(匣鉢)焼成工;素焼焼成工;陶磁器レース加工工;陶磁器仕上げ研磨工;陶磁器鋳込工;土がま(釜)成形工;土なべ(鍋)成形工;内ごて造工;陶器旋盤工;生型仕上げ工;タイル成形工;絵がま(釜)焼成工;かま(窯)焼工;取出工(陶器);植木鉢成形工;陶工;乾燥型仕上げ工(陶磁器);タイル型はめ工;楽焼工	るつぼ製造工[539]
I-1	536	窯業絵付業者	陶磁器・ガラスなどの絵かき・線ひき・彩色・転写絵付けの仕事に従事するものをいう。	絵付工(窯業);陶磁器絵付工;ガラス絵付工;七宝下絵書工;漆絵付工(窯業);銅板絵付工(窯業);画工(窯業);素描工(窯業);線ひき工(窯業);彩色工(窯業);転写紙は(貼)り付工(窯業);絵付線引工(窯業);吹付工(窯業);ゴム印押工(窯業);皿絵付工	ガラス目盛工[609];画工(窯業を除く)[724]
I-1	537	セメント製造業者	原料の乾燥・調合・粉碎・焼成、仕上げの各工程を各種計測器を用いて監視・制御し、機械装置を安定的に運転する作業に従事するものをいう。	セメント生産オペレーター	セメント袋詰工[728]
I-1	538	セメント製品製造業者	セメント製ブロック・かわら(瓦)・スレート・管などを製造するため、原料の混合・成形・仕上げ・養生の仕事に従事するものをいう。	コンクリートブロック製造工;コンクリート舗装板製造工;セメントかわら製造工;厚形スレート製造工;コンクリートポール製造工;コンクリートパイル製造工;コンクリート管製造工;ヒューム管製造工;石綿円筒製造工;パイルセメント板製造工;木毛セメント板製造工;木片セメント板製造工;石綿スレートかわら工;人造石(テラゾー)製造工;生コンクリート製造工	天然スレートかわら製造工[541];ヒューム管接続工[776];コンクリート練り工[781]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	539	その他の窯業製品製造作業	七宝を制作するため、ゆう(釉)薬のき(素)地塗り・下絵書き・銀線つけ・ゆう薬点付・焼成・研ぎ上げなどの仕事に従事するものをいう。 ただし、き地銅器の製作又は下絵書きの仕事に専ら従事するものは含まれない。 ガラスの熱加工・カッティング・研磨・銀引きなどの加工、石灰石の装入、石灰炉の操作による石灰石・石こう(膏)の焼成、石綿の粉碎・混合及び石綿を原料とする保温材の製作、研磨用材の製造、窯業の検査など小分類[531～538]に含まれない窯業製品製造の仕事に従事するものをいう。	ガラス熱加工工;バーナー加工工(ガラス);ガラス火切・口焼工;ガラスカッティング工;ガラスカット工;ガラス研磨工;銀引き工(ガラス);アンブル細工工;生石灰・消石灰製造オペレーター;石こう製造工;焼石こう製造工;石こうブラスター製造工;石こうボード製造工;チョーク製造工;七宝工;七宝線付工;七宝ゆう(釉)差し工;七宝焼成工;七宝研磨工;すずり(硯)製造工;研磨材料製造工;研磨用品原料粉碎工;金剛砂製造工;研削と(砥)石製造工;布やすり工;紙やすり製造工;磨き砂製造工;ガラス製品検査工;板ガラス検査工;陶磁器検査工;ガラス繊維工;ピース工;風鈴(ガラス)製造工;ボタン(ガラス)製造工;基石(ガラス)製造工;玉すだれ製造工;るつぽ製造工;バラスト製造工(採石場でないもの);研削材製造工;ドロマイト製造オペレーター;陶磁器仕上工;うんも(雲母)製品仕上工;岩綿製造工;石灰粉碎工;フレイヤー工;研磨紙製造工;鉱さい(滓)繊維製造工;土管検査工;検瓶工(ガラス瓶製造)	ガラスるつぽ工[531];ゆう薬製造工[533];植木鉢成形工[535];七宝下絵書工[536];き(素)地銅器工[554];ガラス目盛工[609];ガラス目盛墨入工[609];ガラス目盛腐しよく(蝕)工[609];検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)[629];ガラス繊維織物工[644];水晶加工工(印判師を除く)[716];人造真珠加工工[716];水晶印判師[717];検瓶工(再生資源回収)[809]
I-1	54	土石製品製造作業	石製品・石綿製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。		
I-1	541	石工	石工用機械又は手道具を用いて、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫り、石塔・石材・うす(臼)などの加工製作の仕事に従事するものをいう。石積の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、石切出の仕事に従事するものは小分類[752]に分類される。	石工;石切工;石研磨工;石彫工;石文字彫工;石積工;天然スレートかわら製造工;墓石工;大理石加工工	人造石(テラゾー)製造工[538];すずり(硯)製造工[539];石細工師[549];石切工(採石場)[752]
I-1	549	その他の土石製品製造作業	石細工品の製作、土石製品の検査など小分類[541]に含まれない土石製品製造の仕事に従事するものをいう。	大理石細工工;石細工師;天然と(砥)石工;石綿製品製造工;砕石工(山元を除く);石印材工;開綿工(石綿);石綿パッキング工	めうら加工工[716];水晶加工工(印判師を除く)[716]
I-1	55	金属加工作業	機械又は手道具を用いて、金属材料を加工する仕事に従事するものをいう。		
I-1	551	金属工作機械作業	旋盤・フライス盤(ミーリング)・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤(中ぐり盤)・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーパー・ホブ盤・研磨盤・フローチ盤(矢通し)・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・治具ボーラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。金属材にプラスチック材などを結合させて切削するものも含まれる。 ただし、金属工作機械を用いて溶断を行う場合は小分類[569]に分類される。	旋盤工;タレット工;自動旋盤工;立旋盤工;ボール盤工;中ぐり盤工;ジグ中ぐり盤工;横中ぐり盤工;フライス盤工;歯切盤工;ホブ盤工;歯車形削り盤工;研削盤工;仕上機械工;平面研削盤工;円筒研削盤工;心なし研削盤工;ラップ盤工;ホーニング盤工;パフ盤工;特殊加工機工;形彫り放電加工機工;ワイヤ放電加工機工;電子ビーム加工機工;レーザー加工機工;電解加工機工;数値制御(NC)旋盤オペレーター;数値制御ボール盤オペレーター;数値制御中ぐり盤オペレーター;数値制御フライス盤オペレーター;マシニングセンター(MC)オペレーター;グラインダー工;実習助手(学校の金属工作機械)	陶磁器ろくろ工[535];機械彫刻工[555];金属研磨工(針・ピン類を除く)[557];のこ(鋸)盤工[559];木工旋盤工[663];プラスチック旋盤工[693]
I-1	552	金属プレス作業	金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する仕事、及び刻印する仕事に従事するものをいう。 ただし、打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するものは小分類[559]に分類される。	プレス成形工(金属);数値制御プレス工(金属);金属プレス工	打貫工[559];金型取付工[559]
I-1	553	鉄工、製缶作業	鉄塔・橋りょう(梁)・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク(鉄槽)などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け(罫)がき・孔あけ・ぎょう(構)鉄・組立て・てんげき(填隙)・はつりの仕事に従事するものをいう。孔あけ・ぎょう鉄・組立て・てんげき・はつりの一部又は全部の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、現図展開・型板取・鋼板け(罫)がきの仕事に専ら従事するものは含まれない。	製缶工;フレーム製缶工;ボイラー組立工;金属製缶工;橋りょう工;鉄骨作り工;鉄工;機械鉄工;組立鉄工;構造物鉄工;造船鉄工;車台鉄骨曲げ工;かしめ工;造船組立工(鋼船);コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)	ブリキ缶製造工[554];ドラム缶製造工[554];け(罫)がき工[559];車両鉄工[594];現図工[727]
I-1	554	板金作業	金切はさみ・つち(鎚)・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、ハンダ・硬ろう(蠟)・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。 ただし、はんだ付けのみ又は図型展開のみに従事するものは含まれない。	板金工;ブリキかざり(錆)職;き(素)地銅器工;銅工(板金作業);銅打物職;トタン屋根ふき工;トタンとい(樋)職;板金加工職;ドラム缶製造工;ブリキ缶製造工	いかけ(錆掛)職[559];はんだ付工[559];ガス溶接工[569];現図工[727];造船銅工(配管工)[776]
I-1	555	金属彫刻作業	各種の手工具・機械又は科学的腐しよく(蝕)技術によって金属に模様・文字・目盛・けい(罫)線・像を彫刻・切削加工する仕事に従事するものをいう。 ただし、美術品の創作及び貴金属の彫刻に従事するものは含まれない。	金属彫刻工;かざり(錆)職(彫刻するもの);金型彫刻工;活字母型彫刻工;金属目盛彫刻工;機械彫刻工;彫金工;なつ染ロール彫刻工	彫刻家[181];製版工[682];ガラス目盛工[609];貴金属彫刻師[716]



大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	556	めっき作業	電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい(錆)(着色を含む)・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう(滌)・仕上研磨の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、機械的脱脂・防せい(錆)・研磨・つや(艶)出し・カバー掛けなどに専ら従事するものは小分類[559]に分類される。	電気めっき工;化学めっき工;溶融めっき工;溶射めっき工;真空・気相めっき工;真空蒸着めっき工;イオンプレーイ;スパッタリング工;陽極処理めっき工;化成処理めっき工;めっき工(金属);めっき液試験分析工(金属)	パフ磨工(金属)[557];サンドブラスト工[557];めっき液試験分析工(プラスチック)[699]
I-1	557	金属表面処理作業(めっきを除く)	グラインダー・石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず(疵)取り、研磨又は切削加工をして仕上げる仕事に従事するものをいう。	金属研磨工(針・ピン類を除く);鋼塊疵取工;錆落工(パフ研磨機によらないもの);可搬研磨工(ポータブル研磨工);金属はつり工;パフ磨工(金属)	
I-1	558	針金製品・針・ばね製造業者	機械又は手道具を用いて網・かご(籠)・クリップ・ラスなどの針金製品の製造、針・ピン類の製造、及び冷間成形によるばねの成形の仕事に従事するものをいう。針・ピン類の材料の切断・孔あけ・成形・研磨(パフ磨きを除く)の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材料又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、及び熱間成形によるばねの製造の仕事に従事するものは含まれない。	金網編工;クリップ細工工;針金細工工;針金たが製造工;ピアノ線細工工;有刺鉄線細工工;ワイヤーロープ製造工;ラス製造工;製釘工;製びょう(鉸)工;注射針製造工;つり(釣)針製造工;縫針製造工;編針製造工;ピン加工工;安全ピン製造工;ヘアピン製造工;虫ピン製造工;ばね製造工(熱間成形を除く);ぜんまい製造工;ひげばね成形工(熱間成形を除く);ライターばね製造工(熱間成形を除く)	熱間成形ばね工[514];パフ磨工(金属)[557];金属研磨工(針・ピン類を除く)[557];金属切断工(針・ピン類を除く)[559];ガス溶接工[569]
I-1	559	その他の金属加工業者	切断・はさみときなど小分類[551~558]に含まれない金属加工の仕事に従事するものをいう。	金属切断工(針・ピン類を除く);金属はく(箔)はり工;金粉職;はく打工;検量工;とぎ師(はさみ・鎌・包丁);はんだ付工;ろう付工;ロールによらない圧延工;シャーリング工;のこ(鋸)盤工;心出工;金型取付工;いかけ(鑄掛)職;砂吹工(サンドブラスト工);溶接検査工;索具工;金属製家具製造工;け(野)がき工;自動車車台材料切断工;打貫工;ダイカスト工;金属切削製品検査工;プレス検査工;金属仕上工	鑄物はつり工[519];プラスチック製品パフ磨き工[699]
I-1	56	金属溶接・溶断業者	電気、ガスなどにより金属を溶接・溶断する仕事に従事するものをいう。		
I-1	561	電気溶接業者	アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事に従事するものをいう。	アーク溶接工;手動アーク溶接工;半自動アーク溶接工;抵抗溶接工;スポット溶接工;シーム溶接工;フラッシュ溶接工	電縫管製造工[516];はんだ付工[559];ろう付工[559];ガス溶接工[569]
I-1	569	その他の溶接・溶断業者	酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。金属工作機械による溶断も含まれる。	ガス溶接工;電子ビーム溶接工;プラズマ溶接工;レーザー溶接工;摩擦溶接工;超音波溶接工;ガス切断工;プラズマ切断工;レーザー切断工	
I-1	57	一般機械器具組立・修理業者	原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く)の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。		
I-1	571	一般機械器具組立業者	原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く)の組立て・据付・調整の仕事に従事するものをいう。これらの作業に伴う部品の加工に従事するものも含まれる。	マシニスト;機械組立工;医療機械器具組立工;編物器組立工;内燃機関組立工;印刷機械組立工;エンジン組立工;織機組立工;研磨盤組立工;工作機械組立工;削岩機組立工;製菓機械組立工;製材機械組立工;染色仕上機械組立工;ミシン組立工;タービン組立工;エレベーター組付工;エスカレーター組付工;機械据付工;機械調整工;自転車車輪組立工;鉄砲組立工;化学機械組立工;動力耕うん機組立工;パワーショベル組立工;圧延機組立工;紡績機械組立工;クレーン組立工;精米機組立工;バルブ製造装置組立工	機械保全工[572];拡声器組立工[582];映写機組立工[603]
I-1	572	一般機械器具修理業者	原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く)の部分修理・総修理・保全の仕事に従事するものをいう。 ただし、金属部分の切削加工に専ら従事するものは小分類[551]に分類される。	機械修理工;内燃機関修理工;金庫修理工;クレーン修理工;工作機械修理工;製粉機修理工;選鉱機械修理工;木工機械修理工;位置機関修理・保全工;建設機械修理・保全工;ポンプ修理工;圧搾機械修理工;印刷機修理工;機械分解工;機械保全工;紡績機械保全工	マシニスト[571];機械組立工[571]
I-1	58	電気機械器具組立・修理業者	回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の製造・組立・調整・検査及び修理の仕事に従事するものをいう。		

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	581	電気機械組立・修理作業	発電機・電動機などの回転電気機械、変圧器・整流器・配電盤などの配電・制御装置の組立加工・総組立・調整・修理の仕事に従事するものをいう。配線準備作業に従事するものも含まれる。	発電機組立工；電動機組立工；回転子製造工；コイル巻工（回転電気機械用）；トランス製造工；配電盤組立工；電気機械修理工；発電機修理工；整流機組立工；変圧器組立工；変流機組立工；スイッチ組立工；回転機巻線工；電動機巻線工	扇風機組立工〔589〕；ソケット製造工〔589〕；電気時計組立工〔602〕
I-1	582	電気通信機器組立・修理作業	電気通信機器の部品の組立加工・総組立・調整・修理の仕事に従事するものをいう。	電気通信機組立工；無線通信機組立工；電話機組立工；ポケットベル組立工；電話機修理工；有線電話機修理工；電話交換機組立工；コイル巻工（電話）；コンデンサー組立工；シャシー組立工（電気通信機器）；ピックアップ組立工；拡声器組立工；コイル巻工（ラジオ）；ラジオ組立工；テレビジョン組立工；テレビジョン・ラジオ修理工；レーダー組立工；磁器振動子製造工；水晶発振子製造工	
I-1	583	電球・電子管組立作業	白熱電球・蛍光灯・ブラウン管・X線管・マグネロンなどの電子管の部品の組立加工・総組立・排気・ガス封入・口金付・試験等関連する仕事に従事するものをいう。ただし、ガラス部品の加工・洗浄・口金・ベークライト製品の成形、製品の検査の仕事に従事するものは含まれない。	電子管製造工；電子管組立工；電子管排気・封止工；電子管仕上工；白熱電球製造工；白熱電球組立工；白熱電球排気・封止工；白熱電球仕上工；蛍光灯製造工；蛍光灯組立工；蛍光灯排気・封止工；蛍光灯仕上工	吹きガラス成形工〔532〕；フレヤー工〔539〕；電気機械器具検査工〔589〕
I-1	584	被覆電線製造作業	裸電線の編組、ゴムによるチューピング・カバリング、紙・布・糸・プラスチックによるカバリング・編組、金属によるカバリング・編組、がい（鍍）装の仕事に従事するものをいう。ただし、裸電線の伸線・エナメル塗装、電線の塗装・試験・検査、及びゴム・プラスチックの混練りの仕事に従事するものは含まれない。	電線製造工；電線紙巻工；電線がい（鍍）装工；電らん（纜）ろう付工；編組工；がい（鍍）装工；ゴム絶縁工；絶縁電線テープ巻工；チューピング工；通信ケーブル紙巻工；通信ケーブル被装工；電線加工工；被覆電線製造工；巻線工（電線）；電灯線製造工；光ファイバーケーブル製造工；エナメル線製造工；金属被覆工	伸線工〔517〕；ケーブル検査工〔589〕；混練り工（ゴム）（ロール・パンバリーによる混練り）〔691〕；プラスチック混練り工〔699〕；エナメル被覆工〔723〕
I-1	585	半導体製品製造作業	半導体材料を物理的及び化学的に処理・加工し、個別半導体製品及び半導体集積回路製造の仕事に従事するものをいう。	半導体製品製造工；半導体切断工；半導体製品加工工；回路配線工；トランジスタ製造工；半導体集積回路（IC）製造工；半導体大規模集積回路（LSI）製造工；シリコン整流素子製造工；太陽電池製造工；光電子素子製造工	
I-1	586	電子応用機器組立作業	真空管・電子管・ダイオードなどを通る電子を応用する、電子応用機器の組立加工・総組立・調整の仕事に従事するものをいう。中間部品（機能部品・機構部品）組立ての仕事に従事するものも含まれる。	電子計算機組立工；パーソナルコンピュータ組立工；粒子加速装置組立工；エックス線装置組立工；放射線応用計器組立工；水中聴音装置組立工；電子顕微鏡組立工	
I-1	589	その他の電気機械器具組立・修理作業	電気冷蔵庫・アイロンなど小分類〔581～586〕に含まれない電気機械器具又はその部品の組立て・加工・修理の仕事に従事するものをいう。電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するものも含まれる。ただし、電気機械器具の材料の加工の仕事に従事するものは含まれない。	電気アイロン組立工；電気ストーブ製造工；電熱器製作工；電気炉製作工；扇風機組立工；冷凍機械修理工；電気冷蔵庫修理工；点火せん（栓）組立工；ペスト充てん（填）工；ペストねっか（捏和）工；電極化成工；電気器具内部配線工；ソケット製造工；グリッド検査工；ケーブル検査工；電気製品検査工；電気部品検査工；電気機械器具検査工；バッテリー（蓄電池）組立工	ペースト工〔529〕；はんだ付工〔559〕；木製セラレータ工〔669〕
I-1	59	輸送機械組立・修理作業	自動車・自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の、加工・組立て・修理の仕事に従事するものをいう。		
I-1	591	自動車組立作業	自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（簾）装する仕事に従事するものをいう。	自動車部品組立工；自動車（トラック）車台組立工；運転台組立工；荷台組立工；シャシー組立工（自動車）；車体（乗用車・バス）組立工；自動車配線工；自動車（乗用車）組立ガス溶接工；ブレーキ調整工；自動車エンジン取付工；自動車電装品取付工；自動車計器取付工；自動車ぎ装工	車台鉄骨曲げ工〔553〕；板金加工職〔554〕；自動車車台材料切断工〔559〕；ガス溶接工〔569〕；シャシー組立工（電気通信機器）〔582〕；自動車検査工〔599〕；タイヤ工〔692〕；自動車内張工〔721〕
I-1	592	自動車整備作業	自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。ただし、内張関係の修理・塗装の塗り替え・ガラスの入替えの仕事に従事するものは含まれない。	自動車整備工；自動車シャシー整備工；自動車車体整備工；自動車エンジン整備工；自動車整備士；自動車電装装置整備士；自動車車体整備士；自動車タイヤ整備士；自動車修理工；自動車エンジン修理工；オートバイ修理工	板金加工職〔554〕；タイヤ修理工〔699〕；内張修理工〔721〕；自動車塗装工〔723〕；自動車ガラスはめ込工〔779〕

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	593	航空機組立・整備作業	航空機機体の部品(エンジン・電装品・計器を除く)の組立て、完成された機体の各部分品・附属品の組立て・取付け、エンジン・電装品・計器類の取付けなどの総組立て、航空機のぎ(艀)装・修理・整備の仕事に従事するものをいう。	航空機組立工;タンク組立工(航空機);翼組立工;エンジン取付工(航空機);プロペラ取付工(航空機);機体組立工(航空機);発動機修理工(航空機);航空機ぎ装工;発動機ぎ装工;航空計器取付工;車輪組立工(航空機);航空機修理工;航空整備士;航空工場整備士	エンジン組立工[571];航空計器組立工[601];内張修理工[721];航空機配線工[746]
I-1	594	鉄道車両組立・修理作業	鉄道・軌道の機関車・客貨車の車体・台車の組立修理、機械器具・電装品の取付け・取りはずしの仕事に従事するものをいう。	機関車組立工;電車組立工;車両鉄工;電車修理工;台車組立工(鉄道車両);車体組立工(鉄道車両);車両検修係;貨車組立修理工;シャシー組立鉄工(鉄道車両);客貨車上回工・下回工;鉄道車両電装品取付工;サッシ・ドア取付工;パンタグラフ修理工;計器取付工;制動機取付工	製缶工[553];鉄道車両配線工[746];鉄道車両配管工[776]
I-1	595	自転車組立・修理作業	完成部分品を用いて、自転車などの組立て・修理の仕事に従事するものをいう。ただし、自転車の部品の組立て又はタイヤ・チューブのパンクの修理に専ら従事するものは含まれない。	自転車組立工;自転車修理工;リヤカー組立工	自転車車輪組立工[571];タイヤ修理工[699]
I-1	596	船舶ぎ装作業	船用機械装置・煙突などの取付け・ぎ(艀)装の仕事に従事するものをいう。	船舶・機関ぎ装工(船舶);航海計器ぎ装工;外業木工(船舶);金属取付工(船舶);救命装置ぎ装工(船舶);索具取付工(船舶);船具取付工;船体ぎ装工;造船鉄機工	造船組立工[553];索具工[559];船大工[665];船体塗装工[723];船舶配線工[746]
I-1	599	その他の輸送機械組立・修理作業	小分類[591~596]に含まれない輸送用機械の組立て・検査・修理の仕事に従事するものをいう。	航空工場検査員;自動車検査工;鉄道検車手;車両検査係;牽引車製造工;人力車組立工;そり組立工;試運転工;ロードテスタ;船舶上架工;船きよ(渠)工;船台大工;盤木大工;輸送機械検査工	
I-1	60	計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業	計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整・修理、及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。		
I-1	601	計量計測機器組立・修理作業	電気計器・ガスメーター・水量メーターなどの計器類又はその部分品(光学利用を除く)の組立て・調整・修理の仕事に従事するものをいう。	計器工;ガイガー計数管組立工;ガイガー測定器組立工;電気露出計組立工;電力計製造工;ガスメーター組立工;水量メーター組立工;気圧計組立工;心電計組立工;血圧計組立工;航空計器組立工;磁石組立工;ジャイロ計器組立工;ら針盤組立工;温度計組立工;寒暖計組立工;濃度計組立工;体温計製作工;はかり組立工;比色計組立工;巻尺組立工;ます組立工(金属);計器調整工;度量衡修理工;ノギス組立工;マイクロメーター組立工	計量士[209];電気時計組立工[602];計器目盛り工[609];ガラス目盛り工[609];木製ます製造工[664]
I-1	602	時計組立・修理作業	時計部品の組立て・調整、及び時計修理の仕事に従事するものをいう。ただし、時計の部品・附属品製造の仕事に従事するものは含まれない。	時計組立工;腕時計組立工;目覚時計組立工;クロノグラフ組立工;時計部品組立工;ストップウォッチ組立工;タイムレコーダー組立工;セルフタイマー製造工;メトロノーム製造工;時計調整工;時計修理工;時計側付工;時計ひげあわせ工;石入れ工(時計);機械時計ムーブメント組立工;水晶時計組立・調整工;水晶時計外装組立工;水晶時計ムーブメント組立工;電気時計組立工	ぜんまい製造工[558];時計検査工[609]
I-1	603	光学機械器具組立・修理作業	測光機・測距儀などの計測機、双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡・写真機・映写機などの光学機械器具、及び電気計測器・工業計器の組立て・調整・修理の仕事に従事するものをいう。ただし、近視眼・遠視眼などの眼鏡を組立て・調整する仕事に従事するものは小分類[609]に、眼鏡つるを作る仕事に従事するものは小分類[729]に分類される。	顕微鏡組立工;映写機組立工;カメラ組立修理工;双眼鏡枠組立工;オベラグラス組立工;光学計器工;光学測定器組立工;照度計組立工;分光計組立工;テレビ撮影機組立工;写真機組立工;測高機組立工;測距儀組立工;測遠機組立工;ねじ山測定機組立工;測量機械製造工;虫めがね組立工;望遠鏡製造工;偏光器仕上工;シャッター組立工;検眼鏡組立工;電気計測器組立工;工業計器組立工;レンズ調整工	レーダー組立工[582];眼鏡つる製造工[729]
I-1	604	レンズ研磨・調整作業	レンズ・プリズムの荒ずり・砂かけ・砂磨き・ふき(拭)上げ・心取りの仕事に従事するものをいう。ただし、レンズ・プリズムのプレス成形作業に従事するものは小分類[532]に分類される。	光学レンズ工;光学レンズ研磨工;プリズム研磨工;レンズ研磨工;レンズ砂洗工;コンタクトレンズ研磨工;レンズ加工工;プリズム荒ずり工;砂かけ工(プリズム);ふき上工(レンズ);レンズ心出工;心取工(レンズ);バルサム工	

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	609	その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業	小分類[601～604]に含まれない計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・検査・修理の仕事に従事するものをいう。	光学機械検査工;計器検査工;時計検査工;レンズ検査工;計算尺組立工;銀付工;やに付工;フィルター組立工;皿造工;石こう(膏)はり付工(双眼鏡);コーティング工;目盛工;ガラス目盛工;ガラス目盛墨入工;ガラス目盛腐しよ(蝕)工;計器目盛工;測定器目盛工;物指し目盛製作工;眼鏡師	金属目盛彫刻工[555]
I-1	61	精穀・製粉・調味食品製造業者	精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事に従事するものをいう。 ただし、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは中分類[52]に分類される。		
I-1	611	精穀業者	玄米・玄麦などの穀類を精穀する仕事に従事するものをいう。	精穀工;精米工;精米機運転工;精麦工	脱穀・調整人[431]
I-1	612	製粉業者	穀粉・でん(澱)粉・コーンスターチを製造するため、製粉機・ふるい(篩)などの製粉装置を用いて、穀類・豆類・いも類などの粉砕・沈でん・水洗い・圧搾・ろ(濾)過・乾燥などの仕事に従事するものをいう。	小麦製粉工;そば製粉工;米粉製造工;白玉粉製粉工;じゃようしん粉製造工;さらしあん製粉工;でん粉製粉工;甘しよ(糖)でん粉製造工;くず(葛)粉製造工;きな粉製造工;こんにやく粉製造工	魚粉製造工[627];粉わさび製造工[629]
I-1	613	製糖業者	甘しよ(蔗)・てん(甜)菜から粗糖を製造、粗糖から精糖を精製、精糖から氷砂糖・角砂糖などを製造する仕事に従事するものをいう。	含みつ糖製造工;粗糖製造工;精製糖製造工;液糖製造工;てん菜糖製造工;氷砂糖製造工;角砂糖製造工;炭素回収工(精糖)	袋詰工(包装)[728];原料運搬員[792];袋詰工(荷造)[795]
I-1	614	味そ・しょう油製造業者	味そ・しょう(醬)油を製造するため、原料の受入検査・精選・計量・洗浄・浸せき・蒸熱・こうじ(麹)造り・食塩溶解・混合・仕込み・熟成・調整・こし(漉)機操作・汲出し・あげぶね(揚槽)・圧搾・火入れなどの仕事に従事するものをいう。 ただし、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類[624]に、たる詰の仕事に専ら従事するものは小分類[629]に分類される。	味そ製造工;しょう油製造工	しょう油缶詰工[624];缶詰工[624];たる詰工[629]
I-1	615	動植物油脂製造業者	動植物原料から動植物油脂を製造するため、圧搾(圧へん)・抽出・煮沸・蒸留・脱酸・脱色・脱臭などの仕事に従事するものをいう。動植物油脂を更に加工して、専らマーガリン・ショートニング・ラードの製造作業に従事するものも含まれる。 ただし、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類[624]に分類される。	魚油製造工;肝油製造工;内臓油製造工;オリーブ油製造工;落花生油製造工;ひまし油製造工;綿実油製造工;もろう製造工;ごま油製造工;菜種油製造工;こめ油製造工;あまに油製造工;きり油製造工;ひまわり油製造工;大豆油製造工;天ぶら油製造工;サラダ油製造工;マーガリン製造工;ショートニング製造工;ラード製造工;精製工(動植物油脂);搾油工(動植物油脂);抽油工(動植物油脂);脱酸工(動植物油脂);脱色工(動植物油脂);脱臭工(動植物油脂)	しょう(樟)脳油製造工[521];硬化油製造オペレーター[524];脂肪酸製造オペレーター[524];石けん製造オペレーター[524];缶詰工[624];瓶詰工[624]
I-1	62	食料品製造業者(精穀・製粉・調味食品製造業者を除く)	めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ(麩)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事など、中分類[61]に含まれない仕事に従事するものをいう。 ただし、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類[43又は45]に、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは中分類[52]に、と(屠)殺の仕事に従事するものは中分類[72]に分類される。		
I-1	621	めん類製造業者	うどん・そば・中華そば・はるさめ・マカロニ・スパゲッティ・ワンタンの皮・シューマイの皮などのめん類の製造の仕事に従事するものをいう。 ただし、飲食店で、めん類の調理の仕事に従事するものは小分類[361]に分類される。	うどん製造工;乾めん製造工;生めん製造工;ゆでめん製造工;きしめん製造工;そうめん製造工;そば製造工;マカロニ製造工;スパゲッティ製造工;ワンタンの皮製造工;シューマイの皮製造工;製めん機工;うどん釜ゆで工;めん類乾燥工	調理師[361];めん類結束工[728]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	622	パン・菓子製造業者	パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類を製造するため、原料の計量・ミキシング・生地づくりなどの仕込み作業、成形・焼成・かま(窯)操作・仕上衣かけ・スライス・冷却・切断などの仕事に従事するものをいう。 ただし、菓子パンに詰めるクリーム・ジャムなどの製造作業のみに従事するものは含まれない。	食パン製造工;ビスケット製造工;ウエファース製造工;クッキー製造工;菓子パン製造工;クラッカー製造工;ベーカリー;和生菓子司;上物職人(和生菓子);ようかん製造工;もなか製造工;もち(餅)菓子職;まんじゅう職;どら焼職;石ごころも製造工;甘納豆加工工;いり豆製造工;今川焼職;キャラメル製造工;ドロップ製造工;あめ菓子製造工;チョコレート製造工;乾パン製造工;油菓子製造工;ドーナツ製造工;ポーロ製造工;パン仕込工;パン原料混合工;はっ(酏)酵工;ういろろ職;せんべい職;うるちせんべい製造職;せんべい味付工;干菓子職;らくがん製造職;おこし製造職;おのろけ豆製造工;落花生加工工;もなかの皮製造工;チューインガム製造工;綿菓子製造工;ヌガー製造工;あめ原料調合工;焼成工(パン・菓子);パン焼工;衣かけ工;製菓衛生師(パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類);あられ製造職;朝日豆製造職;回転焼職;だんご焼職;大福もち製造職;あん製造工;ふんたん漬職;菓子砂糖漬物製造工;あめ原料仕込工;さらしあめ切断工	クリーム製造工[625];アイスクリーム製造工[629];ジャム製造工[629]
I-1	623	豆腐・こんにやく・ふ製造業者	豆腐・湯葉・こんにやく・ふ(麩)などの農産加工品の製造作業に従事するものをいう。	豆腐製造工;焼豆腐製造工;高野豆腐(しみ豆腐)製造工;油揚製造工;なまあげ製造工;がんもどき製造工;湯葉製造工;こんにやく製造工;しらたき製造工;ふ製造工	豆腐呼売人[325];寒天製造工[627];とこてん製造工[627]
I-1	624	缶詰・瓶詰・レトルト食品製造業者	缶詰・瓶詰・レトルト食品製造のための調理、調理された食品の缶詰・瓶詰・袋詰・調味液の注入・密封・加熱殺菌・冷却などの仕事に従事するものをいう。 ただし、飲料品・乳製品・乾燥食品・粉末食品の缶詰・瓶詰の仕事に従事するものはそれぞれの飲料品品の製造業者に分類される。	缶詰材料調理工;水産缶詰製造工;畜産缶詰製造工;野菜缶詰製造工;果実缶詰製造工;食品瓶詰製造工;加熱殺菌工;調味液工;密封工;袋詰工(調理食品)	袋詰工(包装)[728];袋詰工(荷造)[795]
I-1	625	乳・乳製品製造業者	飲用乳・粉乳・練乳・バター・チーズなどの乳製品を製造するため、ミルク容器の殺菌洗浄・原乳の清浄化・均質化・殺菌・荒煮・濃縮・噴霧・冷却・予温・クリーム分離・クリーム殺菌・クリームはっ(酏)酵・かくはん(攪拌)・加塩練乳・加温・菌培養・薬品添加・凝固脱水・はっ(酏)酵・型詰圧搾・熟成などの仕事に従事するものをいう。	飲用乳製造工;粉乳製造工;練乳製造工;コンデンスミルク製造工;バター製造工;チーズ製造工;クリーム製造工;ミルク処理工;はっ(酏)酵乳製造工;乳飲料製造工;殺菌工(乳製品製造)	マーガリン製造工[615];アイスクリーム製造工[629];ピーナッツバター製造工[629]
I-1	626	食肉加工品製造業者	鳥獣肉のつくだ(佃)煮・くん(燻)製・塩漬・ハム・ベーコン・ソーセージなどの製造作業に従事するものをいう。 ただし、缶詰・瓶詰食品、例えば、牛肉缶詰などの製造及び魚肉製品の製造作業に従事するものは含まれない。	鳥獣肉漬工;味ぞ漬肉製造工;つくだ煮製造工(鳥獣肉);かす(粕)漬肉製造工;かす(粕)漬製造工(鳥獣肉);くん製製造工(鳥獣肉);塩漬工(鳥獣肉);ハム製造工(鳥獣肉);ベーコン製造工(鳥獣肉);ソーセージ製造工(鳥獣肉);腸詰工(鳥獣肉)	野菜缶詰製造工[624];魚肉ハム・ソーセージ製造工[627]
I-1	627	水産物加工作業者	魚・貝・も(藻)類の洗浄・調理・乾燥の作業、くん(燻)製作業、水産物の漬物作業、水産ねり(煉)物を製造するため、原料の選別・調理・洗浄・魚肉採取・水さらし・かくはん(攪拌)・らい(播)漬・板つけ・成形・蒸し・焼き・揚げの仕事に従事するものをいう。 ただし、缶詰・瓶詰食品、例えば、魚肉缶詰などの製造、水産物の採捕に従事しながらその延長作業として天日乾燥・煮干しなどの簡単な加工作業に従事するものは含まれない。	水産物塩蔵工;塩辛製造工;水産物かす(粕)漬製造工;水産物くん製加工工;ねりうに(雲丹)工;水産物つくだ(佃)煮製造工;かつおぶし製造工;からすみ工;水産ねり物製造工;かまぼこ製造工;とろろくんぶ製造工;わかめ乾燥工;ひじき乾燥工;桜えび(海老)加工工;水産物ふりかけ製造工;でんぶ加工工;魚粉製造工;干しくんぶ製造工;魚肉ハム・ソーセージ製造工;さつま揚げ製造工;煮干し工;干物製造工;するめ加工工;のり(海苔)製造工;干しこんぶ加工工;寒天製造工;とこてん製造工;干しかずのこ製造工;竹輪製造工;はんぺん製造工	網子(海面)[451];水産缶詰製造工[624];製氷工(氷室業者)[729]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	629	その他の食料品製造作業	野菜漬物製造、食料品検査など小分類[611～627]に含まれない食料品製造の仕事に従事するものをいう。食料品製造(飲料を含む)の工程において専ら酵母培養・開俵・たる詰・検瓶・検缶の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、飲食店において、専らその場で飲食する客に提供する食材に使用する目的で天ぷら・コロッケなどの製造作業に従事するものは小分類[361]に分類される。	食酢製造工;ソース製造工;ケチャップ製造工;マヨネーズ製造工;パン粉製造工;生酢精製工;酵母培養工;イースト培養工;オブラート製造工;たる詰工;打検工;開俵工;麦芽工;種こうじ工(酒・味そ・しょう(醬)油製造を除く);種こうじ培養工(酒・味そ・しょう(醬)油製造のこうじ造り工を除く);薬味製造工;こしょう製造工;カレー粉製造工;七色唐がらし製造工;からし製造工;西洋からし製造工;粉わさび製造工;ピーナッツバター製造工;アイスクリーム製造工;アイスキャンデー製造工;天ぷら揚げ職人(飲食店以外);コロッケ製造人(飲食店以外);梅干し漬工;干枚漬工;たくあん(沢庵)漬工;福神漬工;らっきょう漬工;シュウマイ製造人(飲食店以外);即席ラーメン製造工(製めんを除く);乾燥野菜製造工;コーヒーひき工;もやし製造工(工場生産);たいみそ製造工;納豆製造工;水あめ製造工;ころ柿製造工;食用ゼラチン工;酒かす(粕)漬工(野菜);塩漬工(野菜);酢漬工(野菜);味そ漬工(野菜);しょうが漬工;ジャム製造工;ぬか漬工;奈良漬製造工;わさび漬製造工;検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)	調理師[361];無塩しょう(醬)油製造工[521];検瓶工(ガラス瓶製造)[539];マーガリン製造工[615];あん製造工[622];菓子砂糖漬物製造工[622];クリーム製造工[625];鳥獣肉漬工[626];寒天製造工[627];とごころん製造工[627];水産物かす(粕)漬製造工[627];製氷工(氷室作業)[729];と畜作業員[729];検瓶工(再生資源回収)[809]
I-1	63	飲料・たばこ製造作業	清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。 ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類[43]に分類される。		
I-1	631	製茶作業	緑茶などを製造するため、茶生葉の蒸し、粗じゅう(揉)・じゅうねん(揉捻)・発酵・乾燥など荒茶の製造の仕事、ふるいわけ・切断・火入れ・選別・ごうぐみなどの仕上げ茶製造の仕事に従事するものをいう。まっ(抹)茶の製造作業、ほう(焙)じなどに従事するものも含まれる。	緑茶製造工;せん茶製造工;玉露製造工;まっ茶製造工;番茶製造工;いり(炒)茶製造工;紅茶製造工;ウーロン茶製造工;荒茶製造工;粉末茶製造工	麦茶製造工[639];こぶ茶製造工[639];はぶ茶製造工[639];はま茶製造工[639]
I-1	632	清酒製造作業	清酒製造のため、洗米・浸漬・蒸米・こうじ(麴)造り・酒母造り・もろみ(醪)造り・さけしぼり(压榨)・おり(滓)引・ろ(濾)過・火入れ・貯酒などの仕事に従事するものをいう。 ただし、清酒の製造工程中、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類[624]に、開俵・酵母培養・たる詰・検瓶の仕事に専ら従事するものは小分類[629]に分類される。	清酒醸造工;杜氏(とうじ);清酒もろみ造り主任;清酒こうじ造り主任;酒母造り主任;清酒製造作業員	瓶詰工[624];たる詰工[629];酵母培養工[629];検瓶工(瓶詰食品・飲料)[629];開俵工[629];合成酒製造工[633];ポイラー・オペレーター[731];選瓶工[809];洗瓶工[809]
I-1	633	酒類製造作業(清酒を除く)	ビール醸造のため、大麦の浸漬・発芽・乾燥・粉碎・仕込み・はっ(醱)酵・貯酒・ろ(濾)過の仕事、ぶどう酒・りんご酒などの果実酒製造のため、選果・粉碎・清澄・転向・殺菌・計量・压榨・はっ(醱)酵・貯酒・混合などの仕事、蒸留酒・混成酒製造のため、原料の蒸煮・こうじ(麴)造り、糖化・乳酸はっ(醱)酵・酒母造り・はっ(醱)酵・もろみ(醪)蒸留・原料アルコールへの加水・アルコール精製・仕込み・ろ(濾)過・貯酒などの仕事に従事するものをいう。 ただし、ビール・ぶどう酒などの製造工程中、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類[624]に、開俵・酵母培養・たる詰・検瓶の仕事に専ら従事するものは小分類[629]に、選瓶・洗瓶・たる洗いの仕事に専ら従事するものは小分類[809]に分類される。	ビール醸造工;果実酒製造工;ぶどう酒製造工;りんご酒製造工;みかん酒製造工;洋酒製造工;蒸留酒製造工;焼酎製造工;ウイスキー製造工;ブランデー製造工;混成酒製造工;合成酒製造工;白酒製造工;みりん製造工;ワイン製造工;泡盛製造工;梅酒製造工	瓶詰工[624];検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)[629];たる詰工[629];開俵工[629];酵母培養工[629];清酒醸造工[632];選瓶工[809];洗瓶工[809]
I-1	634	清涼飲料製造作業	原料の溶解・抽出・煮沸・冷却・ろ(濾)過・分離・調合・注入・殺菌などをして、ジュース・サイダー・コーラ・コーヒー飲料・ミネラルウォーター・茶系飲料などの清涼飲料・嗜好飲料を製造する仕事に従事するものをいう。粉末飲料製造工も含まれる。 ただし、検瓶の仕事に従事するものは小分類[629]に分類される。	ジュース製造工;サイダー製造工;コーラ製造工;コーヒー飲料製造工;ミネラルウォーター製造工;茶系飲料製造工;シロップ製造工;ラムネ製造工;炭酸水製造工;粉末飲料製造工;炭酸飲料製造工	瓶詰工[624];検瓶工(瓶詰食品・飲料)[629];打検工[629];洗瓶工[809]
I-1	635	たばこ製造作業	たばこ製造のため、葉たばこ原料を処理し、ケースに詰める作業、ケース詰原料の調和・加香・裁刻・乾燥・巻上機操作・包装機操作などの仕事に従事するものをいう。 ただし、たばこの検査の仕事に専ら従事するものは小分類[639]に分類される。	たばこ原料処理工;たばこ原料加工工;製品たばこ製造工	たばこ巻取検査工[639]
I-1	639	その他の飲料・たばこ製造作業	飲料・たばこの検査など小分類[631～635]に含まれない飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。	麦茶製造工;こぶ茶製造工;はぶ茶製造工;はま茶製造工;たばこ巻取検査工	
I-1	64	紡織作業	糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事に従事するものをいう。 ただし、化学繊維の製造・紡織作業に従事するものは中分類[52]に分類される。		
I-1	641	粗紡・精紡作業	綿・毛・紡毛・麻・化学繊維(短繊維)の紡績工程中、原繊維の混合・打綿・打毛・りゅう(梳)毛・練糸の作業及び始紡・練紡・精紡などの紡糸作業に従事するものをいう。台持・玉揚の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、管の運搬作業のみに従事するものは小分類[649]に分類される。	紡績工;混打綿工;せつりゅう(櫛梳)工;練糸工;粗紡工;精紡工;ガラ紡工	紡糸工(化学繊維)[523]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	642	合糸・ねん糸・加工系作業	合糸機を用いて単糸又は糸を合わせて軽くよりをかける仕事、ねん(撚)糸機を用いてねん糸を作る仕事、及び化学繊維の加工糸を作る仕事に従事するものをいう。 ただし、管の運搬作業のみに従事するものは小分類[649]に分類される。	合糸工;ねん(撚)糸工;加工糸工	
I-1	643	織機準備作業	たて(経)糸を巻いた糸巻枠にかけ、糸を整経ビームに巻き、又は整経ビームからちきり(膝)に巻き取る仕事、ビームに巻かれたたて(経)糸をそこう(綜統)に引通し、織機のおさ(箄)に通す仕事、及びたて(経)縫ぎし、紋型板を取り付け、織機の具合を調整する仕事に従事するものをいう。	織機準備工;整経工(織機準備);はた(機)ごしらえ工	
I-1	644	織布作業	広幅織布・小幅織物・帯地・はかま(袴)地・ネクタイ地・帆布地・ホース地・敷物・細幅織物などを製造するため、織機を用いて布を織る仕事に従事するものをいう。	製布工;織工;手織工;平織工;あや(綾)織工;麻織工;絹織工;織機台持工;パイル織工;ブロード織工;シール織工;じゅうたん織工;毛布織工;マフラー織工;たん(緞)通工;織フェルト工;帯地織工;どん(緞)子織物工;べっちゃん織物工;ピロード織物工;ガラス繊維織物工;ウール地織物工;テープリボン織物工	
I-1	645	漂白・精練作業	天然・化学合成繊維のわた(綿)・糸・織編物に含まれる不純物の除去を行い、次工程の染色・捺染等への準備作業及び漂白製品としての機能や感性を付与する仕上げ加工の仕事に従事するものをいう。	精練・漂白工(紡織);漂白仕上工	湯通し工[356];精練工(化学繊維)[523];毛皮漂白工[701]
I-1	646	染色・仕上げ作業	天然・化学合成繊維のわた(綿)・糸・織編物に染色(無地染)捺染を行う着色作業及び着色された織編物に求められる機能や感性を付与する仕上げ作業に従事するものをいう。 ただし、布地の接続・乾燥・整理、及び紙・革・草・つる(蔓)などの染色の仕事に従事するものは含まれない。	染物師;染色工;なつ染工;調色工;水洗工(紡織染色);仕上げ工(紡織);あい(藍)染工(紡織);プリント工(紡織);手なつ染工(紡織);布なつ染工;絞染工(紡織);友禅染工	い(藍)染工[667];紙染工[673];革染工[701]
I-1	647	編物・編立作業	編機又は編棒を用いた編物(編レースを含む)、ニット編立機・靴下編機などを用いたニット生地、靴下などの編立をする仕事に従事するものをいう。編立生地の修理に従事するものも含まれる。	整経工(編物・網立);手編工;レース編工(リバーレース・トリコット編工を含む);毛糸帽子編立工;手編ネット工;丸編工;台丸編工;たて(経)編工;横編工;靴下編立工;作業手袋編立工;ニット生地修理工	組ひも編工[648]
I-1	648	網・網製造作業(繊維製)	網・網・縄・ひもをより・編む仕事に従事するものをいう。 ただし、針金、わら、紙などを、より・編む仕事に従事するものは含まれない。	縄ない(綱)工;真田ひも工;組ひも編工;麻ロープ製造工;マニラロープ製造工;合成繊維ロープ製造工;製網工;ネット製造工;ヘヤネット製造工(人毛を除く);ハンモック製造工	ワイヤーロープ製造工[558];金網編工[558];紙ひも工[675];人毛網工[729]
I-1	649	その他の紡織作業	製糸工程における選繭・煮繭・配繭・粹し、製糸の検査及び紡織工程における糸巻き、織布工程における起毛・せん(剪)毛、キルティング生地の製造、紡織製品の検査など小分類[641~648]に含まれない製糸・紡織の仕事に従事するものをいう。	選繭工;煮繭工;配繭工;ガーネット工;せん毛工;繰糸工;生糸検査工;検査工(製糸);検定工(製糸);検査工(製糸);結束工(製糸);揚返工;かせ取工;洗毛工;煮麻工;ラップ運搬工;管運搬工;ケーク運搬工;ケーク取付工;コップ蒸し工;よこ(緯)つぎ工;きず取工;節取工;コーン巻工;毛焼工;ヤール掛工;縮じゅう(絨)工;布巻取工;機械折たたみ工;製綿工;ふとん綿打直し工;タフテッド工;フック工;脱脂綿製造工;フェルト電着工;紡織検査工;織布検査工;擬革製造工;リノリウム製造工;油布製造工;塗料調製工(紡織);塗布工(油布);起毛工;ガス焼工(綿布);キルティング生地製造工;フェルト製造工;不織布製造工	紡績機械保全工[572];染物師[646];組ひも編工[648];擬革紙製造工[673];紙綿製造工[679];定期掃除工(紡績)[809]
I-1	65	衣服・繊維製品製造作業	布地(ニット生地を含む)・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類品の製品を製造する仕事に従事するものをいう。なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。 ただし、袋物の製作作業に従事するものは中分類[71]に分類される。		
I-1	651	成人女子・子供服仕立作業	成人女子・子供服を仕立又は修理するため、意匠考案・採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの仕事に、主として一貫して従事するものをいう。 ただし、和服の仕立作業に従事するものは小分類[653]に分類される。	婦人服仕立工;子供服仕立工;洋裁工;洋裁師;洋裁見習工;仮縫工(婦人服)	服飾デザイナー[184];和服仕立工[653];織布マシン工[655];裁断工[656]
I-1	652	成人男子服仕立作業	成人男子服を仕立又は修理するため、意匠考案・採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの仕事に、主として一貫して従事するものをいう。	洋服工;仮縫工(洋服);洋服裁縫師;紳士服仕立工;男子服仕立見習工	服飾デザイナー[184];織布マシン工[655];裁断工[656]
I-1	653	和服仕立作業	長着・羽織・じゅばん(襦袢)・帯・はかま(袴)・コート・歌舞き(伎)衣装・能衣装・けさ(法衣)などの縫製の仕事に従事するものをいう。	和裁工;和服仕立工;羽織仕立工;和式下着裁縫工;帯仕立工;はかま仕立工;能衣装仕立工;けさ(法衣)仕立工;肩掛仕立工;和服修理工	ふとん綿入工[659];寝具仕立工[659];ふとん手縫仕立工[659]
I-1	654	刺しゅう作業	手道具又は機械で布地に刺しゅうする仕事に従事するものをいう。 ただし、レース編みの仕事に従事するものは小分類[647]に分類される。	手刺しゅう工;機械刺しゅう工;マシン刺しゅう工;アップリケ刺しゅう工;レース刺しゅう工;美術刺しゅう工;手袋刺しゅう工	レース編工(リバーレース・トリコット編工を含む)[647];タフテッド工[649];フック工[649]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	655	ミシン縫製作業	ミシンを用いて布地の接続・穴かがり・ボタン付け・縁かがりなどの縫製作業に従事するものをいう。	布はくミシン工;運動靴ミシン縫製工;ニット縫製工;学生服縫製工;雑きん(巾)縫製工;シャツ縫製工;足袋縫製工;カーテン製造工;シャツ製造工;スカーフ製造工;ワイシャツ製造工;ボタン付工(ミシンによるもの);縁かがり工;織布ミシン工;洋服ミシン工;帽子ミシン工;洋傘ミシン工;キルティング製品縫製工	ミシン刺しゅう工[654];ボタン付工(ミシンによるものを除く)[659];セメント袋ミシン工[674];高周波ミシン工[693]
I-1	656	裁断作業	衣服・繊維製品を製造するための布地の型入れ・裁断の仕事に従事するものをいう。	裁断工(衣服・繊維製品);布地裁断師;足袋裁断工;洋服裁断師;ほう(庖)裁工;大裁工;カラー裁断工	毛皮裁断工[659];紙切断工[679];パターンナー[726]
I-1	659	その他の衣服・繊維製品製造作業	なめし革・毛皮製の被服の仕立、裁断・縫製関係の検査など小分類[651~656]に含まれない繊維製品製造の仕事に従事するものをいう。ただし、布地の裁断、ミシンによる縫製のみに従事するものは含まれない。	毛皮裁断工;毛皮仕立工;革製衣服製造工;革ジャンパー仕立工;靴下検査工;布手袋製造工;鼻緒製造工;パフ製造工;衣料仕上工;プレス仕上工;かけはぎ職;さし工;ボタン付工(ミシンによるものを除く);洋服ボタン付工(ミシンによるものを除く);ふとん綿入工;リボン製造工;ふとん手縫仕立工;寝具仕立工;帆製造工;天幕製造工;繊維製品検査工;郵袋製造工;ほろ製造工;帽子製造工;学帽製造工;野球帽製造工	毛糸帽子編立工[647];ボタン付工(ミシンによるもの)[655];洋服ミシン工[655];布地裁断師[656];高周波ミシン工[693];靴製造工[702];靴修理工[702];革鼻緒製造工[709];革手袋縫製工[709];袋物製造工[711]
I-1	66	木・竹・草・つる製品製造作業	板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する仕事に従事するものをいう。ただし、木製がん具の製作は中分類[71]に、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するものは中分類[72]に分類される。		
I-1	661	製材・チップ製造作業	機械のこ(鋸)を用いて原木(丸太など)から建築用・家具用・梱包用などの角材・割材・板材を木取りする仕事、荷造木箱の側板・底板・がい(蓋)板の切削の仕事並びに木材チップを製造するため、原木の皮はぎ・切削及び木材チップの選別の仕事に従事するものをいう。	木箱製材工;板割角製材工;床柱製作工;のこ(鋸)機械工;チップパー工;木取工(製材);ハンドル工(製材);帯のこ運転工(製材);チップ選別工;丸のこ運転工(製材);フローリング工(製材);ロールバンド工(製材);銘木工(製材);銘板工(製材)	造材作業[442];皮はぎ作業(造材)[442];きこり[442];荷造木箱製造工[669];製材整理人[669];木材乾燥工[669];蒸解工(製紙原料)[671]
I-1	662	合板作業	原木から単板(ベニヤ)の製作・乾燥、接着剤の調整、単板ののり(糊)着け・はり(貼)合せ・圧着・乾燥・仕上、及び紙以外の繊維板・パーティクルボード製作の仕事に従事するものをいう。	単板製作工;ベニヤ(単板)工;薄板切断工;合板接着工;プレス工(合板);合板裁断工;特殊合板工	合板選別工[669];紙テックス製造工[673]
I-1	663	木工、木彫作業	手道具又は木工旋盤・木工フライス盤・かん(鉋)盤・ほぞ穴盤・ろくろなどの木工用品加工機械を用いた木材の切削加工並びに鋳物用木型、帽子・靴・菓子などの木型及び木製模型の製作作業に従事するもの並びに木材料に文字・絵・像などを彫り刻む仕事に従事するものをいう。ただし、のこぎり(鋸)のみを使用する作業に従事するものは小分類[661]に分類される。	機械プレカット工;機械木工;かん(鉋)盤工;割ばし(箸)木工;しゃくし(杓子)木工;木工旋盤工;木工フライス盤工;ほぞ穴あけ工;プレーナー工(木材);木彫刻師;ろくろ工;木製ろくろ工;くりもの工;フローリング工(製材を除く);人形彫師;木版製作工;木管製造工;玉台修理工;木型工;工作木型工;木型旋盤工;木型大工;靴木型製作工;鋳型模型工;鋳物木型工;将棋彫駒製作工	彫刻家[181];陶磁器ろくろ工[535];金属彫刻工[555];印判師[717];車両現図工[727];型枠大工[761]
I-1	664	木製家具・建具製造作業	小箱・たんす(箆笥)・鏡台・火鉢・机・いす・針箱などの指物・家具又は戸・障子などの建具を作るため、木工用手道具又は木工機械を用いて木材の加工・組立ての仕事に従事するものをいう。ただし、金属・とう(籐)・き(杞)柳の家具を作る仕事に従事するものは含まれない。	鏡台製造工;額縁製造工;神棚製造工;障子製造工;机製造工;いす製造工;ふすま骨製造工;木工機械加工工(家具);オルガンばこ(函)製造工;木製ます製造工;人形ケース製造工(木製);指物大工;家具大工;洋家具製造工;木製寝台製造工;建具工;家具組立工;金具付工(家具);モザイク工;たんす仕上工;家具修理工;家具製造工	金属製家具製造工[559];機械木工[663];とう(籐)・き(杞)柳製家具製造工[667];曲物製造工[669];いす張り工[721];家具塗装工(漆を除く)[723]
I-1	665	船大工	設計図により現図を展開し、木工用加工機械又は手道具を用いて木材を切削加工し、和船・ボート・ヨットなどの木船の組立て・修理・水止めの仕事に従事するものをいう。ただし、現図展開の仕事に専ら従事するものは小分類[727]に、用材の切削加工の仕事に専ら従事するものは小分類[663]に分類される。	船大工;船匠;川船大工;小型船舶大工;ヨット製造工;ボート製造工;船体組立木工;木船水止工;木船修理工	船台大工[599];現図工[727]
I-1	666	竹細工作業者	竹製品を作成するため、竹材の加工・編み・組みなどの仕事に従事するものをいう。	扇骨師;うちわ骨師;ちようちん骨製造工;和傘竹骨製造工;竹すだれ製造工;ざる製造工;竹ぐし(串)製造工;竹ぼうき製造工;毛糸手編棒製造工;つりざお製造工;虫かご製造工;ささら製造工;しんし(伸子)製造工;蚕具製造工(竹製);熊手製作工;筆軸製作工;竹いす製造工;竹製鳥かご製造工;竹たが製造工;竹材染工;かご編工;果物かご仕上工;茶せん製造工	和傘製造工[713];ちようちんはり工[713];うちわはり工[713]



大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	667	草・つる製品製造業者	草・茎・つる(蔓)の製品を作成するため、材料の加工・編み・組みなどの仕事に従事するもの及びとう(籐)製品又はき(杞)柳製品を製作する仕事に従事するものをいう。	炭俵製造工;畳床製造工;わらぞうり作り;パナマ帽体工;とう(籐)・き(杞)柳製家具製造工;き(杞)柳行李製造工;麦わら帽体工;しだ加工工;あげび加工工;い(蘭)草加工工;い(蘭)染工;いす(とう製)製造工;安楽いす(とう製)製造工;畳表製造工;ござ織職;角マット製造工;座敷ぼうき製造工(草製)	蚕具製造工(竹製)[666]
I-1	669	その他の木・竹・草・つる製品製造業者	荷車、牛・馬車の製造、防腐・耐火・防虫などのための木材の薬品処理、木・竹・草・つる製品の検査など小分類[661~667]に含まれない木・竹・草・つる製品を製造する仕事に従事するものをいう。	木材防腐工;木材耐火処理工;丸太検査工;木型検査工;木材検査工;小羽割工;木材乾燥工;木材見積人;製材整理人;げた製造工;木製サンダル製造工;げた材木取工;げた木地加工工;経木細工工;い(蘭)草選別工;木製セパレータ工;合板選別工;木箱製造工;板箱製造工;折箱製造工;木毛製造工;セロファン木毛製造工;コルク製造工;洋服掛製造工;なべぶた(鍋蓋)製造工;木ぐし(櫛)製造工;ペン軸製造工;げた台成形工;鼻緒立工;野球バット製造工(木製);羽子板製造工(押絵羽子板を除く);碁・将棋盤製作者;マッチ軸木工;荷造木箱製造工;皮はぎ工(製材業);たらい製造工;曲物製造工;ひ(檜)物製造工;木製おけ製造工;たる工;ビールだる製造工;漬物だる製造工;三宝製造工;味ぞだる製造工	割ばし(箸)木工[663];サンダル(プラスチック)製造工[693];押絵羽子板製造工[712];げた台まき絵付工[715];げた台塗装工[723]
I-1	67	パルプ・紙・紙製品製造業者	木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。		
I-1	671	パルプ・紙料製造業者	原料木材の蒸解・精選・こう(叩)解・薬品の調合、パルプ抄造機の運転・調整、紙製造における製紙原料(パルプ・古紙・ぼろなど)の打こう(叩)・混合・切断・脱色の仕事に従事するものをいう。	パルプ工(製紙);蒸解工(製紙原料);溶解工(製紙原料);漂白工(製紙);調薬工(製紙);調整工(製紙原料);パルプすき取工;古紙精選工	チップ選別工[661]
I-1	672	紙すき作者	抄紙機械を運転、操作し、又は手すき道具を用いて、各種の紙をすく仕事に従事するもの、並びに調整及び紙の乾燥の仕事に従事するものをいう。	製紙工;抄造工;仕上工(スーパ工・ワインダ工)(製紙);アート・コート原紙すき工;紙手すき工;手すき和紙工	紙切断工[679]
I-1	673	加工紙製造業者	バルガナイズドファイバー・ターボリン紙・油紙・防水紙・段ボールシートなどの加工の製造作業に従事するものをいう。 ただし、感光紙原紙・感圧紙原紙などに感光・感圧材料を塗布する仕事に従事するものは小分類[529]に分類される。	塗工紙製造工;ビスコース塗工紙製造工;色紙製造工;紙染工;硫酸紙製造工;ろう(蠟)紙製造工;油紙製造工;合成樹脂浸透紙製造工;バルガナイズドファイバー製造工;洪紙製造工;擬革紙製造工;パラフィン紙製造工;合成樹脂塗工紙製造工;アートコート紙製造工;酢酸紙製造工;耐酸紙製造工;温床紙製造工;積層加工紙製造工;ターボリン紙製造工;合成樹脂ラミネート紙製造工;金属はく(箔)ラミネート紙製造工;防水包装紙製造工;ルーフィング製造工;カーボン紙製造工;紙テックス製造工;経木紙製造工;段ボール製造工;紋紙製造工;ふすま紙製造工;ふすま紙型置工;壁紙製造工;転写紙製造工;エンボス加工紙製造工	ファイバー塩化亜鉛液調整工[521];セロファン製造工[521];感光紙製造工[529];感圧紙製造工[529];研磨紙製造工[539];断裁工(加工紙製造)[679]
I-1	674	紙器製造業者	紙製の箱・皿・その他の容器、ファイバー製の管・コーンなどの製造作業に従事するものをいう。 ただし、紙の裁断及び印刷の仕事に専ら従事するもの並びに封筒・紙袋(軽量袋)の製造作業に従事するものは含まれない。	紙器製造工;折りたたみ箱製造工;紙皿製造工;紙コップ製造工;ファイバーチューブ製造工;薬品容器製造工(紙製);化粧品容器製造工(紙製);電球サックはり工;クラフト紙袋製造工;セメント袋製造工;セメント袋マシン工;紙筒製造工;菓子箱製造工(紙製);機械箱工;段ボールかん(函)製造工;紙ばこのり(糊)は(貼)り工;紙管製造工;コーン製造工(紙器);ファイバーコーン製造工;針金止工(紙製容器);飲料容器製造工(紙製)	封筒製造工[675];紙袋製造工(軽量袋)[675];断裁工(紙製容器)[679];紙袋印刷工[683]
I-1	675	紙製品製造業者	紙袋(重量袋を除く)・封筒・たけ(丈)長・元結・水引・紙より(燃)・荷札などの紙製品の製造作業に従事するものをいう。	紙袋製造工(軽量袋);紙袋は(貼)り工;封筒製造工;手さげ紙袋製造工;たけ(丈)長紙製造工;元結製造工;水引製造工;金封製造工;水引ゆい工;紙より工;荷札仕上工;紙ひも工;セロファンひも製造工	セメント袋製造工[674];紙切断工[679];造花製造工[729]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	679	その他のパルプ・紙・紙製品製造業者	各種のせつ(截)断機・手道具を用いた紙の定型切断、紙・紙製品の仕分け・検査など小分類[671～675]に含まれないパルプ・紙・紙製品の製造作業に従事するものをいう。	紙切断工;カッター工(紙巻取切断工);断裁工(製本);断裁工(加工紙製造);断裁工(紙製容器);巻取工(製紙);筒切工;仕上検査工(紙・紙製品製造);選別工(製紙);型紙彫刻工;染型彫刻工;絞切工;ジャカード孔あけ工;紙のり(糊)は(貼)り工(他に分類されないもの);障子紙はり縫ぎ工;紙綿製造工	紙ばこのり(糊)は(貼)り工[674];紙袋は(貼)り工[675];のり(糊)さし工(製本)[684];表具工[722]
I-1	68	印刷・製本作業	製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、木版の製作作業に従事するものは中分類[66]に分類される。		
I-1	681	文字組版作業	電算写植機・電子組版機などで文字を配列する仕事に従事するものをいう。	植字工;機械植字工;文字組版工;写真植字機オペレーター;写真植字工;電算写植工;版組工;電子組版機オペレーター;版下デザイナー	
I-1	682	製版作業	組版の紙型取り、紙型へ溶解活字合金を鑄込んで鉛版を作る仕事、感光金属薄板に写真を焼き付け、腐しよく作用で版を作る仕事などに従事するものをいう。 ただし、木版の製作作業に従事するものは小分類[663]に分類される。	製版工;印刷製版工;平版製版工;写真製版工;グラフィア製版工;プラスチック製版工;オフセット製版工;紙型工;活版鑄込工;鉛版鑄込工;印刷鉛版工;焼付工(製版);刷版作業員;DTPオペレーター	金属彫刻工[555];木版製作工[663];写真焼付工[725]
I-1	683	印刷作業	グラフィア印刷機・オフセット印刷機・平版印刷機・輪転印刷機・名刺印刷機を操作し、紙・金属板・その他シート(布なつ染を除く)に印刷する仕事に従事するものをいう。	凸版印刷工;活版印刷工;平版印刷工;オフセット印刷工;グラフィア印刷工;凹版印刷工;プラスチック印刷工;新聞印刷工;織物印刷工;名刺印刷工;段ボール印刷工;紙袋印刷工;輪転機運転工;校正刷工;調肉工(印刷);金属板印刷工;時計文字盤印刷工;フレキシ印刷作業員;シルク印刷工(染色業以外);印刷機オペレーター	布なつ染工[646];製本はく(箔)押工[689];ブリキ刷込工[689]
I-1	684	製本作業	突きそろえ裁断・折りたたみ・丁合・とじ合せ・表紙はりなど製本の仕事に従事するものをいう。	製本工;折工(製本);紙折工(製本);丁合オペレーター;背とじ工;背固め工;のり(糊)さし工(製本);表紙くみ工;表紙仕上工;カバー掛工;製本オペレーター	断裁工(製本)[679];製本はく(箔)押工[689]
I-1	689	その他の印刷・製本作業	写真製版・オフセット版・グラフィア版の原図を作るための写真撮影、製版用原図の複写、原図写真の修正・焼付・現像・試刷りの校正、組版のほどこき、活字の鋳造、印刷ロールの修理・洗浄、印刷・製本関係の検査など小分類[681～684]に含まれない印刷・製本の仕事に従事するものをいう。	ブリキ刷込工;印刷写真工;修正工(印刷);製本検査工;校正工;製本はく(箔)押工;レタッチャー;カラスキャンナー・オペレーター;印刷検査工	活字母型彫刻工[555];断裁工(製本)[679];青写真工[726]
I-1	69	ゴム・プラスチック製品製造業者	ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品(合成ゴムを含む)の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。		
I-1	691	原料ゴム加工業者	ゴムの洗浄・素練り・混合・練りなどの仕事に従事するものをいう。	ゴム処理工(洗浄・前加熱・切断など);配合工(ゴム);素練り工(ゴム)(素練り・ストレナー操作など);混練り工(ゴム)(ロール・バンバリーによる混練り)	合成ゴム製造工[521];アセンブル成形工(ゴム)[692];プレス加硫工[692];再生ゴム製造工[699]
I-1	692	ゴム製品製造業者	ホース・はき物・ベルト・チューブ・タイヤ・医療用品などのゴム製品の手作業又は機械による成形、加硫作業などに従事するものをいう。	合せ型製品成形工(ゴム);は(貼)り付け型製品成形工(ゴム);ライニング成形工(ゴム);アセンブル成形工(ゴム);カレンダー工(ゴム);押出し工(ゴム);ゴム引工;フォームラバー製造工;ラテックス製品製造工;エポナイト加硫工;プレス加硫工;焼付加硫工;ゴム風船成形工;ゴムまり成形工;ゴム靴成形工;タイヤ工	ゴム製がん具組立工[712]
I-1	693	プラスチック製品成形・加工業者	プラスチック(ゴム・パルカナイズドファイバーを除く)のプレス、押出、射出、吹込みなどの成形機又は手作業による成形作業並びにプラスチック成形品の切削、接合、研磨などの加工作業及び仕上げ作業に従事するものをいう。紙又は布に合成樹脂を塗布し、加熱圧搾して積層板を作る仕事に従事するものも含む。 ただし、パフ磨きの仕事に従事するものは小分類[557]に分類される。	合成樹脂製品成形工;圧縮成形工(プラスチック);射出成形工(プラスチック);押出し成形工(プラスチック)(インフレーションを含む);積層成形工(プラスチック);発ほう(泡)成形工(プラスチック);スラッシュ成形工(プラスチック);熱成形工(プラスチック);回転成形工(プラスチック);サンダル(プラスチック)製造工;基石(プラスチック)製造工;高周波ミシン工;高周波ウエルダ工;裁断工(プラスチック製品);プラスチック旋盤工	パフ磨き工(金属)[557];プラスチック混練り工[699];靴(プラスチック)縫製工(ケミカルシューズなど)[702];塩化ビニル樹脂がばん製造工[711]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	699	その他のゴム・プラスチック製品製造業者	ゴムの塗布・防水加工・ゴム板シートの裁断、プラスチック製品の原料処理・仕上げ、ゴム・プラスチック製品の検査など小分類[691～693]に含まれないゴム・プラスチック製品の製造作業に従事するものをいう。	ゴム塗布工;レインコート塗布工;ゴム防水工;セルロイド裁断工;ゴムシート裁断工;石綿ゴム混合工;のり(糊)引工(地下足袋製造);再生ゴム製造工;型抜工(プラスチック);セロファンテープ製造工;型抜工(ゴム)(タイヤ・水枕・手袋等);切削工(ゴム)(エポナイト・糸ゴム・バンド等);仕上工(ゴム)(チューブ張り合せ・ぱり取り・表面研磨);仕上工(プラスチック);プラスチック製品パフ磨き工;検査工(ゴム・プラスチック製品);原料樹脂処理工(タブレット・混練り);めっき工(プラスチック製品);組立工(プラスチック製品);溶接工(プラスチック製品)(高周波溶接を除く);プラスチック混練り工;タイヤ修理工;めっき液試験分析工(プラスチック)	めっき液試験分析工(金属)[556];自動車タイヤ整備士[592];リノリウム製造工[649];高周波ウエルダ工[693]
I-1	70	革・革製品製造業者	毛皮・なめし革の製造、各種の革製品(袋物・衣服を除く)の製造の仕事に従事するものをいう。		
I-1	701	製革業者	毛皮・なめし革を製造するため、原皮・毛皮の水戻し・脱毛・裏こし・なめし(鞣)・染め・乾燥・仕上げ、毛のつや(艶)出しなどの仕事に従事するものをいう。	毛皮工;製革工;水戻し工;脱毛工;革染工;染料調合工(製革);す(漉)き割り工;皮なめし工;毛皮なめし工;なめし剤調合工;革乾燥工;革仕上げ工;タンニン工(製革);クロム仕上げ工(製革);レタニング工(製革);毛皮漂白工	皮はぎ工[729];原皮製造工[729]
I-1	702	靴製造・修理業者	革靴製造(ケミカルシューズを含む)における採寸・裁断・縫製・底付け・かかと付けなど及び革靴修理の仕事に従事するものをいう。	靴製造工;靴修理工;靴直し工;靴皮採寸工;靴皮裁断工;靴型入工;靴型抜工;革靴ミシン掛工;製甲工;靴(プラスチック)縫製工;革靴底付工;アリアン工;かかと(踵)付工;靴びょう(鋳)打工;靴仕上げ工;サンダル(革)製造工;スリッパ(革)製造工;ケミカルシューズ製造工;ケミカルサンダル製造工	木製サンダル製造工[669];げた製造工[669];ゴム靴成形工[692];サンダル(プラスチック)製造工[693];仕上げ検査工(皮革製品)[709]
I-1	709	その他の革・革製品製造業者	革(靴の原料革を除く)の裁断・縫製・打抜き、革ベルト・革パッキンの製造、革製品の検査など小分類[701及び702]に含まれない革・革製品製造の仕事に従事するものをいう。	革裁断工;硬式ボール縫製工;革ベルト製作工;革パッキン製造工;仕上げ検査工(皮革製品);靴敷革製造工;革手袋縫製工;革サドル製造工;革ぞうり製造工;革鼻緒製造工;ミット・グラブ製造工;くら(鞍)製造工;紡織用革製品製造工;バレーボール製造工;フットボール製造工;革シート製造工;サッカーボール製造工	革製衣服製造工[659];毛皮裁断工[659];毛皮仕立工[659];革染工[701];靴革裁断工[702];写真機ケース製造工[711];楽器ケース製造工[711];袋物製造工[711]
I-1	71	装身具等身の回り品製造業者	かばん・袋物・がん(玩)具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事に従事するものをいう。		
I-1	711	かばん・袋物製造業者	各種の材料でトランク・抱えかばん・ハンドバッグ・財布などのかばん・袋物類の縫製・組立ての仕事に従事するものをいう。	かばん製造工;塩化ビニル樹脂かばん製造工;スーツケース製造工;トランク製造工;ポストンバッグ製造工;ランドセル製造工;リュックサック製造工;ハンドバッグ製造工;袋物製造工;写真機ケース製造工;財布製造工;名刺入製造工;定期券入製造工;懐中鏡入製造工;印鑑サック製造工;信玄袋製造工;手さげ袋製造工(紙製を除く);はこせこ製造工;楽器ケース製造工	手さげ紙袋製造工[675]
I-1	712	がん具製造業者	各種の材料でがん具の組付け・組立て・仕上げの仕事に従事するものをいう。ただし、部分品・附属品の組立て・組付けを必要としなががん具の製造作業に従事するものは含まれない。	がん具(金属製)組立工;がん具(ゴム製)組立工;がん具(プラスチック製)組立工;ミニカー組立工;人形組立工;フランス人形組立工;節句人形組立工;がん具楽器組立工;児童用乗物組立工;がん具(木製)工;がん具(竹製)工;がん具(布製)工;がん具(セルロイド製)工;がん具(甲・角・貝・きば製)工;動物がん具工;がん具(陶磁器製)工;土人形製造工;人形(プラスチック製)組付工;押絵羽子板製造工;がん具(ガラス製)加工工;人形着付師;人形(布製)縫製工;ゴム人形製造工;縫いぐるみがん具製造工	がん具花火巻工[529];羽子板製造工[669];ゴム風船成形工[692];ゴムまり成形工[692];ゴムまり給付工[723];オルゴール組立工[729];模型製作工[729]
I-1	713	ちょうちん・うちわ製造業者	ちょうちん・うちわ・せんす・和傘の材料の組立て・紙は(貼)りの仕事に従事するものをいう。ただし、ちょうちん・うちわ・せんす・和傘の骨を製造する仕事に従事するものは含まれない。	ちょうちんはり工;ぼんぼり製造工;うちわはり工;せんす折師;せんす仕上師;和傘製造工	扇骨師[666];和傘竹骨製造工[666];洋傘製造工[719];ちょうちん・うちわ・和傘給付工[723];ちょうちん・うちわ・和傘文字書工[724]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	714	ほうき・ブラシ製造業者	ほうき・ブラシの材料の精選処理・植毛・刈毛・仕上げの仕事に従事するものをいう。はけ・たわし・棒ブラシの製造作業に従事するものも含まれる。ただし、竹ほうき、ささら、筆の製造作業に従事するものは含まれない。	ほうき製造工(竹製を除く);人毛ブラシ製造工;針金ブラシ製造工;ビニルブラシ製造工;煙突掃除用ブラシ製造工;歯ブラシ製造工;棒ブラシ製造工;はけ製造工;たわし製造工	竹ほうき製造工[666];ささら製造工[666];毛筆製造工[729]
I-1	715	漆器製造業者	漆器のき(素)地加工・漆塗り・研出し・沈金・まき(蒔)絵の仕事に従事するものをいう。ただし、き地作りの仕事に専ら従事するものは含まれない。	漆器工;漆塗工;硬質漆器工;木製漆器工;金属漆器工;漆下塗工;漆上塗工;漆器研出し工;沈金彫師;沈金はく入工;まき絵師;塗りげたまき絵師;げた台まき絵付工	家具塗装工(漆を除く)[723]
I-1	716	貴金属・宝石・甲・角等細工作業者	金・銀・その他の貴金属の切削、成形、鑄造、組立て、研磨等の加工、宝石類の切断、研磨、穴あけ、漂白、彫刻、連組み等の加工及び宝石を使用する細工加工並びに甲・角・貝・きば(牙)類の細工・加工の仕事に従事するものをいう。代用品・模造品によって、貴金属・宝石類と同種の製品を製作する仕事に従事するものも含まれる。また、甲・角・貝・きば類の模造品の細工・加工の仕事に従事するものも含まれる。ただし、ガラス・竹・木・金属・石の細工・加工の仕事に従事するものは含まれない。	装身具仕上げ工;貴金属細工工;貴金属彫刻師;貴金属象眼師;貴金属ブローチ製造工;飾り職(貴金属);宝石細工工;ベッコ職人;角パイプ工;印材(角)工;宝石研磨工;ダイヤモンドダイス工;めのう加工工;水晶加工工(印判師を除く);真珠加工工;貝細工工;貝ボタン細工工;基石加工工;さんご加工工;模造品(貴金属・宝石)細工工;人造宝石加工工;人造真珠加工工;象げ(牙)細工工;どう(撞)球製造工	基石(ガラス)製造工[539];金属彫刻工[555];基石(プラスチック)製造工[693];甲・角・貝・きば製がん具工[712];水晶印判師[717]
I-1	717	印判師	印判を作るため、材料に文字などを刻む仕事に従事するものをいう。	印判師;印匠;てん(篆)刻師;水晶印判師;印鑑製造人;スタンプ印製造工;木判工;ゴム印彫刻工;印章彫刻工;印材彫刻師	金属彫刻工[555];木彫刻師[663]
I-1	719	その他の装身具等身の回り品製造業者	装身具等身の回り品の検査など小分類[711~717]に含まれない装身具等身の回り品製造の仕事に従事するものをいう。	はたき製造工;羽根細工工;羽根加工工;漆器製品検査工;かつら製造工;ヘヤネット製造工;かもじ製造工;洋傘製造工;こうもり傘製造工;洋傘はり工;洋傘仕上げ工;洋傘修理工	洋傘骨製造工[519];洋傘ミン工[655];木製がん具工[712];和傘製造工[713]
I-1	72	その他の製造・制作業者	中分類[51~71]に含まれない内張、表具、塗装、写真現像など他に分類されない製造・制作の仕事に従事するものをいう。		
I-1	721	内張作業	いす・ソファなどを製作するため木製又は金属製の枠組み加工、クッション材等の詰め、ばねの取付け、表張材の裁断・縫製・張りなどの仕事に従事するもの、及び船舶・航空機・車両の内張個所の寸法取り・材料シートの裁断・室内のほろの取付けなどの仕事に従事するものをいう。	いす張り工;いすシート張り工;クッション工;詰物工(内張);船舶内張工;航空機内張工;自動車内張工;旅客車内張工;裏内張工;いす張替工;内張修理工;ベッド装飾工;ほろ張工;小箱(おおい)被工	
I-1	722	表具師	軸物・掛け軸・額などの表装及び裏打ち並びにふすま(襖)・屏風・障子・壁紙は(貼)りの仕事に従事するものをいう。	表具工;大経師;経師屋;からかみ表具師;軸物師;ふすまは(貼)り職;壁紙は(貼)り職;金びょうぶ(屏風)は(貼)り職	
I-1	723	塗装業者	塗料の調整・き(素)地作り(パテ拾い・めどめ・さび(錆)落としなど)・下地塗り・水どき・中塗り・上塗り・文字書きなどの仕事に従事するものをいう。はけ塗り・へら塗り・たんぼ塗り・吹付け・刷り込み・転写・まき(蒔)絵は(貼)りの仕事に従事するものも含まれる。	自動車塗装工;船体塗装工;吹付塗装工;エナメル塗装工;塗装着色工;絵付着色工(塗装);羽子板彩色工;家具塗装工(漆を除く);げた台塗装工;ゴムまり絵付工;エナメル被覆工;ラック塗工;ペンキ職;金属塗装工;化学塗装工;ちようちん・うちわ・和傘絵付工	看板書き[724];ペンキ画工[724]
I-1	724	画工、看板制作業者	塗料・絵具類の調整、紙・板・カンバス・銅板などへの絵描き・文字書きなどの仕事に従事するものをいう。	画工(窯業を除く);図案工;図案画工;アニメーター;ペンキ画工;看板書き;びら書き;ちようちん・うちわ・和傘文字書工;テクニカルイラストレーター;POPライター	水彩画家[182];装飾画家[182];陶磁器絵付工[536];漆塗工[715]
I-1	725	写真現像・焼付・引伸し業者	写真の現像・焼付け・引伸し・修整の仕事に従事するものをいう。	写真現像工;写真焼付工;フィルム現像工;写真引伸し工;写真修整工;フィルム焼付工;写真エアブラシ工	印刷写真工[689]
I-1	726	製図・写図作業	建設工事・機械製作・造船・その他の目的のために、設計図・その他の図面作成及び原図写しの仕事に従事するものをいう。	製図工;機械製図工;土木製図工;トレース工;鉱山製図工;船舶製図工;航空機製図工;電機製図工;建築写図工;設計手;製図検査工;写図工;青写真工;CADオペレーター;パタンナー	
I-1	727	現図作業	船こく(艀)・板金構造物・鉄塔・橋りょう(梁)・ボイラー・復水器などの鉄鋼構造物を製作するため、現図展開・型板取りなどの仕事に従事するものをいう。	現図工;車両現図工;造船現図工;航空機現図工;鉄鋼現図工;鉄工現図工;構造物現図工;木工現図工;現図検査工	け(罫)がき工[559];心取工(レンズ)[604]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-1	728	包装作業	生産工程に付随して品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材料で包装する仕事に従事するものをいう。	包装(ラッピング)工; 打直綿包装工; 食品包装工; 菓子包装工; 袋詰工(包装); セメント袋詰工; たるしぱり工(しょう油醸造); 封印は(貼)り工; めん類結束工; レッテル(ラベル)は(貼)り工	荷造工[795]
I-1	729	他に分類されない製造・制作作業	小分類[721~728]に含まれないその他の製造・制作作業をいう。	と畜作業員; 内臓処理工; 皮はぎ工; 原皮製造工; ガット製造工; はく(剥)製工; 解剖標本作成工; 肥料製造工(鶏ふん(糞)・魚肥・たい(堆)肥・大豆かすなど); トランペット組立工; タンバリン組立工; 木琴組立工; バイオリン組立工; ハーモニカ組立工; アコーデオン組立工; オルゴール組立工; オルゴール鳴金取付工; 楽器修理工; 鉛筆検査工; シャープペンシル組立工; 太鼓組立工; 製氷工(氷室作業); 模型製作工; 人体模型工; マネキン人形製作工; 立体地図工; 食品見本模型工; 木製模型工; 乗物模型工; 金属模型工; 毛筆製造工; 整毛工(毛筆製造); 映写技師; しん立工(毛筆製造); マッチ製造工; 羽根ほうき(箒)製造工; 造花製造工; 花輪製造工; 押絵製造工; 祝飾物製造工; 折紙細工工; 人毛マット製造工; ボールペン組立工; 万年筆組立工; 万年筆検査工; 眼鏡つる製造工; 楽器組立工; ピアノ精密組立工; アクシオン取付工; ピアノ調整工; ギター組立工; 音響試験工(ギター製造); 製品検査工(ギター製造); ギター仕上工; ほつす(払子)製造工; 人毛網工; れん炭製造工; オガ炭製造工; オガライト製造工; 木質粒状燃料製造工; たどん製造工; 豆炭製造工; 熱管理工; 織物意匠図工; 水門操作員; 温泉供給バルブ操作員; 河川監視員; 水位監視員; 照明係(舞台・撮影所); 小道具工(演劇)	歯科技工士[105]; 化学肥料製造工[521]; ささら製造工[666]; ゴムまり絵付工[723]; 大道員工(演劇)[771]; 室内装飾工[779]; じゅうたん張工[779]
I-2	73	定置機関運転・建設機械運転・電気作業 定置機関・機械及び建設機械運転作業	蒸気機関・クレーン(起重機)などの定置機関・機械、及び掘削機械・整地機械などの建設機械の点検・調整・操作・運転の仕事に従事するものをいう。 ただし、定置機関・機械及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するものは小分類[572]に分類される。		
I-2	731	ボイラー・オペレーター	陸用蒸気機関の取扱業務・保守・管理などの仕事に従事するものをいう。	ボイラー・オペレーター(浴場を除く); 汽缶士; ボイラー技士; ボイラー工	ボイラー・オペレーター(浴場)[354]; 機関員[494]; 定置機関・機械修理・保全工[572]
I-2	732	クレーン・ウィンチ運転作業	クレーン・デリック・揚貨装置・ウィンチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。	クレーン運転工; 天井走行クレーン運転工; 浮クレーン運転工; 装入クレーン運転工; 巻上機(ウィンチ)運転工; 電動ホイスト工; コンベア運転工; ベルトコンベア運転工; デリック操作工	ベンチレータ運転工[733]; トラッククレーン運転工[734]; ローブウェイ運転員[739]; 坑外索道運転員[739]; スキーリフト運転員[739]; リフト運転員[739]; 玉掛技能工[739]
I-2	733	ポンプ・ブローワー・コンプレッサー運転作業	ポンプ・ブローワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事に従事するものをいう。	往復ポンプ運転工; ブローワー運転工; コンプレッサー運転工; 回転圧縮機運転工; 渦巻圧縮機運転工; ベンチレーター運転工	圧縮ガス製造工[521]; 冷凍機(装置)運転員[739]; 汲油工[755]
I-2	734	建設機械運転作業	土木工事・運搬機械・基礎工事用機械・削孔機械などの建設用機械の運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。 ただし、ミキサー運搬自動車の運転作業に従事するものは小分類[479]に分類される。	掘削機械運転工; ショベルマシン運転工; エキスカベーター運転工; ブルドーザー運転工; コンクリートミキサー運転工; スクレーパー運転工; コンクリート舗装機械運転工; キャリオール運転工; モーターグレーダー運転工; トラッククレーン運転工; ロードローラー運転工; 機械ローラー運転工; しゅんせつ(浚渫)機械運転工; トラクター運転工(建設用); ディーゼルバイルハンマ運転工; くい打機運転工; アスファルト舗装機械運転工	エレベーターガール[399]; 耕作トラクター運転者[431]; ミキサー車運転者[473]; 駅構内トラクター運転者[499]; 建設機械修理・保全工[572]
I-2	739	その他の定置機関・機械及び建設機械運転作業	小分類[731~734]に含まれない、定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。	内燃機関運転員; ディーゼルエンジン機関士; 焼玉エンジン運転員; 原動機運転員; 冷却装置運転員; 冷凍機(装置)運転員; エレベーター機械係; エスカレーター機械係; クレーン合図員; 玉掛技能工; リフト運転員; スキーリフト運転員; ローブウェイ機関操作員; 坑外索道運転員	エレベーターガール[399]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-2	74	電気作業者	発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守、送電線・配電線・通信線の架設・保守、電信機・電話機の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守などの仕事に従事するものをいう。		
I-2	741	発電員、変電員	発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。	発電員；水力発電員；発電タービン工；水力発電保守員；火力発電保守員；火力発電員；原子力発電員；原子力発電保守員；変電員；変電保守員；送電員；発電機運転工；配電盤工（発電・変電）；給電員	電気メータ検針員〔299〕；原動機運転員〔739〕；電気工事作業員〔746〕
I-2	742	送電線架線・敷設作業員	送電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。	送電線電工；地下ケーブル配線工（送電線）	電気工事作業員〔746〕
I-2	743	配電線架線・敷設作業員	配電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。	外線電工；地下ケーブル配線工（配電線）	内線電工〔746〕
I-2	744	通信線架線・敷設作業員	通信線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。ただし、屋内の通信線配線工事の仕事に従事するものは小分類〔745〕に分類される。	通信線架線工；電話架線工；外線工（通信線）；地下ケーブル配線工（通信線）；地下通信線配線工；海底ケーブル敷設工；通信線配線工（屋外）	電気工事作業員〔746〕
I-2	745	電気通信設備工事作業員	送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機の据付け・保守の仕事に従事するものをいう。屋内の通信線配線工事作業員に従事するものも含まれる。	電信機据付工；送信機据付工；受信機据付工；電話機据付工；中継機据付工；交換機据付工；電信機保守工；電話機保守工；通信線配線工（屋内）	電気工事作業員〔746〕
I-2	746	電気工事作業員	電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械装置の据付け・保守の仕事に従事するものをいう。	電気工事作業員；電気工事士；屋内電気工事作業員；船舶配線工；航空機配線工；鉄道車両配線工；電気保安工；内線電工；電灯線修理工；電気設備工；照明器取付工；電気機械据付工；放送装置保守工；舞台配電係	電気機械修理工〔581〕；電気器具内部配線工〔589〕；照明係（舞台・撮影所）〔729〕；発電員〔741〕；配電盤工（発電・変電）〔741〕；送電線電工〔742〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔742〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔743〕；外線電工〔743〕；電信機据付工〔745〕；電話機据付工〔745〕
I-3		採掘・建設・労務作業員			
I-3	75	採掘作業員	地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて、各種の鉱物を機械・器具により採掘・採取する仕事、原油・天然ガスの採取、石油坑・温泉の開削などのためのボーリング、坑道の保持強化・充てん（填）、坑内における資材・鉱物の運搬、鉱物の選別・破砕、採掘の仕事及び他に分類されない鉱物の掘採・採取に関連する仕事並びにダム・トンネルの掘削・掘進の仕事に従事するものをいう。		
I-3	751	採鉱員	採鉱場において、鉱物（原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、機械・器具を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する仕事に従事するものをいう。ここで鉱物とは、金鉱・銀鉱・銅鉱・鉛鉱・そう鉛鉱・すず鉱・アンチモン鉱・水銀鉱・亜鉛鉱・鉄鉱・硫化鉄鉱・クロム鉄鉱・マンガン鉱・タングステン鉱・モリブデン鉱・ひ鉱・ウラン鉱・黒鉛・硫黄・石こう・重晶石・明ばん石・ほたる石・石綿・石灰石・ドロマイト・けい石・けい砂・長石・陶石・ろう石・滑石・耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る）・がいろ目粘土・砂鉱（砂金・砂鉄・砂すず・その他沖積鉱床をなす金属鉱）・石炭（亜炭・	坑内採鉱員；石灰石採鉱員；けい石採鉱員；けい砂採鉱員；滑石採鉱員；耐火粘土採鉱員；砂鉄採鉱員（砂金・砂鉄など）；探炭員	支柱員〔759〕；坑内運搬員〔759〕；発破員〔759〕
I-3	752	石切出作業員	採石場において、表土取り、削岩、石切り、大割りなどして、各種石材の切出しの仕事に従事するものをいう。ここで、石・岩石とは、花こう岩（み影石）・せん緑岩・はんれい岩・かんらん岩・はん岩・ひん岩・輝緑岩・粗面岩・安山岩・玄武岩・れき岩・砂岩・けつ岩・粘板岩・ぎょう灰岩・片麻岩・じゃ紋岩・結晶片岩・ひる岩・ペントナイト・酸性白土・けいそう土・陶石・雲母をいう。	石切工（採石場）；採石工；採石大割工；石割工；大理石切出工；と石切出工	石工〔541〕；石灰石採鉱員〔751〕；滑石採鉱員〔751〕；けい石採鉱員〔751〕；発破員〔759〕
I-3	753	砂利・砂・粘土採取作業員	砂利・砂・粘土などの採取場において、機械・器具を用いて砂利・砂・粘土鉱物（耐火粘土を除く）を採取する仕事に従事するものをいう。	砂利採取員；庭石採取員；玉石採取員；かわら土採取員；壁土採取員；バラスト採取員；磨き砂採取員；粘土採取員；ペントナイト採取員；酸性白土採取員；けいそう土採取員；絹雲母採取員	耐火粘土採鉱員〔751〕；けい砂採鉱員〔751〕
I-3	754	ダム・トンネル掘削作業員	ダム・トンネルを作るため、さく（鑿）岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するものをいう。	ダム掘削工；ダム掘進工；ずい（隧）道工；トンネル掘削工	

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-3	755	さく井・採油・天然ガス採取作業	地上・海中において、地殻から石油・天然ガス・温泉(熱水・蒸気)・水採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事並びに自噴又は促進されて自噴するものの採油、坑井内へのガスの圧入による採油、ポンプによる採油、ガス分離そう(槽)・附属圧縮機などを使用した油とガスの分離による採取の仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。水井戸の機械掘り作業に従事するものも含まれる。	井戸機械掘工;井戸ボーリング工;油井・ガス井機械掘工;ボーリング工(油井・ガス井);試すい工;さく井工;ガスリフト採油工;汲油工;自噴採油工;準備工(石油);送油機関士;送油工;弾丸せん(穿)孔技術工(石油);採油ポンプ運転工;天然ガス採取工;天然ガス採取ポンプ運転工;水止工(油井);やぐら大工(石油鉱山);掘削やぐら工(油井・ガス井)	井戸手掘工[779]
I-3	759	その他の採掘作業	小分類[751~755]に含まれない採鉱・採石に関連する仕事に従事するものをいう。	支柱員;坑内運搬員;手選工;選鉱員;選炭員;バラスト製造工;シアン化選鉱員;キャップランプ員;火薬員(採鉱・採石);検岩員;坑内ガス検査員;坑内ガス分析員;坑内軌道員;坑内雑役員;坑内通気員;坑内保線員;発破員;保安員(鉱山);坑内ボーリング員;坑内調査測量員	砕石工(山元を除く)[549];電気保安工[746];坑外運搬員[792]
I-3	76	建設躯体工事作業	ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、とび(鷹)・鉄筋組立てなどの躯体関係の仕事に従事するものをいう。		
I-3	761	型枠大工	合板製型枠の作製並びに木、紙、合成樹脂、複合材及び金属製品等を用いて、コンクリートを打ち込むための鑄型となる型枠及び支柱の組立て・取付けの作業、建造物の水平・垂直の確保の仕事に従事するものをいう。	型枠大工;型枠工;木製型枠工;鋼製型枠工	木型大工[663]
I-3	762	とび職	くい(杭)打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・取り壊し・けた(桁)かけなどの仕事に従事するものをいう。	とび;とび職;とび工;建築とび工;鉄骨とび工	鉄工[553];アスファルト舗装工[781];土木作業員[781]
I-3	763	鉄筋作業	鉄筋の下ごしらえ、組立て、結束、切断、屈曲、成形等の仕事に従事するものをいう。ただし、鉄筋コンクリート製品製造にかかる鉄筋作業者は小分類[553]に分類される。	鉄筋工;鉄筋切断工;鉄筋組立工;鉄筋成形工	
I-3	77	建設作業(建設躯体工事作業者を除く)	ビル、家屋などの建設工事に関連して、ブロック積み・タイル張り・防水・屋根ふき・左官・配管・熱絶縁・畳の仕立作業などの中分類[76]に含まれない仕事に従事するものをいう。ただし、鉄骨工・ダムやトンネルの掘削工・トタン屋根ふき工・建設機械運転工・電気工事業者・塗装工・土木業者・鉄道線路工事業者などは含まれない。		
I-3	771	大工	家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。ただし、足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事する建築とび工は小分類[762]に分類される。	大工;宮大工;大道具工(演劇)	盤木大工[599];木型大工[663];指物大工[664];家具大工[664];船大工[665];小道具工(演劇)[729];型枠工[761];建築とび工[762]
I-3	772	ブロック積・タイル張作業	コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事及びタイル・テラコッタ・石材等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰める仕事に従事するものをいう。	れんが積工;取なべ(鍋)れんが積工;れんが塀作工;ブロック積工;ブロック建築工(ブロック積);築炉工;タイル張工(プラスチック以外);タイル張左官;テラコッタ取付工;炬修工	プラスチックタイル張工[779];ゴム・プラスチック床張工[779]
I-3	773	屋根ふき作業	かわらふき・スレートかわらふき・土居ふきなどの屋根ふき又はふきかえの仕事に従事するものをいう。ただし、金属材による屋根ふき仕事に従事するものは小分類[554]に分類される。	屋根ふき工;かや屋根ふき工;かわら屋根ふき工;かわら揚工;スレートかわら屋根ふき工;めんど(面戸)塗工	かわら製造工[534];トタン屋根ふき工[554]
I-3	774	左官	土・モルタル・プラスタ・漆(喰)・人造石等の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するものをいう。	左官;左官手元;壁塗り工;木舞かき工;モルタル塗り工;漆(喰)塗り工	タイル張左官[772];コンクリート打工[781]
I-3	775	畳職	畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事に従事するものをいう。	畳工;畳屋;畳職;畳仕立工;畳裏返工;畳表替工	畳表製造工[667];畳床製造工[667]
I-3	776	配管作業	ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・寸法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するものをいう。ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。ただし、土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの仕事に従事するものは含まれない。	配管工(プランバー);スチーム配管工;ヒューム管接続工;鉄道車両配管工;ビニル配管工;パイプ工;水道工事工;ガス管配管工;造船銅工(配管工);鉛管工;鉛工;プラント配管工;衛生配管工;空調配管工	銅工[554];地下ケーブル配線工(送電線)[742];地下ケーブル配線工(配電線)[743];地下ケーブル配線工(通信線)[744];保温工[779];コンクリート管配管工[781];土管敷設工[781]
I-3	779	その他の建設作業	掘井戸・横井戸・掘抜井戸などの井戸手掘り、沈没船解体・海難救助などのための潜水、ガラスのはめ込みなど小分類[771~776]に含まれない建設の仕事に従事するものをいう。	井戸手掘工;潜水土士;沈没船引上工;潜水ポンプ係;ガラスはめ込工;建具ガラスはめ込工;ショーウィンドーガラスはめ込工;止水工;防水工;保温工;板ガラス切はめ込工;スタンドガラスはめ込工;自動車ガラスはめ込工;室内装飾工;プレハブ建築パネル組立工;プラスチックタイル張工;モルタル防水工;アスファルト防水工;保冷工;ゴム・プラスチック床張工;じゅうたん張工;測量業者;コンクリートはつり工;サッシ取付工(金属製);グラウト工;熱絶縁工	測量士[053];コンクリートブロック製造工[538];ボーリング工(油井・ガス井)[755];井戸機械掘工[755];建物洗浄作業員[801]

大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
I-3	78	土木作業従事者	土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの練りや充てん、道路の舗装、鉄道・軌道のレールの敷設・保線などの仕事に従事するものをいう。		
I-3	781	土木作業員	建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充てん、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの仕事に従事するものをいう。	土木作業員；コンクリート打工；土管敷設工；コンクリート管配管工；コンクリート練り工；レーキ作業員；アスファルト舗装作業員；コンクリート舗装作業員；タール散布工	
I-3	782	鉄道線路工事作業員	鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。	線路工事作業員；軌条工；森林軌道保線員；軌道掛；線路保安員	
I-3	79	運搬労務作業員	貨物の運搬・積み込み・積み卸し・配達及びこん(梱)包の仕事に従事するものをいう。		
I-3	791	船内・沿岸荷役作業員	港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積み込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。	現場監督；デッキ作業員；保管職員(上屋)；船内荷役作業員；沿岸荷役作業員	フォークリフト運転者[499]；巻上機(ウインチ)運転工[732]；資材運搬員[792]；倉庫現場員[793]；倉庫作業員[793]
I-3	792	陸上荷役・運搬作業員	運送店・駅・工場・事業場などで、貨物・荷物・資材の積み卸し・運搬の仕事に従事するものをいう。 ただし、船内荷役作業員・沿岸荷役作業員は小分類[791]に分類される。	貨物自動車荷扱員；貨車積み卸し；荷物運搬員；熱処理品運搬員；資材運搬員；原料運搬員；木材運搬員(山元を除く)；牛乳運搬員；坑外運搬員	手回品運搬員[399]；運材作業員[443]；牛乳配達員[794]
I-3	793	倉庫作業員	倉庫において、貨物の搬入・搬出・積み卸し・積み直しの仕事に従事するものをいう。	倉庫現場員；倉庫作業員；原料保管係員；工具保管工；資材受渡工；出庫係員；倉庫品整理工	倉庫事務員[272]；倉庫見回員[423]；倉庫警備員[423]
I-3	794	配達員	荷物・商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事するものをいう。	ルートマン(ウーマン)；買物配達員；ガラス荷造配達員；牛乳配達員；新聞配達員；洗濯物配達員；内職配達・回収人；宅配配達員；オートバイ宅配人	トラック運転者[473]；郵便配達員[504]
I-3	795	荷造作業員	輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ(釘)打ちなどのこん(梱)包に従事するものをいう。	荷造工；紙荷造工；こん包工；袋詰工(荷造)；鋼帯くぎ打ち工；パレットこん包工	包装(ラッピング)工[728]
I-3	80	その他の労務作業員	建物・駅・道路・公園などの清掃、官庁・学校・会社などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。		
I-3	801	清掃員	煙突・ガラス・床・手すりなどの清掃、公園・道路の清掃、ごみの収集などの仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の家庭において、掃除の仕事に従事するものは小分類[349]に分類される。	建物洗浄作業員；宿舎掃除作業員；ガラス拭き作業員；床磨き作業員；煙突掃除作業員；階段磨き作業員；洗車作業員；し尿汲取作業員；塵芥収集作業員；白あり駆除作業員；消毒作業員；道路清掃作業員；公園掃除作業員	庭掃除人(個人家庭)[349]；機械掃除工[809]
I-3	809	他に分類されない労務作業員	機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・会社・病院・駅などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。	機械掃除工；工場雑役工；容器洗じよう工；瓶ふき工；公園草取作業員；グラウンドキーパー；潜水ポンプ補助員；潜水ポンプ押作業員；倉庫雑役人；用務員(学校)；坑外雑役員；貨物自動車助手；ゴルフ場芝手入れ作業員；定期掃除工(紡績)；たる洗い工(からん抜)；皿洗い人(調理見習いでないもの)；パントリー(食器洗い人)；選瓶工；洗瓶工；検瓶工(再生資源回収)；公園芝刈作業員；洗濯物仕分け作業員	検瓶工(ガラス瓶製造)[539]；検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)[629]



大分類	分類番号	項目名	説明	内容例示	他の項目に含まれるものの例示
J		分類不能の職業	いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であつて、いずれの項目に分類すべきか不明の場合、又は記入不詳で分類しえないものである。		
J	99	分類不能の職業			
J	999	分類不能の職業	いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であつて、いずれの項目に分類すべきか不明の場合、又は記入不詳で分類しえないものである。		